

電子複写不可



參謀本部第二十班（第十五課）

大本営政府連絡會議事録

四冊中
其の一

自 昭和十五年十一月二十八日
至 昭和十六年 七月二十九日

防衛研究所戦史室

は
118
2020
25

戦争指導
皇軍図書
1128

戦争指導関係経歴表

一、本書は旧陸軍歩隊本隊第二十班又は第十五隊乃至軍務課で保管していたものである。

第二十班は昭和十五年十月第二課より独立して歩隊次長直屬の班として新設せられ、戦争指導に關する事務を担當した。昭和十七年二月第一師西の第十五隊に改編、昭和十八年十月再び次長直屬の第二十班となる。昭和二十年四月陸軍省部の二位一体制採用に伴い、第二十班は陸軍省軍務課と二位一体となり歩隊本物の立編における名称は第十二隊となつた。

二、昭和二十年八月十四日大東亜戦争終戦に方り陸軍一般に歩隊班の指令が出されたが、軍務課佐務將校中野善一少將は高級議員山田成利大佐の許可を得て、都下青梅藤原の自宅に搬出し、「ドラム」編につめて地下に隠匿した。

昭和二十五年山田大佐の申出により、元第二十班員で第一復員省（局）史書調査部（資料整理部）職員たる原四郎中佐が保管を継承して都下某所に隠匿し、占領米軍の発見を免れるため表紙を焼却して左記分類の如く改裝した。

(内) 昭和日記 甲 機密戦争日誌

(何) 昭和日記 乙 大本營政府連絡會議決事録

(内) 昭和日記 丙 重要國策決定稿

(何) 昭和日記 特 御前會議（重要連絡會議を含む）議事録

(何) その他の書類

戦史室

本館			
史室長	企画官	関係福さん官等	史料係長
		島野 後菜	
		有	

43. 3. 12

史料件名の変更

史料件名を次のとおり
改善す。 内印に説明(経手)
を記入。

旧	新
1. 連絡懇談会 連絡会談議事録 No. 1	大本営政理連絡 会談式事録 ①冊中 No. ① 並記
2. 大本営政理連絡会 (最高戦争指導会談) 議事録 No. 1	指導本部第①部(初陣) 大本営連絡会談 議事録 4冊中 No. ①

三、朝記史室調査(資料整理部)においては、昭和二十一年十二月版誌卓四郎大佐創設となるに及び、古戦時代の終了を待つて正統戦争史の本格的編纂を實現し、戦争指導史關係は既具たる編纂一證大佐、卓四郎中佐、藤本正勝中佐担任を予定し、本書を相當年代に応じ大々分刷保管することとした。

四、藤田卓四郎大佐主宰の史室研究所創設に伴い、本書を一括開研究所に保管、昭和三十五年四月三十日版能大佐の死亡に伴い、六月以降当朝史室の保管となる。これよりさき、版中大佐の「大東亜戦争会史」の編纂に利用され、あるいは当朝史室の創設後その全部の写が作成され、編纂に利用されてきた。

昭和三十五年六月二十二日

本館歴要記註本

一等望佐(元陸軍中佐)

卓

四



防衛研究所戦史室副室長

卓

四



本史料管理に關

防衛庁事務官

卓

四



する全被責任者

防衛研究所戦史室長

卓

四



自昭和一五二
至昭和一六二

昭和一
知日
記(乙)
卷一

番號	目次	案卷
1	連絡懇談會設置趣立書	
2	十月二十六日第一回 國民政府承認條件	
3	十一月十二日第二回 一般情勢三就及連絡懇談會	
4	十一月二十七日第三回 泰佛印紛爭問題	
5	十一月十四日第四回 泰佛印紛爭問題	
6	十一月十九日第五回 泰佛印紛爭問題	
7	泰佛印紛爭問題	
8	佛印泰佛印問題	
9	佛印泰佛印問題	
10	佛印泰佛印問題	
11	右岡提案外債保以支務案要綱	二月廿八日
12	社債保案外債保以支務案要綱	

索引

...

昭和三十八年
四月二十一日
五月二十一日
昭和三十九年
四月二十一日
五月二十一日
昭和三十九年
四月二十一日
五月二十一日

索引

番 號	目	次	起 案 者
2 1/2	新四國十初選治全載三冊ヲ純御知シテ要旨多ク次	ク2	
3	新四國十初選治全載三冊ヲ純御知シテ要旨多ク次	ク2	
4	情報文庫ノ要旨	ク2	
5	戦時下ニ於ケル地政上ノ態度	ク2	久野 國 謙 江 定

索引

番 號	目	次	起 案 者
27	六月十日 第三十(回)		
28	六月二十五日 第三十二(回)		
29	六月二十七日 第三十三(回)		
30	六月二十八日 第三十四(回)		
31	六月三十日 第三十五(回)		
32	七月一日 第三十六(回)		
33	七月一日 第三十七(回)		
34	第四回 御前會議		
35	七月十日 第三十八(回)		
36	七月十二日 第三十九(回)		
37	近任者三次内閣成立ニ伴フ初選治ノ件	ク2	久野 國 謙 江 定
38	公明黨社行進口ニ關スル三三三ノ下位紙ノ件	ク2	久野 國 謙 江 定

り従来ノ 閣議ヲ仰クコトナク官中ニ於テ行ハレタル連絡會議ハ自
ラ行ハルコトナカルヘシ

律津浦本キチノニヤオ政府統帥部ノ組織ニ依リ決定セラレヘキ範圍
ノ重要國策ハ 御前ニ於ケル連絡會議即御前會議ト本連絡懇談會ニ
於テ決定セララル ニ五ルヘシ

本懇談會設置ノ件ハ次長ノ進言ニ依リ第一回懇談會開催ニ先^レシ事前
ニ侍從武官府ヲ通シ官中ニ申上ケタリ

尙本連絡懇談會ニ於テ決^定非^ズセル事項^ヲ直チニ政府及統帥部ヨリ
上奏スヘキヤ否ヤニ關シ^{テハ}其ノ都度同席上ニ於テ決定スルコトトス

陸 軍

十一月二十八日第一回連絡懇談會

國民政府承認ノ件

- 一 出席者 四相、副次長、鈴木政務部長
- 二 先ツ陸相ヨリ本連絡懇談會設置ノ趣旨ニ就キ發言スル所アリ
- 三 國民政府承認十一月三十日ヲ議決ス
- 四 十一月三十日迄ニ停戰申込アリタル場合ニ於テモ承認期日ヲ變更
スルコトナシ
- 五 承認ニ伴フ處置
- 六 世界へ聲明ヲ發ス（興亞院、外務省）
- 七 國印後ハ對重慶工作ヲ漸ク中止ス
- 但^{シテ}日平ヲ中止スルコトナシ

3 關印後ハ和知少將ノ松岡工作援助ヲ取止ム
4 御乙ニ對シテハ懸ロニ應對ス

十二月十二日第二回連絡懇談會

一般情勢ニ就キ連絡懇談

一、松岡外相發言

1 泰、佛印尖地恢復調停ノ件

尖地恢復調停ニ關スル「アンリ」ノ返、本國ハ研究中ナリ、
泰ヨリモ亦返ナシ

2 松岡大使ノ意見具申

先ツ佛印ヲ片付クヘシ

米ハ佛印ノミニテ充分ナリ

速ニ南佛ニ兵力ヲ派遣スヘシ

3 自今對重慶松岡工作ヲ打切ル

名目「ソ」國交調整ハ進展シアラス

三 陸相發言

支那事變處理要綱ノ具体化ヲ促進スルノ要アリ

三 參謀次長發言

三國同盟ヲ利用スル外交施策ヲ強化スルノ要アリ

十二月二十七日第三回連絡懇談會

泰及佛印ニ對シ採ルヘキ帝國ノ措置ノ件

一 出席者 總理、平沼、陸、海、外相、總長、軍令部次長

三 外相發言

一 佛印大使ノ意見ニ依レハ對佛印施策ニハ武力的威壓ヲ必要トス

強硬態度ヲ採ルヘシ

二 泰勢力英米七割、日本三割、強力施策ノ要アリ

三 佛印ハ松岡「アムリ」協定ニテ我ヲ馬鹿ニシテ居ル爾後若干

強硬態度ヲ採ルヘシ

經濟交渉ハ案外マトマルカモ知ラス

三 海相發言

1. 「ラヴァール」失脚ニテ佛印ノ態度變化ナキヤ

2. 強硬態度ニテ物資取得可能ナリヤ

3. 英米刺戟ヲ避ケ更ニ慎重ナルヲ可トセスヤ

各文書註報ニ依レハ英國ハ日本カ佛印ニ止マル限リ戦ヲ懲セス爾
印ニ延ヒルトキハ戰爭必至ナリト判斷セラル

四 總長發言

對佛印、泰強硬態度ヲ採ルニ於テハ南方施策全般ニ就キ確乎タル
腹ヲ前提トス腹決定セサル場合ハ慎重ナルヲ要ス

軍令部次長同意ヲ表ス

五 松岡發言

1. 米ノ問題ハ成ルヘク早ク一月中ニ解決ヲ企圖シアリ

陸 軍

2. 「シンガポール」攻略時期ハ英國敗レタル時、米國參戰ノ時、

獨逸敗レントスル時ノ三案アルヘシ

3. 蘭印ハ芳澤ノ「スロイモーション」ニテ何ントカナルヘシ

六 以上ヲ以テ別紙「泰及佛印ニ對シ採ルヘキ帝國ノ措置」ヲ議決ス

泰及佛印ニ對シ探ルヘキ帝國ノ措置

一、方針

連ニ日泰間ニ密接不離ノ關係ヲ設定スルト共ニ佛印ニ對シテハ強硬ナル態度ヲ以テ機宜所要ノ威壓ヲ加ヘ我方要求ヲ容認セシメ且泰、佛印間ノ國交調整ヲ促進ス

ニ、要綱

- (甲) 連ニ日泰間ニ政治、軍事協定及經濟協力協定交渉ヲ開始ス
- (乙) 連ニ佛印ニ開スル日佛交渉ヲ開始シ帝國ノ經濟的、軍事的、政治的要求ヲ提示シ就中經濟的要求ノ即時容認並泰、佛印國境紛争ノ解決ヲ要求ス
- (丙) 佛ニシテ應セサル場合ハ我主張貫徹ノ爲松岡、「アンリ」協

定ノ彼棄ヲ豫定シ之ニ伴フ所要ノ措置ヲ講スルモノトス

「註」

(1) (4)ニ關スル具體的措置ニ付テハ別途決定ス

昭和十六年一月十七日第四回臨時連絡懇談會

泰、佛印紛争調停ノ件

一、泰、佛印紛争ニ對スル帝國ノ強力施策急務ニ直面シ臨時連絡懇談會ヲ開催シ左記申合ヲ議決ス

左記

(一)泰ノ失地回復ヲ目標トシ居中調停ニ就キ速ニ佛國トノ間ニ交渉ヲ進ム而シテ其ノ拒絕ニ會フモ貫徹ヲ期ス

(二)此ノ反響ヲ若干日觀察シタル後泰ニ對スル條約交渉開始ノ時期

ヲ決ス

三、外相發言

泰ニ對スル切出ノ時機ハ凡ソ十日間持越トナルヘシ

陸軍部ハ、一月十九日第五回連絡懇談會ノ概要ニ對シテ、

一、泰西二見公使ヨリノ電報ニ基キ早朝海軍側ヨリ陸軍省ニ對佛印及
二、日理朝食ハ連絡懇談會出席者ノ恒例會食アリ
三、右會食ニ引續キ連絡懇談會ヲ開催シ陸海軍ヨリ第一項ノ處理要綱
ヲ提案ス

會モ同席ニ法領軍令及陸海軍
一、佛印領事ニ渡スル電報ノ返答ニ對シテ、
陸軍部ハ、一月十九日第五回連絡懇談會

陸軍

一月十九日第五回連絡懇談會ノ概要

一、泰西二見公使ヨリノ電報ニ基キ早朝海軍側ヨリ陸軍省ニ對佛印及

二、日理朝食ハ連絡懇談會出席者ノ恒例會食アリ
三、右會食ニ引續キ連絡懇談會ヲ開催シ陸海軍ヨリ第一項ノ處理要綱
ヲ提案ス

四、松岡日夕兩本案ハ考慮研究スヘシ

一、(一) 回英米ニ對シ大ナル利便ヲ與フルコトナキヤ果シテ可ナ
ルヤハ、

(ハ) 本案ノ成否ノ見透ハ疑問ナリ或程度ノ得スルコトアル
ヘシニシテハ...

陸

英日夕... 米ハカリ心配スルナ...

參謀總長 直チニ南佛ニ兵力ヲ出ス譯テハナイ
軍艦ノ派遣、北部佛印ニ兵力増加等ニヨリ大體ノ目的

一月十日ニ達シ得ルモノト思ス

陸軍

五、以上問答ニテ會議ヲ打切り外相研究ノ結果意見アレハ更メテ連絡
懇談會ヲ開クコトニ決ス

其二

午後三時外相ノ提議ニヨリ午後四時ヨリ引續キ首相官邸ニテ懇談
會ノ再開、總長及第一部長出席ス

經過左ノ如シ

本日晝「ロバン」ト面談ス

「ロバン」曰ク、予ハ日佛親善ニ努力シアリ

松岡曰ク、日本ハ調停ニ乗り出ス積リナリ

「ロバン」曰ク、本夜調停ニ關シ「アンリー」ト打合スヘシ
「ロバン」曰ク、武器ヲ奪ニヤルハ困ル

松岡曰ク、前カラノ約束ニテ止ムヲ得ス

「ロバン」曰ク、戦争ヲ始メタ以上武器供給手控ヘラレ度

松岡曰ク、東洋人ハ約束ヲ遵守スルヲ以テ其ノ斷續承セラレ度

松岡曰ク、調停ニ乗出ス以上手控ヘル如ク努力ス此ノ前ニ調停ヲ

申入レタル際拒絶シタルニカカハラス今同英米ノ申入

ニ應スルカ如キハ帝國ノ面目及國論指導上之ヲ許容シ

難シ日本ハ英米ト事ヲ構ヘルコトヲ希望セス他方察ハ

「アジヤ」ノ一國ナリ佛印トモ親密ニヤリ度ト思フカ

故ニ再ヒ調停ニ出テント思フ

陸軍

決シテ不公平ニセス故ニ「アンリー」ニ口添ヘセラレ

度

三「ロバン」トノ右會見狀況ヲ説明シタル後松岡更ニ發言シ

要綱案ニ就テハ本件ハ武力背景ニヨラザルヘカラスト思考シ調停

ト武力行使トノ關係ニ就キ先ヅ兵力使用次テ調停ト一應考ヘタル

モ狀況切迫シアル現在調停出來ル様ニスルヲ先決ナリト考ヘ調停

ノ妨害トナルコトヤ交渉シ難イコトハ手控ヘ度即チ秘密當然洩レ

英米ヲ刺戟シ又「ヒブロン」ニ對シ義務付ケトナル機ナ軍事協定ハ

從來ノ如キ援助ノ態度ヲ以テシテハ成立不成功ト思フ次第ナリ

再言スレハ松岡ノ考ヘテハ居中調停ヲ兩國間ニ成立セシムルコト

ヲ眼目トスル以上協定迄持出スノハ不同意ナリ

右ノ如ク考ヘルニ依リ一ノ曰ハ好機ヲ捕ヘテト修文シ先ツ停戦シ
先方ヨリ協定ヲ申出テタル場合協定ヲ提案スルコトト致シ度
元來ノ希望ハ一ノ曰ハ削除シ度キナルモ然シ乍ラ本修文ノ程度ニ
テ行キ度

四松岡發言ヲ續ケ三ノ曰ハ午前ニハ取消ス機提案シタルカ雖ニ經濟
的、政治的、優先的利益ヲ認メルト云フコトアルヲ以テ復活致シ
度其ノ代リ「自衛上」ヲ斷シテト修文致シ度

五三ノ曰ニ就キ海軍大臣提案シ「直ニ」ヲ削除ス其ノ理由トシテ曰
ク、足柄、鄂珂其他運糧等海南島ニ大型飛行機、航空母艦等高
級ニ在リ又威風ノ一部ハ既ニ實行シアリ

六次テ松岡ハ「ルトマニヤ」同様泰カ三國同盟ニ入ル機ニナルカモ

知レスト發言シタルニ對シ近藤軍令部次長ハ本問題ヲ東洋ニ獨逸
カ手ヲ出スコトニナルハ不同意ナリト述フ、松岡ハソウ窮屈カラ
ンテモ宜カルヘシト述ヘタルニ對シ軍令部次長ハ本件ハ連絡ノ上
述ヘ度ト結ヘリ

以上ヲ以テ意見一致別冊ノ如ク泰佛印紛争調停ニ關スル緊急處理要
綱決定ス

七更ニ松岡曰ク、本夜「ロバン」ハ「アンリト」ニ會フヘキヲ以テ
コチラノ意見ハ「アンリト」ニ通告スヘシ又「ヴシー」政府、「ト
クー」及「泰」ニハ「否」ト云フコトハ云ハサナイ様ニ通告ス
尙獨逸大使ニモ本件ヲ通告シオトテ吳レト述フヘシト附言セリ
總長ハ北佛ニ對スル交代兵ノ重複ニ關シテハ直ニ處置ス又將來南

佛ニ對シ出兵スルヤ否ヤハ考ヘツツアリト途ヘタリ
八 尙本處理要綱ハ政府、統帥部共ニ上奏セス本方針ニ基ク處置ニ關
シテ上奏スルゴトニ打合ス

奉、佛印紛争調停ニ關スル緊急處理要綱

昭和十六年一月十九日
大本營政府連絡懇談會決定



本處理方針ニ關シテハ政府並統帥部ヨリ上奏スルコトナシ
本處理方針ニ基キ政府並統帥部ニ於テ取ルヘキ處置ニ關シテ
上奏スルモノトス

一 方針

泰ヲシテ英國ノ居中調停ヲ拒絕セシムルト共ニ帝國ハ兩國ニ對シ
所要ノ威壓ヲ加ヘ紛争ノ即時解決ヲ圖ル

一 泰ニ對スル措置

(一) 尖地問題ニ關聯シ日本カ從來採リ來リタル居中調停ノ立場ニ鑑

ミ英國側ノ申出ヲ拒絕セシム

(二) 日本ハ佛印ヲ壓迫シ即時停戰セシムル事ヲ保障ス

(三) 好機ヲ捕ヘテ日、泰間新協定特ニ軍事協定取極メニ關シ原則的

諒解ヲ取付ク

一 佛印ニ對スル措置

(一) 直ニ佛本國及佛印當局ニ對シ即時停戰方申入ル

(一)前項后中調停ニ對スル帝國ノ態度トシテハ英國等ヘノ調停依頼
ハ松岡「アンリー」協定ノ趣旨ニ違反スルノミナラス福東ノ安
定大東亞新秩序ノ建設並支那事變處理ニ重大ナル關係モアリ帝
國ノ斷シテ監視シ得サル趣旨ニ據ルコト
四右ニ伴ヒ佛印ニ對シ所要ノ威壓行動ヲ開始ス

威壓行動及武力行使ニ關シテハ別ニ定ム

一月二十三日第六回連絡懇談會
佛印泰處理ニ關スル件

一、出席者 總理、平沼、陸海外三相、總長、軍令部長

二、外相先ツ佛印ノ米交渉問題ヲ説明ス

米問題ハ順調ニ解決ス

價格一號カ一屯一一二圓、二號ハ一屯一一七圓、取得量要求通り
ニシテ佛印ニシテ一五〇万屯以上ノ收穫アレハ更ニ日本ニ廻スコ
トニ交渉成立ス

三、外相次テ佛印泰紛争調停ニ關シ發言ス

昨二十二日夕大橋外務次官ヨリ返事ヲ早クスヘシト「アンリー」
ニ申込ミタルニ對シ「アンリー」ハ兩國直接交渉ヲ強調ス大橋ハ

日本ヨリ正式ニ商停ヲ申出タル關係モアリ又英米ノ態度カ相當強ク感セララルル今日日本ヲ避ケルタメ英米ノ態度ノ下ニ右兩國直接交渉ヲ強調スルニアラスヤト強ク「アンリー」ヲナジリ別レリ尙原田大使ヨリ電報アリシモ「アジア」局長カ原田ニ話シタモノテ外務大臣トシテハ之ヲ以テ佛ノ最後回答トハ思ハヌ其ノウチニ正式回答來ルヘシ

四右ニ次テ陸海軍ヨリ兵力使用ノ大體ニ就キ發言セリ

總長ハ特ニ左ノ件ヲ述フ

(1)佛政府ノ速カナル回答ヲ促進セラレ度 軍トシテハ重大ナル變轉ニ對スル準備トシテ内地カラモ所要ノ部隊ヲ派遣セサルヘカラス之ニハ三週間モ必要トスルヲ以テ成ルヘク早く返事ヲ求メ

ル様セラレ度

(2)今後ノ情況變化ハ不明ナルモ各種ノ狀況ヲ想定シ河ヘハ佛カ日本ノ要求ヲ容レタトキ範圍カ佛ノ直接交渉ヲ認メタ場合ノ處置竝此ノ直接交渉ヲ認メル爲ノ範圍ノ條件ヲ佛國カ容レタ場合、容レナイ場合等外交上軍事上打ツヘキ手ヲ夫々研究シ直ニ變動シ得ル如ク適合ヲ遂ケ擔當ナキヲ期シ度外相モ本件ニ關シ充分留意セラレ度

(3)交代兵力ノ進駐ニ方リテハ武力行使ハ絶無トハ云ヒ難シ万一ノ場合ニハ武力ヲ行使スルカモ知レヌ

其他交代部隊ノ行動ニ就キ説明シ尙本日特ニ本席上テ話シタ大體ハ上奏スルカラト附加ス

軍令部次長ハ戰況ニ關シ次ノ如ク説明セリ

(4) 足利、長良、五水戰（暹羅艦五）昨朝海南島出發傳印沿津ヲ南
下シ二十五日朝暹佛印國境海上ニ現ハレ成電ヲ示ス

(5) 在高橋飛行隊ヲ海南島ニ留置セシム

(6) 在英運洋艦五、水雷戰艦、航空戰艦各二隊ヲ海南島ニ出發シ
得ル如ク準備ス

(7) 在神宮陸軍運送船機用占守一隻ニ帶海艇一ヲ増勢ス
爾右ノ如キ戰勢ハ取ルモ敵方抗戰セサル以上戰鬪行動ハ取ラサル
モノト豫測ス

一月三十日第七回連絡懇談會

對佛印泰施策要綱ノ件

出席者

内閣總理大臣

平沼內務大臣

陸軍大臣

海軍大臣

外務大臣

參謀總長

軍令部次長

富田書記官長

岡海軍軍務局長

武藏陸軍軍務局長

齋藤南洋局長

三 岡軍務局長 所要事項ノ説明ヲナス

及 外相發言

本施策ノ概成ハ三月末テハ出來ント云フモ宜シイ、責任ヲ以テシテハ出來スト云フ外ナイ

總長 何時頃出來ルカ

外相 六月末頃ナラ出來ルカモ知レヌ、六月末ハ長イト云フカモ

知レヌカ其間統帥部ハ準備シテ居レハ宜シイテハナイカ

總長 國際情勢上春夏ノ候ニ情勢ノ大轉換ヲ豫想セラルルカラ之

ニ應シ得ル爲三月末ヲ目標トセサルヘカラス特ニ目下ノ如ク國際情勢カ急遽ニ轉換スル狀況ニ於テ本問題ヲ長ク解決セスニ置クノハ不適當ナリ又軍自體トシテモ本問題ノ解決ハ他ノ問題ニ關係スルコトカ大テアル

軍令部次長 佛印ニ飛行場、港灣等ノ施設ヲスルノニ遅クナツテハ

全般ノ情勢上困ル

右論議ヲ數回反復スルモ決セス

外相 英米ヲ刺戟シテ陸海軍ハ差支ナキヤ、刺戟セストモ荒ボイ

行方ヲセスニ目的ヲ達成シ南方ニ寄襲的ニ戦争ヲシタ方カ

得テハナイカ

海相 三月末ヲ目標トシ國際的大轉換ニ對スル準備ヲスル「心組」

テ三月末ヲ削除シテハ如何

總長 夫レテハ困ル

外相 出来ヌモノハ仕方ナイテハナイカ

總長 情勢眞ニ已ムヲ得ナイ時南方作戰カ惹起セラルルノテアツ
テ其南方作戰ノタメニ此際是非據點ヲ確立スルノカ必要ナ
ノテアル

陸相 右ヲ強調ス

以上ノ間ニ總長ハ外相ノ英米ヲ刺戟セサル様施策スルノ件ニ關シ
陸軍同意ナル旨ヲ述フ

平沼 武力行使ハ英米ヲ刺戟スルト云ハルルカ佛印カ調停ニ應セ

サルトキ武力ヲ行使スルノテハナイカ、夫レハ宜シイ之ハ
惡イテハ矛盾スルテハナイカ、長引ケハ益々不可三月末ヲ
入レタ方カ宜シイ

外相 同意セス

「三月末ヲ目標トシ」ヲ除キ勉メルト云フ覺書テハ如何ト云フ提
案ニ對シ外相ハ「勉メルモ困難ナリ」ト附加セサレハ同意セスト
述フ

話ハ一向ニ進展セス

外相 三月三月ト云フカ戰爭スル機ナ行方カ宜シイノカ

總長 戰爭ヲ強制スルノテハナイ

外相 ソレナラ俺ニハ出來ス

以上ノ如クニシテ次ノ覺書ヲ交換シ列席者捺印シテ「三月末ヲ目標トシ」ヲ除クコトニ決定ス

覺書「第二方針ノニ關シ本施策ノ目的達成ハ三、四月頃ヲ目標トシ外交上最善ヲ盡スヘシ」

四目的ニ關シ「大東亞共榮圈樹立並帝國ノ自存自衛ノ爲」云々ト大東亞共榮圈樹立ヲ入レルコト外相提案ス

總長ハ「當面スル」ト冒頭ニアルヲ以テ必要ナラスト述フ、結局

「大東亞共榮圈建設ノ途上ニ於テ」ヲ入レルコトニ決定ス

五次テ海相、方針一ノ「已ムヲ得サレハ佛印ニ對シ武力ヲ行使ス」

ヲ削除シテハ如何ノ提案ニ對シ總長不可ナリト主張シ原案通り決定

六更ニ外相發言シ外相提案ノ備考ハ削除スルモ記録ニ止メ置イテ吳レト述フ

七本要綱ノ取扱ニ就テ

總長、次長、御前會議ニ於テ正式決定スヘク提議セルモ大部ノ者ハ毎回々々御前會議ヲ御願ヒスルハ一考ヲ要ス此ノ前ノ連絡懇談會ノ結果ハ既ニ上奏シテアル本要綱ハ其ノ細項トモ云フヘキモノ故必要トスト述ヘ特ニ御前會議ヲ聞カスニ兩總長及總理ヨリ合同

極

秘

決定

40 部ノ内第 26 號

對佛印泰施策要綱

昭和十六年一月三十日
大本營政府連絡會議決定

上奏スルコトニ意見一致ス

總長ハ提案理由ハ軍令部總長外交ハ經理、軍事ハ參謀總長ヨリ上
奏スルヲ適當ナリト述フ

ハ以上ノ経緯ニ依リ別冊對佛印、泰施策要綱ヲ決定ス

備考

上奏シテ御裁可ヲ仰クヘキヤ否ヤハ未決ノ假會議ハ終了セリ

通

六

淺井中流此東要隘

外編 內編 四編

第一目的

大東亞共榮圈建設、途上ニ於テ帝

國ノ當面スル佛印、泰ニ對スル施策ノ

目的ハ帝國ノ自存自衛ノ為佛印、泰

ニ對シ軍事、政治、經濟ニ互リ緊密ニ

不離ノ結合ヲ設定スルニ在リ

第二方針

一帝國ハ速ニ佛印及泰ニ對スル施策

ヲ強化シ目的ノ貫徹ヲ期ス

之ヲ爲所要ノ威壓ヲ加ヘ已ムヲ得サ

第一目的

一佛印ニ對シ武カヲ行使ス

ニ本施策ハ英、米ノ策謀ヲ排シ敏捷

ニ之ヲ強行シテ成ルヘク速ニ目的ヲ概

成ス

第三要領

一帝國ハ失地問題處理ヲ目標トスル佛

印泰間紛争、居中謝停ヲ強行シ之
ヲ契機トシテ帝國ノ佛印、泰兩地域
ニ於ケル指導的地位ヲ確立スル如ク
施策ス
ニ泰ニ對シテハ成ルル速ニ日泰協定ヲ締
結シ佛國ニ對シテハ經濟交渉ノ速決ヲ

圖ルト共ニ機ヲ見テ日佛印間諸關
係ヲ増進スヘキ般の協力能存
間紛争防止ノ保障又日佛印間通商
交通擁護ヲ目的トスル軍事的協力は
關スル協定ヲ締結ス
右協定ニ於テ充足セラルヘキ帝國ノ政

治的及軍事的要求左ノ如シ
一 佛國ヲシテ佛印ニ關シ第三國ト一切ノ
形ニ於ケル政治的軍事的協力ヲ為サ
サルコトヲ約セシム

二 佛印特定地域ニ於ケル航空基地及
港灣施設ヲ設定又ハ使用並之ヲ維

五 持用為所要機關ヲ設置

六 帝國軍隊ノ居住、行動ニ關スル特別

ナル便宜供與

三 政戰兩略ノ妙用ヲ期スル為速ニ所要

自作戰準備ヲ整フルト共ニ武力行使

ノ時機ハ豫メ機ヲ失セズ之ヲ定ム

四 交渉ノ經過ニ應シ適時威壓ヲ増大シ

目的ノ達成ニ勉ム

右威壓行動ニ對シ佛印カ武力ヲ以テ抵

抗セハ當該部隊ハ武力ヲ行使スルモ之

ヲ強行ス

五 佛國カ紛争解決ニ應セサル場合ニハ

佛印ニ對シ武力行使ヲ豫定シ其ノ發

動ハ別ニ決定セラルルモノトス

六 協定締結ヲ拒否スル場合ニ於ケル武力

行使ハ豫メ之ヲ準備ヲ爲スモ其ノ發動

ハ當時ノ情勢ニ依リ決定ス

右武力行使ハ佛國ヲシテ我要求ニ聽

從セシムルヲ限度トシ、武力行使後ニ於テモ
極力佛印ノ治安維持、政治經濟等ハ
佛印當局ヲシテ當ラシムルニ勉ム

六、秦ニシテ我要求ヲ拒否スル場合ニ於テハ
日、秦協定ノ内容ヲ變更シ又ハ威壓ヲ
加フル等極力我要求ヲ容認セシムルニ

勉メ如何ナル場合ニ於テモ秦ヲシテ英、米

側ニ赴カシメサル如ク施策ス

七、本施策ニ應スル如ク帝國ノ輿論ヲ統一

スルト共ニ徒ニ英、米ヲ對象トスル南方問

題ヲ激化セシメ無用ノ摩擦ヲ生セサルニ

留意ス

家書入一紙及一紙
雖も若く少くも
奈れども其の
十本読菜丸
備三枝
或は四折

記 録

政治的軍事の事項ニ關スル外交上ノ措置ニ付テハ四國ノ情勢ニ鑑ミ
其時期及方法ヲ決定シ、次第ニヨリテハ佛印ニ對スル前記要求ノ内
容ニ付テモ變更スルコトアルヘシ

以上松岡外相ノ懇談會席上ノ希望トス

對佛印泰施策要綱ニ關スル覺

第二ノ方針ノニ關シ本施策ノ目的達成ハ三、四月頃ヲ目標トシ外
交上最善ヲ蓋スヘシ

二月三日第八回連絡懇談會

松岡提案ノ對獨伊蘇交涉案要綱ノ件

一出席者

總理、平沼、陸海外三相、陸海軍務局長、富田書記官長

二松岡提案

對獨伊「ソ」交渉案要綱ニ就テ審議シ若干ノ修文ト之

ニ對スル觀念ノ統一ヲ圖リタル上要綱ヲ決定ス

渡歐ノ時機ハ三月上旬出發四月中旬歸朝ト概定ス

三冒頭松岡發言

「リツベン」及「チアノ」ヨリ夙ニ渡歐ノ勸告アリ昨年暮

ニハ是非來ル様要望シ來レリ

本案件ハ政戰兩略一致ノ下ニ進ム必要アルヲ以テ提案シタ

ル次第ナリ渡歐行動豫定ハ「ベルリン」「ローマ」ニ各二、三日「ロス」ニ一週間位ト考ヘアリ

陸軍ヨリ本案ニ對スル意見アリタルモ海軍ヨリハ返事ナキヲ以テ同意ト認メテ差支ナキヤ

陸海軍

行クコトニ異存ナシ 其時機ハ對佛印、泰基礎交渉成リタル後ヲ可トス

總長

大島ニ頼踏ミセシメタル後ヲ可トス

外相

獨伊カ来イト云フ眞意ハ相當疑問ナリ即チ

(1) 獨伊自分本位ノモノナリヤ

(2) 宣傳ノ爲ナリヤ

(3) 日本ノ眞意ヲ直接問カントスルニアルヤ

等其眞意ハ疑問ナリ

議會開會中ナルモ外務ハ總理ニ御願ヒシテ行キ度 大島テハ頼踏ミハ出来ヌ 佐カ行ツタラ相當ノ事ヲ言フト思フ 尙議會ニ於テ英米ヲ攻撃シタコトハ一見行過キノ様ニ思フカ自分ノ歐洲行キノ豫備行爲ナリ民間ニ於テハ英米ヲ刺戟スルトテ非難シテ居ルカ強イ意志ヲ以テ進ム必要アリト思フ

行ク時機ハ獨ノ對英攻撃ノ前ヲ可トス

佛印、泰ノ見送シツキ次第即チ二月二十日頃調印ヲ終リ三月初メ出發、四月中旬ニ歸朝スル豫定ナリ

以上ヲ以テ渡歐ニ異存ナク其時機モ亦差支ナキコトニ決定ス

海相 議員ハ如何ニスルヤ

外相 澤山進レテ行キ度 貴衆兩院二名、財界言論界數名、大政

調會若干名ト豫定シアリ「オットー」モ多キヲ希望ス

海相 海軍トシテハ一名、「クリーエル」程度ヲ可トスヘシ

陸軍 先方ニ人モアリ研究スヘシ ソンナニ多クスル必要ナカル

ヘシ

四次テ各項ノ研究ニ入ル

二ノ(一)ニ就テ

外相 一年ニ石油百万屯取レルニ拘ラス現況ハ十万屯モ難シイ狀

態ナリ

海相 左ノ二案ヲ提案ス

第一案

最初五年間一五〇万屯取得次テ次ノ五年間一五〇万屯買收ス

第二案

日「ソ」國交順調ナラハ獨ノ保障ニ依リ十年間ニ三〇〇万

屯買收ス

外相 將來研究スヘシ

(一) (二)ニ就テハ意見ナシ

(三)ニ就テ(漁業問題)

外相 本件ハ(一)ニアル如ク北樺太ヲ買フ案ナルヲ以テ自然解決ス

ヘシ 別ニ研究ノ要ナシ

(四)ニ就テ(輸送力増強ノ件)

陸海軍 「シベリヤ」鐵道ノ輸送力ヲ過度ニ大ナラシムルハ國防

上關係大ナルヲ以テ注意ヲ要ス

外相 現在ノ輸送力一年ニ六〇乃至七〇万屯ニ過キス之テハ困難
本案ハ此ノ數量ヲ若干増大シ様トスルモノニシテ大ナル數
量ニアラス

三ニ就テ

陸軍 民族獨立ノ件ハ朝鮮ノコトモアルカラ慎重ナルヲ要ス

外相 百年ノ大計ヲ考ヘタルモノナリ朝鮮ノ件ハ分ツテ居ル

四ニ就テ

外相 本件モ百年ノ大計ヲ考ヘタモノテアルカ「リツベン」モ之
ヲ考ヘテ居ルノテ之ニ調子ヲ合ハセ様ト云フ氣持ナリ

五ニ就テ

陸海軍 米ノ參戰ヲ不可能ナラシムル行動ニ付獨ト瞭解ヲ速ケル

ト云フコトハ極メテ慎重ナルヲ要ス 本件ニ關シ輕々ニ言

質ヲトラレテハ困ル

外相 兵力行使ノコトニ就テハ一人テ決メル様ナコトハ絕對ニシ

ナイ

六ニ就テ

外相 獨ノ「ソ」牽制ニ就テハ將來ノコトヲ考ヘ永久的ニ牽制ヲ

實行スルコトニ就キ獨ト話合スル必要アリ

海相 外相單獨テ協定ヲ造ラヌ様充分慎重ニセラレ度

外相 先般「スターマー」來朝ノ際「ソ」ヲ日本ト挾撃スルヤ

同盟ニ引入ルルヤニ關シ「リッペン」ニ研究ヲ要望シタト
コロ「リッペン」「オットー」共ニ即座ニ同盟ハ不可決裂
ヲ要スト答ヘタ次第ナリ

付テハ本件ニ關シ獨ト慎重ニ照合ヲ必要アリト思フ

八ニ就テ

本件ハ論議ニ最モ多ク時間ヲ要シ結局之ヲ削除シ「支那全面和平
ノ促進ニ就テハ尙獨ト懸談ヲ遂ク」ト修文ス
議論ノ要點左ノ如シ

外相 支那戦線ヲ縮少シ南方ニ根ヲ下ス必要アリ
換言スレハ南方ニ根ヲ下サナケレハ支那事變ハ解決セス根ヲ下ス爲ニハ國
力ヲ要ス之カ爲支那戦線ハ縮少スルヲ可トス

總長 右外相ノ意見ニ對シ總長ハ長時間外相ト論議シ戦線ヲ過度

ニ縮少セハ事變解決不可能ナル旨強調ス

閣局長 外相ノ戦線縮少南方進出案ニハ絕對反對ナリ

海相 外相案ハ支那事變ニ深入リセス前ノ考ヘテ今トナツテハ南
方ニハ幾ムカ兵ヲ用ヒスシテヤル必要アリ

換言スレハ南方ニ出ルトスルナラハ支那事變ヲヤリ直シタ
ル後テナケレハナラヌト云フコトニナル

武備局長 松岡案ニヨレハ事變ハ却ツテ長期トナル

外相 然ラハ支那事變ニ對シテハ經費ヲ成ルヘク少クスル乎ハナ
イカ

海軍 海軍ノ第一級潛艇ハ一年ニ六千万圓程度他ハ全部貯藏ナリ

陸軍ノ消耗ハ十七、八億見當他ハ貯蓄ナリ

右ニ依リ外相ハ戦線ノ縮少ハ必スシモ經費ノ縮少トナラサル旨瞭

解ス

以上ヲ以テ戦線縮少案ハ否決セラレ修文スルコトトナル

本件議中從來懸談會席上殆ト發言スルコトナキ總理モ發言シ戦

線縮少反對ナル旨述ヘタリ

九ニ就テ

外相 自分ハ勝手ニ條約ヲ改定スル様ナコトハセヌ

極秘

對獨伊蘇交涉案要綱

(昭和^二六^三)

決定

一、蘇聯ヲシテ所謂「リッペントロップ」腹案ヲ受諾セ

シメ右ニ依リ同國ヲシテ英國打到ニツキ日獨

伊ノ政策ニ同調セシムルト共ニ日、蘇國交ノ調

整ヲ期ス

二、日、蘇國交調整條件ハ大体左記ニ據ル

(一)獨逸ノ仲介ニ依リ北樺太ヲ賣却セシム

若シ蘇聯カ右ニ不同意ノ際ハ北樺太利

權ヲ有償放棄スル代キニ向テ五ヶ年間二百五十萬噸ノ石油供給ヲ約サシム尤モ之カ爲要スレハ我方ニ於テ北樺太ニ於ケル原油増産ヲ援助スルモノトス

右兩者ノ何レニ依ルヘキカハ事態如何ニ依リ決定ス

①帝國ハ蘇聯ノ新疆外蒙ニ於ケル地位ヲ

了承シテ蘇聯ハ帝國ノ北支蒙疆ニ於ケル地位ヲ了承ス新疆外蒙ト蘇聯トノ關係ハ蘇支間ニ於テ取極メシムモノトス

②蘇聯ヲシテ援蔣行爲ヲ放棄セシム

③滿蘇外蒙間ニ速カニ國境劃定及紛爭

處理委員會ヲ設置ス

④漁業交渉ハ建川提案(委員會案)ニ依

リ妥結ニ導ク尤モ漁業權ハ日蘇國

交調整上必要ナルハ拋棄シテ差支ナシ

次日、獨通商ノ爲相當數量ノ貨物輸送ニ
必要ナル配車ヲ爲シ且運賃ノ割引ヲ約

セシム

三、帝國ハ大東亞共榮圈地帯ニ對シ政治的指
導者ノ地位ヲ台メ秩序維持ノ責任ヲ負フ
右地帯居住民族ハ獨立ヲ維持セシメ又ハ獨
立セシムルノ原則トスルモ現ニ英、佛、蘭、葡等

ノ屬領タル地方ニシテ獨立ノ能力ナキ民族ニ付
テハ各其能力ニ應シ出來得ル限リノ自治
ヲ許與シ我ニ於テ其統治指導ノ責ニ任ス
經濟的ニハ帝國ハ右地帯内ニ於ケル國防資
源ニ付優先的地位ヲ留保スルモ其他ノ一般
通商企業ニ付テハ他ノ經濟圈ト相互的ニ門
戶開放機會均等主義ヲ適用ス

四、世界ヲ大東亞圈、歐洲圈（アフリカヲ含ム）

米州圈、蘇聯圈（印度、イランヲ含む）四大
圈トシ、英國ニ濠洲及「エトゾ」ランドヲ殘シ概
不和蘭待遇遇トス。帝國ハ戰後ノ媾和會議
ニ於テ之ヲ妥貝現ヲ主張ス

五日本ハ極カ米國ノ參戰ヲ不可能ナラシムル趣
旨ヲ以テスル行動施策ニ付獨逸當局ト
ノ諒解ヲ遂ケ置クコトトス

六獨伊特ニ独ハ蘇聯ヲ牽制シ萬一日滿兩
國ヲ攻撃スルカ如キ場合ニハ獨伊ハ直チニ蘇
聯ヲ攻撃ス

七日本カ歐洲戰爭ニ參加スル場合ニハ獨伊
等味方諸國間ニ單獨不媾和協定ヲ締
結ス

八支那全面和平ノ促進ニ就テハ尙獨ト懇談ノ途ノ
ヲ速ニ海軍準備ヲ完成シ陸軍、支那ニ
於テ戰線ヲ思ヒ切ツテ縮小不能速不極力
日本ノ軍備充實ニ付援助ヲ日本ハ速ニ

對原料及食糧ノ供給ニ努ム

九、松岡外相ハ波歐ノ上独、伊、蘇各國政府ト
交渉シ前記要領ノ貫徹ニ努ムクシ要スレハ
條約ヲ締結ス

リッパントロップ「腹案」内容

日、独、伊ヲ一方トシ、ソ聯邦ヲ他方トスル取極
ヲ作成シ

一、ソ聯ハ戦争防止、平和ノ迅速回復ノ意味

ニ於テ三國條約ノ趣旨ニ同調スルコトヲ表明シ

二、ソ聯ハ歐亞ノ新秩序ニ付夫々独、伊及日

ノ指導的地位ヲ承認シ三國側ハソ聯ノ

領土尊重ヲ約シ

三三國及ソ聯ハ各々他方ヲ敵トスル國家ヲ援
助シヌハ斯ノ如キ國家群ニ加ハラサルコトヲ以テ
右ノ外日徳伊ソ何レモ將來ノ勢力範圍トシテ
日本ニハ南洋ソ聯ニハイラン印度方面
獨ニハ中央アフリカ伊ニハ北アフリカ
ヲ承認スル旨ノ秘密ヲ解ラ遂ク

二月五日第九回連絡懇談會

「タイ」佛印國境紛争調停要領ノ件

一、出席者

總理、平沼、陸海外三相、參謀總長、軍令部次長、

富田書記官長、陸海軍務局長、南洋局長

二、南洋局長所要ノ説明ヲナシ次テ審議ス

三、左記審議ノ結果別冊奏、佛印國境紛争調停要領ヲ決定ス

四、一ノ「佛印ヨリ」ヲ「佛國ヨリ」ニ改ム

五、三ノ外ノ次ニ「トシテ」奏、佛印兩國ニ對シ第三國トノ間ニ軍

事の政治的協力ニ關スル協定ヲナササルコトヲ約セシム」ヲ入ル
本項ニ於テ經濟的協力ヲ入レサリシハ現ニ進行中ナルカ故ナリ

ト外相説明ス

3. 參謀總長發言シ

泰佛印ニ對スル協定ハ好機ヲ捉ヘテヤルコトニナリアルモ時機
ヲ失セサル様特ニ含ミ置カレ度旨ヲ述ヘ特ニ澄田機關ヨリモ要
求ヲ小出シニセサル様具申アリシ旨ヲ附加ス
向沙魚涌ノ上陸作戰ハ經濟封鎖ヲ目的トセルモノニシテ對支經
濟持久戰ノ今日陸海外協力一致シテ右經濟戰ヲ實行シ度キ希望
ヲ開陳ス

「タイ」佛印國境紛争調停要領

一、調停ノ形式

佛國ヨリ一方的ニ失地ヲ返還スルノ形式トセス「タイ」ヨリモ若
干々譲歩ヲナサシメ以テ互譲ノ形式トス

二、調停基礎案

別紙ノ通り

三、帝國ノ保障

(1) 「タイ」佛印間新條約ノ規定ノ遵守及「タイ」佛印間國境ノ靜
謐ノ保障

帝國ハ東亞共榮團ニ於ケル指導的地位ニ鑑ミ「タイ」佛印間新
條約ノ規定ノ遵守及「タイ」佛印間國境ノ靜謐ニ付保障ヲ與フ

ヘク右保障者タルノ地位ヲ佛「タイ」兩國ヲシテ容認セシム
回帝國委員ノ署名調印

其爲帝國ハ其調停委員ヲシテ今次締結セラルヘキ「タイ」佛印
間國境調整條約ニ關スル保障宣言ニ署名調印セシム

ハ保障義務ノ履行ニ必要ナル語彙ノ便宜ヲ供與セシム（秘密交換
公文）

(二)泰佛印兩國ニ對シ第三國トノ間ニ軍事的政治的協力ニ關スル協
定ヲナササルコトヲ約セシム

四 國境ノ靜謐及調整ニ伴フ諸問題

國境對定ニ關スル混合委員會ニ對スル帝國ノ參加

一、調停基礎案（國境調整ニ關スル件）

佛側ニ對スル接衝案、（佛印ヨリ「タイ」ニ歸屬セシムヘキ地域）

（第一案）一九〇四年二月十三日暹羅國「フランス」國間條約第

一條及第二條ノ規定ニ依リ佛領印度支那ノ領域ニ編入セラレタ

ル「メコン」河右岸ニ位スル「ルアン」^{ルアン}「ブラバン」地方全部及

「バクセ」地方ノ全部

但シ「バクセ」地方ノ「トンレ・サツブ」湖ニ接屬スル三角地

域ノ一部ヲ除外ス

（第二案）前記「ルアン・ブラバン」地方全部及「バクセ」地方

ノ中「スツン・メマイ」河ノ右岸ニ位スル部分ヲ除ケルモノ

（別圖）

(第三案) 前記「ルアン・ブラバン」地方全部及「バクセ」地方ノ中「メコン」河ト「ラオス」「カムボジア」國境線ト二箇マレタル部分(別圖)

ニ泰領ニ對スル接衝案(泰ヨリ佛印ニ歸屬セシムヘキ地域)

(第一案) 從來「タイ」佛印間ニ係争中ノ「メコン」河内ノ島嶼全部及河成層全部及「アラシヤ」附近突出部(別圖)

(第二案) 前記「メコン」河内ノ島嶼及河成層全部

(第三案) 前記「メコン」河内ノ島嶼及河成層ノ若干部分

(第四案) 前記ノ分割案ノ外「ルアン・ブラバン」ニ於ケル

「チヨク」伐採權ヲ佛ニ與フルコトヲ考慮ス
前記一及ニヨリ双方ノ腹ヲサグリ調停案ヲ作製シナルヘク早ク妥協ニ導ク

二月十三日第十四連絡懇談會

出席者 總理ヲ除ク外前四ト同シ

ニ外相國際情勢ニ就キ説明特ニ「イ・I・デ」ト重光大使トイ話會内

容之ニ對スル外相ノ意見ヲ述フ

三次テ外相泰佛印交渉ノ概況ニ就テ述ヘ懇談ニ移ル

四 總理 東京會談ノ且途如何

外相 泰ハ大キナ事ヲ云ウテ居ルカ結局ハ「ルアン・ブラバン」「バクセ」ト一九〇七年失地ノ若干ヲ泰領ニヤルコトニナルタ

ロウ

總長 泰ヲ無理押シシテ調停ヲキカシテモ「ビブ」ノ國內ニ於

タル不償ヨリ「ビブシ」カ失脚スル機ニナルコトヲ慮ル能
迄英米側ニ赴カナイ權ヤル必要アリ

外相 其根本ニ就テハ充分承知シテアリ英米ハ相當策謀シ交渉ノ決
裂若ハ遲延ヲ策シアルカ如シ

總長 失地回復ハカリテナク經濟方面ニ於テモ英米ハ相當力ヲ入
レテ居ル様タカラ日本モ經濟上相當ノ援助ヲ泰ニ與ヘル必
要アリ

五 總長ハ更ニ雷州「ルート」輸入ノ狀態ヲ詳説シ香詔「ルート」進
斷ノ結果ニ鑑ミ本「ルート」モ遮斷スルノ必要アルヘク何レ佛國
ニ租借地内軍隊通過ニ關シ申入ヲ行フコトトナルヘキニ付外務側
ニ於テモ最少期間内ニ交渉ヲ妥結セシメラルル機微メ含ミ置カレ度

極秘

二月二十日第十一回連絡懇談會

佛印、泰紛争帝國調停案ニ對スル回答督促ノ件

一、出席者 平沼、陸海外相、參謀總長、軍令部次長、書記官長、陸海軍務局長、

南洋局長

三 外相先ツ發言シ十七日午後五時半ヨリ第三回非公式調停會談ヲナ
シタル事ニ就キ説明（第三回非公式會談要旨參照）シ懇談ニ移ル
三 外 相 特ニ「イエス」カ「ノー」カ、ハツキリ返事ヲスル機要

求シテアル尙日限ヲ附スルコトハ最後通牒トナルカラ成
ルヘク速ニト申渡シテアリ泰カラハ恐ラク本日中ニ回答カ
アルコトト思ツテ居ル

南洋局長 泰側ニ於テハ自分ノ土地ヲ取ルノニ一千万「パーツ」

ノ金ヲ出ス様ナ馬鹿氣タコトハナイト禮員カ言ウテ居リ
マス

外相

昨日別ナコトテ佛「アンリー」カ話シニ來タ際、返事ヲ
愈ケト述ヘタ所「アンリー」ハ「佛印トシテハ「ルアンブ
ラバン」「バクセ」ノ外ニ更ニ大キナ土地ヲ讓渡スル事ニナ
ツテハ安南人カ佛印ヲ輕蔑シ國內カガタツク洞俸ハ、ウ
マク行ツテモ國內カガタツイテハ困ル」ト言ウタノテ
「泰ハ英ノタキツケモアルノテ戰勝者ノ氣持ヲ居ル從テ
相當ノ要求カ充足セラレナケレハ國內カグラツクダラウ
之等ノ事モ克ク併セ考ヘテ返事ヲスル様」申渡シテ置イ
タ

陸相ハ別紙發言要旨ニ基キ次ノ如ク發言ス

二週間二週間ト延シ今度延ハセハ三度目トナルノテ益々
解決カ困難トナルバカリテナク佛ノ擲延策ニ乘セラレル
事ニナル二十五日迄ニ一切解決カツク様セネハナラント
思フ

外相

ソウスレハ事ハ泰佛印ノミテナク大キクナルカソレテモ
ヨイカ（總長ハ松岡カ陸海軍ノ氣持ヲソレトナク打診シ
テ居ル如ク感想ヲ抱ケリ）

海相

本問題テ大戰爭トナルコトハ避ケネハナラスカ成ルヘク
早クヤツテモライタイ

外相

二十五日迄ニ出來ナケレハドウスル

總長 二十五日迄ニ日給ヲツケナケレバナラス、二十五日迄ニ
日給カツケハ後ハ技術上若干延ヒテモ已ムヲ得ナイ兎ニ
角二十五日迄ニヤツテ呉レ

南洋局長 二十五日迄ニ日給ヲツケルトスレハ東京テハ二十三日

位迄ニキメテハ如何テス

總長 二十三日迄ヲ可トス

外相 二十三日迄テハ難シイ

以上ヲ以テ期日ヲ延ヘスハ不可成ルヘク早クスル事ニ大勢ノ意見
一致シ外相ハ「本日「アンリー」ヲ招致シ早ク返事ヲスル機督促
ス返事アレハ臨時ニ懇談會ヲ開ク事ト致シ度」旨述ヘタルモ明確
ニ期限ヲ附スルコトニ決定スルニ至ラス

總長 佛、泰兩國カ、キイタ場合キカナカツタ場合等ノ措置ニ

就キ外務側モ豫メ研究シ置カレ度統帥部トシテモ研究シ
アリ

外相 泰カ承知シ佛印カ承知シナイ場合ニハ佛印ニ對シ獨逸ヨ

リ威壓ヲ加ヘル、泰カ承知セス佛印カ承知シタ場合ハ外
交ヲ以テ泰ヲ説得スル、ドチラモ承知セス場合ハ兵力ヲ
使フ様ニナルト思フ

總長 第一ノ泰カ承知シ佛印カ承知セス場合獨逸カラノ威壓バ

カリテナク兵力ヲ行使スル必要カアルト思フ

外相 兵力使用、兵力使用ト云フカ物カ取レナクナルカヨイカ
以上ノ如クニシテ大角大將辭候ノ時間トナリ懇談ヲ中止ス

(一) 本二十日連絡懇談會席上紛争調停ニ關シ參謀總長ノ發言要旨

紛争調停會議ヲ二十五日以降ニ延期スルハ彼ノ擧延策ニ乘セラルル
ノミニシテ結局會議目的ノ達成ヲ期シ得サルヘク帝國政府ノ斷乎タ
ル態度ヲ示サレ度

佛印、泰側ニ最後の期限ヲ附シテ返答ヲ求ムルモノトセハ遅クモ二
十三日中トシ二十五日迄ニ若干ノ余裕ヲ存スルヲ可トスヘシ

(二) 二十日迄ニ佛印、泰側ノ返答ナキ場合爾後ノ調停要領賣案(外相トノ應答資料トス)

一、泰カ容認シ佛印カ容認セサル場合

イ、更ニ最短期限(二日間)ヲ附シ佛國ニ反省ヲ求ムルト共ニ懲カ
サル場合ニハ武力ヲ行使スル如ク諸準備ヲ整ヘ且威壓ヲ重加シ

- 容認セシム而シテ尙願セサルニ於テハ武力ヲ行使ス
- 三 佛印カ容認シ泰カ聽カサル場合
- 若干泰側ニ有利ナル如クシ佛印側ニ納得セシム
- 泰ニシテ尙聽カサル時ハ外交的ニ威嚇ス
- 三 佛印及泰共ニ應セサル場合
- 前二項ニ準シテ措置ス

極秘

二月二十三日第十二回連絡懇談會

爾後ノ泰、佛印紛争調停措置要領ノ件

一 出席者 總理欠席、南洋局長出席

二 先ツ外相其後ノ交渉經過ニ就キ説明シ且泰側ノ保留條件ニ就キ左ノ如キ見解ヲ述フ

一 「メコン」河ノ最深部ヲ以テ境界トナス件ハ國際慣習上一應首肯セラルヘキモ島ノ踰越カ問題トナルヘシ

二 一千万「バーツ」ノ補償金ハ佛側ニ是非渡シ度寧ロ一千五百万

「バーツ」ニ増額方ヲモ考慮シアリ

三 「アンコールワット」「コーコン」島ヲ泰側ニ譲渡スルハ不滿意

四 「ラオス」地方ノ將來ニ於ケル保障ハ秘密瞭解ト致シ度

三 外 相

佛側ニハ速カニ回答スル様促シ置ケリ佛外相「バリー」ニ行キ二十一日「ツシー」ニ歸還シタ管、從ツテ或ハ返事カ遅レルカモ知レヌ「ルアンブラベン」「バクセ」ハ誤波スルト思フカ一九〇七年ノ地域ハ恐ラク不同意ヲ主張スルモノト思フ

尙大馬カ本日「リツベン」ト會フ、此ノ結果ヲ聞キ之ヲ

佛側ニ移シ利用スルヲ可ト思フカ時間的ニ関ニ合ハヌト

手知レヌ

四 相

獨逸ニ依存スルハ考ヘ物ナリ

外 相

利用出來ルダケ利用スルニ必要アリ而シ時間的ニ関ニ合ハ
ンカモ知レヌ

右問答ノ後外務省提案ノ「爾後ノ泰、佛印紛争調停措置要領」ノ審議ニ入ル

四 總 長

泰ヨリ補償金ヲ出スノハ一考ヲ要ス 原案ハ泰ビイキナ

ノカドウカ

外 相

調停ハ公正ノ態度ヲ取ラナケレハナラヌ

總 相

公正ト云フモ重點ハ泰テナケレバナラヌ

外 相

泰人ハ支那人式ノ考ヲスルカラ大キナ事ヲ云ウテモ之ヲ

逐次ネギリ又ハ掛引ヲセネバナラント思フ

右問答中「アンリー」來リ回答ヲ提示ス

外 相

「アンリー」トノ會談要旨ヲ説明ス

「アンリー」

「メコン」河右岸ノ二地區即チ「バクラライ」「バクセ」

ヲ泰領ニ返還スルコトニ異存ナシト云々
又「バクセ」ノ境界線ハ南ノ山麓迄ヲ泰領ニ入レルコトヲ變更シテモ宜シイ

右ハ「ヴンサイ」政府ヨリノ訓令ナルモ「アンリリー」個人ノ心持トシテハ一千万「バーツ」ノ補償金ハ（付）小カテナキ支障ナイト思フ

「カンボチヤ」ヲ泰ニ返スコトハ同地方ノ住民カ「カンボチヤ」人テアル關係上オサマリガツカス、（付）大ナル地域ヲ要求スルトハ日本トシテモ佛ニ對シ餘リヒドスキルデハナイカ

外相

英カ泰ヲオダテルノテ泰ノ戰鬪意欲ハ強化シツワアル

偽印トシテモ注意スル要アルヘシ

「アンリリー」

泰ヲオダテタルノハ日本デハナイカ日本ガ大變オダテ

テ、居ル

外相

日本ノ調停案ハ兩國ノ意見ヲ聞キ立案シタモノデアツテ兩國共ニ之ニ應セサル場合ニハ大變ナ事ニナル

「アンリリー」

「カンボチヤ」ヲ泰ニ讓ルコトハ其住民ノ關係上容易ナコトテハナイ

外相

二十五日ニ停戰期間カキレルカラグズグズスルト大變ナ事ニナル、泰ノ希望ヲ容レナケレバ調停ハ難マラスト思フ、ヨク考ヘラレ度已ムヲ得ナケレハ日本ハ手ヲ切ル

次長 「軍令部部長官殿下ノ御考ヘテ申上ケマス」ト冒頭シ發

言ス

兵力行使ハ万已ムヲ得サルトキノ處置ニシテ此際英米ト
事ヲ構フルハ避ケラレ度

兵力ヲ用フル場合ト手ヲアゲル場合（對佛印、泰植策ノ
後退ヲ意味スルナラン）トヲ比較研究スレハ手ヲアゲル
方カ害カ少イト思フ從ツテ手ヲアゲル方カ武力行使ヨリ
モ宜シイ

海相 手ノアゲ様ニモ英米ノ出方ニ依リ色々アリ

右ノ如ク海軍側ハ兵力行使ヲ極力避ケ度意志表示ヲナセリ

總長 武力行使ヲスルナラハアマリ期日ヲ延ハスコトハ彼ニ準

備ノ餘裕ヲ與ヘ我作戦ハ困難トナリ此間英米モ更ニ一層

策動スルコトニナリ不利ナリ

武蔵局長 佛側ハ現ニ遲延策ヲ取リツツアリ

「我外務省モ然ラスヤ」ト皮肉ヲ發セリ

以上ヲ以テ別紙「爾後ノ泰、佛印紛争調停措置要領」ヲ決定シ左
ノ如キ措置ヲ採ルニ決ス

「二十四日午後三時外相本件上奏（二十三日中ニ總理ノ瞭解ヲ求

ム）午後五時兩國ニ最後案ヲ提示ス

三十三日 十日間停戰延期ノ件ヲ兩國ニ通告ス

三月二日第十三回通商會議會
議案の最後調停案ヲ受諾セサル場合ノ措置ノ件
一、總理大臣 出席者全員、午後五時開始、同七時三十分終了。
二、先づ外相ヨリ其後ニ於ケル泰、佛印ト松岡、松宮トノ會談内容ニ
關シ説明ス
外相ハ會談ノ結果ニ據リ「アンリ」ニハ外交上相當ノ權限ヲ附
與セラルレリ又本二日ノ外相提案ニ對スル回答ハ三日強クモ四日
ニハアルベシト判斷セリ
三、參謀總長佛側應諾セサル萬一ノ場合ニ處スル準備ヲナス要アリト
テ別紙「佛側力強固ノ最後調停案ヲ應諾セサル場合ノ措置」案ヲ
提議ス

三月二日第十三回通商會議會
議案の最後調停案ヲ受諾セサル場合ノ措置ノ件
一、總理大臣 出席者全員、午後五時開始、同七時三十分終了。
二、先づ外相ヨリ其後ニ於ケル泰、佛印ト松岡、松宮トノ會談内容ニ
關シ説明ス
外相ハ會談ノ結果ニ據リ「アンリ」ニハ外交上相當ノ權限ヲ附
與セラルレリ又本二日ノ外相提案ニ對スル回答ハ三日強クモ四日
ニハアルベシト判斷セリ
三、參謀總長佛側應諾セサル萬一ノ場合ニ處スル準備ヲナス要アリト
テ別紙「佛側力強固ノ最後調停案ヲ應諾セサル場合ノ措置」案ヲ
提議ス

本提案ハ左ノ三點ニ就キ語合フ經タル上之ヲ原案通り決定セリ

(一) 第一項ノ「三月五日正午ヲ限リ」ノ件

外交的ニハ一日一日ト期限ヲ附シ回答ヲ求メアルヲ以テ三月五日正午ヲ先方ニ示ス必要ナク當方ノ覺トナスヲ可トスル外相ノ

意見ヲ承認ス

第二項ニ就キ

「第六項最後調停案ノ件」ニ就キテハ外相二月二十四日決定

最後調停案ヲ變更セサルコトニ就キテハ外相二月二十四日決定

其ノ中ハ外交ノ範圍ナシ、可レハ我輩ノ

手續手續ノ範圍ナシト主張セラルニ對シ軍部官員ハ非常ニ變ラ

ス範圍分助ハ證據ナシ手續手續ハ不可

又第五項ニ就キテ審議ニ最後調停案所定國境線ヲ越エサル範圍内

ニ又行動ノ自由ヲ認めケル以上二月二十四日ノ最後調停案ヲ過渡

的ニ變更スルハ不合理的ナリ旨主張ス、或ハ國境ハ變更セザル

事尙今後ニ於ケル調停案云々トハ七日迄ヲコトニシテ八日以後

ニ本國於テハ二十四日決定ヲ調停案ニテハ不適當ナリ等ノ意見モア

リ、^{外相本件ヲ承認ス}

但外相提案ノ七項ニ至リテ外交交渉不成立ノ場合ハ次ノ二條件ヲ兩

國ニ示シ居中調停ヲ着手ヲ引クノ場合ハ前案ニ從フニシテ

第三國ノ介入ヲ排ス

右提案ニ對シテ此ノ如キ場合ニハ武力調停ヲオスコトニ既ニ決

定シテ今迄ハ武力調停後テ外交力第一線外交不成立トナラハ武

力カ第一類ニ出テ武力調停トナル武力成功セハ再ヒ外交カ第一類ニ出ル本件ハ御裁可アリシ「對佛印、泰施策要綱」ニ明示セラレアル所ナリトテ東部領同意セス

四 上奏ノ時機ニ關シテハ明三日若クハ明後四日迄ニハ回答アルヘシトゾ外相ノ判斷ニ基キ交渉不成立ノ場合ノ措置ヲ過早ニ申シ上ケテ宸機ヲ損マシ奉ルハ甚レ多キ故莫ニ若干模稜ヲ覓テ上奏スルコトニ全員意見一致決定ス

五 本懸議會ニ於ケル總長所見
本會議ニ於テハ事前ニ陸海省部ノ間ニ於テ充分ナル時間ヲ使ヒ事前研究ニ遺憾ナキヲ期シタル爲前四ノ如ク總長ノ發言ニ對シ軍令部次長ニ海相等カ兵力行使ノ根本ニ就キ不統一ナル發言ヲナシタ

ルニ比ヘ陸海意見ノ一致ニ關シ格段ノ差アリ結果ハ極メテ良好ナリ例ヘハ

前四ニハ御裁可アリシ「對佛印、泰施策要綱」策定當時ノ情勢ト現下ノ情勢トハ異ナリアルヲ以テ武力行使ハ研究ヲ要スル途ヘタル海相スラ同要綱ノ兵力行使ノ條項ヲ取り出シ松岡ニ直接談シ込ミタルカ如キ或ハ參謀總長カ提案理由ヲ説明シタルニ對シ陸相海相カ機ヲ失セス之ヲ支授スルカ如ク發言シタル等之ニシテ一ニ事前準備カ完全ナリシニ因ル

極秘

昭和十六年三月二日

大本營陸軍部

佛側力我最後調停案ヲ
應諾セサル場合ノ措置案

決定

（帝國ハ佛側ニ對シ三月五日正午ヲ限リ其ノ

再考ヲ求ム

ニ佛印ニ對スル武力示威ヲ強化スルト共ニ西
貢方面居留民及監視員ノ引揚ヲ開始シ
停戰期間内ニ於テ之ヲ完了スル如ク措置ス
武力示威ハ航空兵カヲ以テ之ヲ行フ

（Faint vertical text, likely bleed-through from the reverse side of the page)

三、三月五日、回答期限ニ至ルモ佛側ニシテ帝國ハ
ノ最後調停案ヲ應諾セサル場合ハ帝國ハ
佛印ニ對シ武カヲ行使ス

右武カ行使ニ方リテハ昭和十六年二月一日御
裁可ノ對佛印泰施策要綱第三要領第
五號第三項ニ準據スルモノトス

四、武力ノ發動時機ハ三月八日以降トシ對佛
印作戰準備ノ進捗ニ應ジ之ヲ定ム

但シ三月八日以降ト雖モ佛側ニシテ我調停
案ヲ應諾スルニ於テハ武カ行使ヲ中止ス

五、佛側カ三月五日ニ至ルモ我調停案ヲ受諾セ
サル時ハ帝國ハ泰ニ對シ三月八日以降泰カ最
後調停案所定國境線ヲ越エサル範圍ニ
於テ領土ノ接收其ノ他行動ノ自由ヲ是認ス
泰ニ對シ兵器軍需品及技術指導等ノ軍
事援助ヲ與フ

六今後ニ於ケル調停ニ方キ停戦期間並ニ調

停最後案ヲ變更スルコトナシ

註(4)第四項ニ關シ部隊進發後ニ於ケル措置

ニ付テハ當時ノ情勢ニ應ジ之ヲ定ム

(5)最後調停案ト八月二十四日提示セルモ

ノトス

陸海了解事項

秦側ニシテ欣然二十八日ノ調停試案ヲ受
諾セル場合ハ該試案ヲ以テ調停最後
案トス

樞祿

盟後ノ泰、佛印紛争調停指置要領

通絡懇談會
第一六三
二年

決定

佛泰兩國カ帝國ノ調停案ヲ受諾セサルニ付テハ

一、佛泰ノ言分ヲ考慮シ原案ヲ基礎トシ帝國ノ最後案ヲ作成ス

二、右我方最後案ヲ兩者ニ提示シ期限ヲ（外務省ニ於テ研究ス）附シテ

應諾ヲ求ム

停戰期間ハ餘裕ヲ見積リ、今開ク、最後トシ更ニ十日間延期ス

三、佛ニ對シテハ右最後案提示ト共ニ外交的、軍事の威壓ヲ強化ス

(註) 強化スヘキ威壓行動ノ概要左ノ通り

飛行機ノ増遣

居留民ノ引揚準備

佛印入泊艦艇ノ増加

四 最後案不成立ノ場合ヲモ除忍シ遅カニ其對策ヲ定ム

對策トハ軍事上、外交上ノ對策ニシテ軍事上ノ準備ヲモ含ミアリ

備考

一、最後案ノ腹案

(一) 歐陸地域ハ原案ノ選トス但シ其ノ内一九〇七年ノ條約ニ係ル地域ハ非武裝地帯トナシ「カンボチヤ」人ヲ華人ト同等ノ取扱ヲナサシム

(二) 一千萬「バーツ」ノ補償金ハ廢シ外交交渉上ノ資トナス

三 右總案ノ同意ヲ得テ二十四日午後三時上奏、同五時兩國ニ提示ス

三月五日第十四回通商總會議

佛印、泰紛争調停終結ノ件

一、於總理官邸、出席者前同ト同シ

ニ外相其後ニ於ケル交渉經過ヲ説明ス

會議中佛大使會見ヲ求メ來リ十一時ヨリ十二時迄外相「アンリー」ト會談（別紙會談要旨參照）

右會談ノ結果ニ基キ會議ヲ續行シ左記三件ヲ決定ス

一 原則的ニ妥結セル旨左記三國共同「コンミュニケ」ヲ發表ス
二 日本政府ヨリ提示セラレタル調停案ハ三月六日午後二時其主要ナル件ニ就キ佛、泰兩國政府ノ合意成立シ而シテ細目ニ關スル殘餘ノ諸點モ數日中ニ決定セラル、管、リ

2 佛ヲ説得シ日本ノ強制ニ依リ受諾スル旨ノ主張ヲ撤回セシム

3 停戦期間ハ此ノ上延長セサルモ其満了後ニ於テ兩國軍ノ戦間再興ヲ見サル機指導ス

4 尙残留原案ニ對スル佛側ノ保留條件中將來ノ保障並「スツントレン」前面ノ返還ハ從來之ヲ認メアリシモ金割嶺地域ヲ非武装地帯トスル件ヲモ承認スルニ決ス

松岡「アンリー」會談要旨

「アンリー」 日本カ強制ヲ加ヘルナラ受諾ス

松岡 日本カ主張スレハ受ケル意味カ

「アンリー」 違フ

松岡 武力行使スレハ受ケル意味カ

「アンリー」 黙ス

條約文ニ日本カラ強制サレタカラ受諾シタト記述セラレ度細部ハ「ロバン」ト松官間ニ相談シテハ如何

松岡 如何ナル訓令來タリ有ルヤ

「アンリー」 「強制サレタラ受諾セヨ」ト來タリアリ

松岡 貴官ヘハ相當廣キ權限與ヘアリト解釋シアリ本日中ニ

假調印出來スヤ

「アンリー」 不可能ナリ、皆重要ナル事項ナリ

松岡 原則的ニ相互了解シ細目ハ引續キ交渉中ト發聲致シ度

「アンリー」 シブシブ承諾

三月七日第十五回連絡懇談會

佛印泰紛争調停ノ件

「於總理官邸自午後五半至同八半出席者當四ニ同シ^時

ニ要旨

1 松岡外相ヨリ明八日正午迄考ヘタ末ヨ案ヲ是ト考ヘタナラヨ案ヲ以テ調停案トスル如ク外相ニ一任セラレタキ旨強キ要望アリタル陸海軍大臣並ニ兩統帥部ノ一致セル強キ支持ニヨリ依然最後調停案一本論ニテ調停ヲ進ムル如ク決定ス。

2 昨日來ノ會議ノ結果ニヨリ佛本國ニ對シテハム案、泰國ニハム案、ニツキソレソレ本國ニ清調中ナルヲ以テ兩者ノ返答アリタル後更ニ連絡懇談會ヲ開キ帝國ノ最後態度ヲ決定スル事トス。

外相ヨリ昨日來調停交渉ノ經過説明

外相發言要旨

昨日來ノ交渉ノ結果予想セサル事カ出來タノテ、オ集リテ
願ツタノテアル 「アンリー」ト會ツタ所何ウシテモ押付
ケラレタト云フ事ヲ固持シテ居ル

何ウモ昨日來佛側ノ態度ヲミルニ佛ハ英ノ勝敗カ明白テナ
イノデ英カ勝ツタ時佛ノ英ニ對スル立場ヲ良クスル爲押付
ケラレテ厭々ナカラ同意シタノテアルト云フ考ヘカラ來テ
居ル様々 日本トシテ爲シ得ル限り非調停的態度ヲ止メテ
平和的ニ交渉ヲ進メ度イ。

ユ六日午後四時松岡「アンリー」會談

外相 調停原則ニ對スル佛側ノ條件中「ルアンブラバン」ノ突出

部ヲ制限スル事ハ認めル「コンゴ」島ハ泰ニヤレ勿論其
ノ軍事施設ハ撤去セシメル 島ノ對岸ノ武裝モヤラセナイ
非武裝地域ハ全部ニ擴ケテモ宜シイ

「アンリー」 此ノ條件ハ一ツテモ聽イテクレナケレハ調停ヲ要

ス

外相 何處ヲ何ウシタラ宜イカ午後八時迄良久考ヘヨ

午後八時松岡 「アンリー」會談

外相 案ナラハ直ニ調印スルカ

「アンリー」 調印スル

松宮 「ロバン」會談（六日夜）

「ロバン」 A案ニ對スル四ツノ條件ヲ罷メテクレナケレハ私ハ

止メテ歸ル B案ナレハ絕對引受ケル

4松宮 「ワンワイ」會談（七日午前四時）

「ワンワイ」 B案ハ絕對不承知私ハ歸ル

5松宮 「ワンワイ」會談（七日午前十時）

外相 日本ノ名譽ニ協力スル爲メ案ニ同意シテハ如何

「ワンワイ」 承知スル事ハ出来ナイ

外相 「ロバン」ト會ツテ話シ合ツテ見ヨ

右ニヨリ「ロバン」「ワンワイ」會談セルモ兩者互ニ自己ノ諸説

ヲ固持シテ僵ラス

四 右交渉ノ經過説明ニ基ク懇談會ノ討論經過

以上ノ結果ニヨリ泰領ニ對シテハB案佛領ニ對シテハA案ニツキ
テ更ニ斟酌セム

外相 泰領カヨ案ヲ斷ヘル理由ハB案ニテ話カ極マレハ必ス日本

領カB案ノ海岸地帯ヲ軍事的ニ利用スル事ニナリ英ヨリイ

テメラレルノカ恐イタラウ

「ワンワイ」ハ支那人同機實ニ困ツタ人間タ

本朝四時ニ松宮カ會ツタ時及午後「ロバン」ト會ツタ時ノ

「ワンワイ」ノ態度ハ極メテ剛愎テアリ「ロバン」モ其ノ

旨ヲ私ニ漏ラシテ居ル 「ロバン」ハ將來アル人物デアリ

目下經濟交渉中ナルニツキ相當買ツテヤラネハナラス

㊦案ハ「ロバン」ノ案デアル 將來ヲ考ヘテモ㊦案カヨイト思フ 明日晝迄考タ結果㊦案カヨイト思ツタラ㊦案ヲ任セヨ

陸海軍側不同意

外相 明日晝迄兎ニ角考ヘテ其レカラノ事ハ任セテクレ

陸相 其レテハ㊦案ヲ出シテシマツタナト思ツテ居ルカ ㊦案ヲ考ヘツカナカツタノタ

陸海軍側 其レテハ困ル ㊦案一本鎗ヲ行カネハナラヌ 既ニ新

聞ニ出テキルシ㊦案ノ内容ハ皆カ知ツテ居ル 今更㊦案ヲ出セルカ 國內外ニ對スル威信カ保テルカ 若シ㊦案ヲ斷カ置レハ側側ハ悔ノ案ニテ斷カ置ツタノタト出テ來ルニ違

ヒナイ

外相 氣狂ヒカ或ヒハ天才カモ知レヌカ明日晝迄待ツテ其レ以後

俺ニマカセテクレ

内相 ㊦案ノ返事カ來ル迄待ツテハ何ウカ

陸海軍側 今ニナツテハ武力行使ハ急カナイノタ ㊦案ノ返事カ

來ル迄待タネハナラヌ

外相 統帥部ハ其レテヨキヤ

參謀總長 二三日位待ツテモ宜シイ

陸相 外相ハ「ロバン」ニ惚レテ居ルノテハナイカ 外相ノ言分

ニヨレハ八分通り㊦案テハナイカ

外相 イヤ四分六分トイフトコロタ

以上ノ如ク陸海軍部一致ノ反對ニヨリ佛及泰個ノ返事アリタル後
帝國ノ最後態度ヲ決定スル事ニ決メラル

外相 又皆ヲ集メテ話ヲ決メルノハ面倒タカラ何トカ俺ニ任シテ
タレナイカ

總理大臣 決シテ面倒テナイ何時テモ集マル

外相 十日出發シテ歐洲ニ行ク予定タ

内相 ハツキリ決メテカラ出發セヨ

參謀總長所見

エ陸海軍大臣 兩統帥部カ全ク意見一致シテ居タ^前前ニ於
テ確カリ手ヲ握ツテ置ク事ノ必要ナ事ヲ斷感スル

②松岡外相渡歐ニ就テハ何ヲ云ヒ出スカ分ラナイカラ統帥
部ノ考ヘカラ脱逸シナイ様ニ連絡會議テハツキリ統帥部ノ
意見ヲ云ヒ渡ス様ニシタイ 早ク陸海軍ノ意見ヲ取極メヨ
③外相ハ調停最後案ヲ堅持スルノ熱意カナイモノト思フ
本日ハ陸海軍ノ一致セル強硬ナル意見ニ押サレテ誰々同意
シタト云ヘ可キテアラウ 泰及佛個ノ返事カ來タ場合(選
タモ明後日中)ノ處置及態度ヲ豫メ研究シテ置ク必要カア
ル 萬一ノ場合武力行使ニ關シテハ速カニ兩統帥部間ニ意
見ヲ極メヨ

三月十一日第十六回連絡談會

佛印、泰紛争調停調印ノ件

一、於總理官邸自午前九時三十分至同十時三十分
南軍軍事務局長大野

二、外相發言

紛争調停別冊（略ス）ノ通り昨日決定ス但シ左ノ二點未決ナリ

(一) 本協定全部ノ公開ヲ希望セルニ佛國ハ希望セス

(二) 調印ハ三國代表集り行フ如ク主張セルニ佛國ハ日備、日泰代表

間別個ニ行フコトヲ主張ス

右二件ハ大ナル問題ニアラス當方希望ノ如ク指導スヘシ

三、外相交渉始終直前ノ會談要旨若干ヲ説明ス

「アンリ」ハ日本ノ強制ノ件及「コン」「コー」島ニ關シ主張ヲ
反覆強調セリ

泰ハ非武装地帯ノ「カンボチヤ」限定及B案ノ海岸地域擴張ヲ主
張セルモ之ハ既ニ話済ナル旨應酬セリ

泰モ「コン」「コー」島強調セルモ受ケツケス

又泰ハ軍事同盟ヲ提議セルモ此際本件ハ切離スヲ可トス若シ軍事
同盟ヲ結ヘハ佛側ニハ保障ヲ與フルコトニナリアルヲ以テ差支ア
リ現在ノ協定(友好條約)ヲ敷衍スルノナラハ支障ナシ何レニシ
テモ今次協定ト軍事協定トハ切り離スヲ可トスル旨述ヘオケリ
又「アンリ」ハ「ハノイ」ノ兵力二倍ニナツテ居ル速ニ返ス様
セラレ度ト述ヘタルヲ以テ二倍ニナツテ居ルカハ知ラス交代兵力

ハ行ツテ居ル軍ニ取次クヘシト應酬セリ(海軍ノコトニハ「アン
リー」側レス)

四、別冊書類ハ交換公文トシテ圖印シ之ニ基キ條約ヲ造ルモノトス

極秘

調停條項

一 解決案

一 佛國ハ左ノ地域ヲ「タイ」國ニ割讓ス

イ 千九百四年二月十三日ノ佛蘭西國暹羅國間協約第二條ニ定メ
ラレタル地域

ロ 「バツタンバン」「ブルサット」兩州ノ州境以北及「シエム
レアブ」「バツタンバン」兩州境ノ南端「グラン、ラック」湖
ニ接スル緯點ヨリ經度線ニ沿ヒ北上シ十五〇ノ緯度線トノ交會
點ニ至リ右交會點ヨリ緯度線ニ沿ヒ東向シ「メコン」河ニ達ス
ル線以北ノ「メコン」河右岸ノ荒地

(昭和十六年二月十七日交付セル附屬地圖參照)

尤モ「スツン、トレン」對岸小地域ハ之ヲ佛印領ニ留保ス但シ其ノ境界線ハ別ニ之ヲ定ム

二 前記割讓地域ニ關シテハ

イ 全地域ヲ非武裝地帯トス

ロ 全地域ニ於テ佛蘭西國民（市民、臣民及保護民）ハ入國、居住、營業ニ付「タイ」國民民ト絕對平等待遇ヲ享有ス

ハ 「ルアン、ブラバン」對岸三角地帯ニ付テハ王室御陵ニ對シテハ充分尊敬ノ意ヲ表シ其ノ保存及參拜等ニ關シテハ出來得ル限リ王室ニ便宜ヲ供與ス

本
示

「メコン」河境界ニ付テハ最深部河底ノ原則ヲ嚴守ス但シ「コン」及「コーン」二島嶼ハ兩國ノ共同管理トシ同兩島嶼ニ

於ケル從來ノ佛國領施設ハ佛國領ニ關ス

二 附帶的の了解事項

一 國境劃定ノ爲メノ混合委員會設置

二 財產處分ノ問題

三 住民ノ國籍ノ問題

四 將來ノ紛爭防止ニ關スル問題（非武裝地帯ノ設定、帝國ノ實行監督等）

五 前記諸事項ノ實行ニ關スル帝國ノ協力及援助（佛「タイ」ノ便宜供與ヲ含ム）

昭和十六年三月 日

松岡大臣發「アंत्री」大使宛書翰末

以書翰啓上致候陳者大東亞ニ於ケル平和ノ維持ハ帝國政府ノ最重要視
スルトコロニ有之從テ帝國政府ハ帝國トノ間ニ千九百四十年八月三
十日ノ協定ニ依リ更ニ緊密ト爲リタル特殊關係ヲ有スル佛領印度支
那カ當事者ト爲レル紛争ノ發展ヲ憂慮ヲ以テ注視シ來リ候
帝國政府ハ大東亞ニ於ケル平和ノ維持ノ見地ニ立テ且又前記協定ヲ
成立セシムルニ至リタル平和的且友好的精神ヲ想起シ、佛領印度支
那「タイ」國間紛争ヲ終止セシムル目的ヲ以テ佛「タイ」兩國政
府ニ對シ懸中調停ヲ申入レ候依テ帝國政府ハ佛國政府カ無條件ニ受
諾スベキモノトシテ別紙調停案ヲ提案致候佛國政府ニシテ之ヲ受諾
セラルルニ於テハ帝國政府ハ右調停案ニ依ル本件紛争ノ解決カ決定
的ニシテ且變更シ得サルモノナルコトヲ佛國政府ニ對シ保障スルノ
用意有之候
他方帝國政府ハ佛國政府カ大東亞ニ於ケル平和ヲ維持特ニ帝國及佛
領印度支那間ニ於ケル善隣友好關係ヲ樹立並ニ經濟的緊密關係ヲ增

佛領印度支那
紛争

宣旨致候尙「タイ」國政府ハ日本國政府カ千九百四十年六月十二日
ノ條約ノ嚴格ナル遵守ヲ確保セラレンコトヲ期待致スモノニ有之候
本使ハ茲ニ重テ貴大臣ニ向テ敬意ヲ表シ候 敬具

宣旨の中、向子ニ入レリ
その旨は、向子ニ向テ表シ候也

四月十日第十七回連絡懇談會

「ユイゴト」ヲ中心トスル「バルカシ」情勢ニ關スル情報交換並在
「ソ」松岡外相ヨリノ來電ニ基ク日「ソ」中立條約締結ニ關スル件
出席者 總理、内務、陸、海相、大橋外務次官、杉山、水野、兩總長
富田書記官長、兩軍務局長、
三 曾頭杉山參謀總長「ユイゴト」ノ戰況ニ就キ水野軍令部總長地中
海ニ於ケル英伊海戰ノ戰況ニ就キ説明ス
三 次テ大橋外務次官ヨリ「モスコト」ニ於ケル松岡外相ト駐「ソ」
米大使「スタインハート」トノ左記會談要旨ニ就キ説明ス
松岡 日米ハオ互ニ戰フヲ欲セス
大使 全然同感ナリ

然シ乍ラ獨ハ米ニ宣戰シ日本ヲ戰爭ニ引込ム様ニスルニ非

スヤ

松岡

松本

ハ米ト事ヲ構ヘルコトヲ欲セス

米ヲ刺戟スルカ如キコトヲセス

大使 外相ノ訪獨ハ三國同盟ヲ強化セントスルモノニアラスヤ

松岡 現在以上強化ノ必要ナシ

米大統領ハ大バクチ打カレコト一般カ充分認メアリ付テハ

大バクチ打ノ大統領ハ世界平和ノ爲蔣介石ニ戰爭ヲヤメル

様態進セサルヤ

大使 其ノ件ニ關シテハ一度意見ヲ具申セルコトヲ了ス、モウ一度

電報スヘシ

松岡 若シ大統領ニ其ノ考アラハ小官歸國後一週間後ニ話ヲ進メ

ルコトトスヘシ

松岡 外相ハ本件ニ關シ「モスコ」滞在中大統領ヨリ好イ返事アルカモ知レスト考ヘアリ

(大橋次官ハ外相ハ樂觀シアリト附加セリ)

四次テ大橋次官日「ソ」中立條約締結ニ關スル松岡「モロトフ」會

談ニ就キ説明ス(別紙電文参照)

外相ヨリ場合ニヨリテハ「モスコ」ニ於テ調印スルヤモ知レサ

ルニ付手配アリ度旨別電アリ

右ニ關シ審議セル所

ノ獨トノ關係如何即三國同盟ト如何ナル關係ニナルヤ

獨トノ諒解ツケアリヤ三國同盟條約ヲ弱メルコトニナツテハ不可
2. 支那事變解決ニ效果ナクハ不要ナリ

等ノ意見アリ左記要旨ヲ以テ外相ニ帝國ノ意志ヲ傳フルコトニ決ス

1. 附屬議定書ヲ除クコト異存ナシ

2. 三國同盟條約ヲ弱メルカ如キ結果ヲ來ササルコト

獨ト充分諒解ヲ遂クヘキコト

3. 本條約ニ依リ支那事變解決ノ措置ヲ造ルモノタルコト

（利用し得べき素地）

四月九日午後四時ヨリ七時半迄「モロトフ」總理ト懇談續行建川大
使列席前四會談ノ際本大臣ヨリ強硬ニ北樺太ノ讓渡ヲ主張シタルモ
此ノ際之ヲ願諾スル見込ナキモノト觀取シタルニ付本日ハ本大臣ヨ
リ簡單直載ニ不侵略條約案ヲ撤回シ先方提出ニ係ル中立條約案（北
樺太利權ニ關スル附屬議定書ヲ除ク）ニ本大臣滞在中建川大使ト共
ニ連署スル様致度キ旨申入レタル處「モロトフ」氏ハ極力北樺太利
權ノ處理ニ關スル附屬議定書ヲモ此ノ際成立セシムルコトノ必要ヲ
練說ス結局十一日「レニングラード」ヨリ歸リ午後四時再會スル迄
ニ本大臣ノ申入レニ付審議再考セシコトヲ求メ別レタリ
尙北支及内蒙古ノ日本勢力範圍タルコトヲ認ムルニ對シ外蒙古及新
疆ノ「ソ」聯勢力範圍タルコトヲ認ムル秘密議定書ヲ作りテモ好シ

ト述ヘタルニ對シ「モ」ハ斯ル問題ヲ議スルトキハ暇取ルコトニモ
ナリ右ハ後日ニ譲リテ可ナリト思フ旨ヲ答ヘタリ但シ右返答ハ極メ
テ輕キ意味ニテ何レノ途一應「スターリン」ニ伺ハサレハ全部ニ付
確答出來サルコト明瞭ナリ
以上御含ミ迄不取敢電報ス（了）

四月十七日第十八回連絡懇談會
情報報交換
一、出席者 前岡ニ同シ
二、參謀總長「バルカン」及北阿ノ戦況竝田村泰國駐在武官報告ノ概
要ヲ述ヘタル後左記要旨ノ要望ヲ開陳ス
最近新聞雜誌等ニ於テ帝國ノ南進ニ關スル論議盛ニ行ハレアル
所日「ソ」中立條約ノ成立ニ依リ其論調ハ益々劇化スヘシ是レ
徒ニ軍ノ行動ヲ妨害スル結果トナリ益ナキコト昨今ニ於ケル南
方諸邦ニ於ケル兵力増加ノ情況ニ徴スルモ明カナリ輿論指導上
注意ヲ要ス
右海軍側モ同意ス

四月十七日第十八回連絡懇談會

情報報交換

- 一、出席者 前岡ニ同シ
- 二、參謀總長「バルカン」及北阿ノ戦況竝田村泰國駐在武官報告ノ概要ヲ述ヘタル後左記要旨ノ要望ヲ開陳ス

最近新聞雜誌等ニ於テ帝國ノ南進ニ關スル論議盛ニ行ハレアル
所日「ソ」中立條約ノ成立ニ依リ其論調ハ益々劇化スヘシ是レ
徒ニ軍ノ行動ヲ妨害スル結果トナリ益ナキコト昨今ニ於ケル南
方諸邦ニ於ケル兵力増加ノ情況ニ徴スルモ明カナリ輿論指導上
注意ヲ要ス
右海軍側モ同意ス

本件ニ關シテハ情報局ニ於テ研究中近ク閣議ニ附スル遲ヒトナル
ヘシ

三、參謀總長更ニ發言シ華僑工作ニ關シ要望スル所アリ

總長 華僑工作ニ就テハ現下ノ情勢上之ヲ推進強化スヘキ最モ適

當ナル好機ナリ外務省ハ折角本工作ノ推進ニ勉メラレ度

外務次官 日本自ラヤルコトナク國民政府ヲシテ實施セシムルヲ可

トス

總長 田村武官ノ話ニ依ルモ國民政府ノ工作ハ吾等此ヲレヲホストノコトナリ手小電東ナシ出先軍

ニハ外務機關ト協力シ工作ヲ進ムル様示シアルニ付外務省

モ努力セラレ度

總相 華僑工作ハ既ニ進メツツアリ

陸軍軍務局長 既ニ進メツツアルモ更ニ研究努力スヘシ

四次テ大橋次官泰佛印交渉並對佛印及蘭印經濟交渉ノ現況ニ就テ左

ノ如ク説明ス

(一) 泰佛印交渉ハ目下左記三件ニ付意見合致セス交渉頓挫シアリ

(1) 泰ハ佛領國境附近二五軒ノ非武装地帯設定ヲ既定ノ事實ナリ

ト主張スルニ反シ佛側ハ然ラサルヲ主張ス

本件松岡外相ハ推薦セルモノニシテ必スシモ既定ノ事實ニア

ラス(大橋次官)

(2) 佛側ハ「バツタンバン」附近鐵道ヲ佛印ニ於テ委任經營スヘキ

ヲ要求シ然ラサレハ日本ヘノ米輸出ニモ影響スヘント主張泰

鐵道撤収ヲ要求
ハ之ニ同意セズ

(3) 泰ニ譲渡スヘキ佛印政府施設ノ買收費トシテ佛側ハ二千万
「ピアストル」ヲ要求シ泰ハ六〇〇万「ピアストル」ヲ主張ス

右三件ニ關シ「ワンワイ」全權ヲ呼び寄せ速カナル解決方ヲ要
望シ日本ハ將來共泰ヲ援助スルニ付成ルヘク速ナル之カ解決ニ
關シ本國政府ニ請訓スル様近衛總理ノ名ヲ以テ要求セル所「ワ
ンワイ」ハ近衛總理ノ名テハ困ル泰ハ貧乏テモアリ又戰勝國カ
金ヲ拂フノハ國民ニ對シテ困ル旨違ヘアリ

(二) 對佛印經濟交渉ニ就テ

東京ニ於ケル「ロバン」トノ交渉概ネ妥結セルヲ以テ「ヴシー」
ニ請訓セシメタル所同調ハ否定的ナリ依テ「アンリ」ヲ呼び
當方ハ「ロバン」ヲ全權トシテ話ヲ進メアリ本國ニ請訓シ其條

件ヲ變更セラルル様テハ全權ノ資格ナシ佛側ハ折角難マリタル
モノヲ放棄スル積リナリヤ日本ハ南進ヲ相當抑制シアルモ變ナ
コトヲ云フト面倒ナ事ニナルヘシト強ク意見ヲ述ヘ置ケリ

(三) 對蘭印交渉ニ就テ

目下ノ所益ク進捗シアラス而モ之ニ對スル處置ナシ

芳澤ハ歸國ヲ希望シアルモ松岡外相歸朝スル迄折角勸勵スル様

壓留シアリ

其更ニ大橋次官別紙英總理ヨリ松岡外相ニ對スル「メツセージ」ニ
就キ其ノ經緯ヲ左ノ如ク説明ス

本「メツセージ」ハ本來重光大使ニ携行セシメ「リスボン」又ハ
「ジュネーブ」ニ於テ松岡外相ニ手交セシメントシタル所重光大

使之ヲ取りアラス已ムナク駐「ソ」英大使ヲシテ「モスコ」親
劇場ニ於テ松岡外相ニ手交セシム

外相之ヲ讀ムコトナク「ボケツト」ニ入レタリ

別紙内答ハ次官「クレギー」ヨリ受領セルモノナリ

四月十八日第十九回通商總議會

對米國交調查ノ件

一、自午後八時 於總理官邸

二、參謀總長ハ總相ト話合ノ上本總議會ハ單ニ説明ヲ開クノミニ止メ

議論ハ自由討論トシ議決セサル條件ノ下ニ出席ス

三、近衛總理野村大使電ヲ説明ス

問 突如本電ニ接シタルハ如何ナル経緯ニ基クヤ

近衛總理 本件ハ昨年暮米宣教師二名來朝シ自分モ會ヒ其他ノ要人

モ會ヒ日本國內ノ空氣ヲ知り歸國ス

本宣教師ハ「ルーズベルト」モ能ク之ヲ知ツテ居ル

大藏省出身ノ井川カ米國ニテ右宣教師ト觸接シ

岩田大佐

桑港到着ノ際同地ニ來リ一宗ヲ

本報十年來生リ

爾後野村大使之ニ所奏ノ意見ヲ知ルニ田丸ニテ自己ニ送

付シ來リ二、三日前之ヲ受領セリ其直後本電報ニ換シタ

ル次第ナリ

右手紙ト電報トハ若干相違アルモ大體同様ナリ

新會

此本件ニ關シ松岡外相カ如何ナル態度ニ傾レアルカハ不明ナリ外相ノ歸朝迄研究シ歸朝後態度ヲ決定スルコトニ決ス從ツテ外相ニ成ルヘク早ク歸朝スル様電報スルコトトセリ

英總長所感

本電報ヲ審讀シタル所感左ノ如シ

ル米ハ朝ヲ目録トシ本案ヲ考ヘアリ授英ヲ強化セントスルニアラ

スヤ

2. 三國同盟條約ニ紙觸スル所ナキヤ

實質上ノ紙觸ノ程度如何

對ニ與フル不利英ニ與フル利如何

3. 支那ニ對スル和平工作ハ從來ノ態度ト相違スルニアラスヤ

近衛聲明トノ矛盾如何

4. 大東亞共榮圈建設ニ如何ナル影響アリヤ

5. 充分研究ノ後修正案ニテ發見スルヤ

或ハ拒絶スルヤ

6. 拒絶セル場合又ハ修正セル場合ノ英米ニ與フル影響ヲ研究スル要アリ

加

又外部ニ渡レス極充分注意ヲ要ス

ル「ルーズベルト」及「ハル」等ト既ニ話カ進ミアルコト故國際關係
ノコトモ考ヘサルヘカラス

四月二十二日第十九回連絡懇談會

松岡外相歸朝報告並對米國交調整ノ件

一 自午後九時二十分至十二時二十分

二 出席者 大橋外務次官特ニ出席ス

三 要旨

最初外相ノ獨伊一ノニ關スル説明アリ。

次ニ野村大使提案ノ對米國交調整ニ關シテハ、松岡外相ハ自分
考ヘトハ大分異フ故慎重ニ考フル必要アリ、二、三日仕事ノ整理
ヲナシタル後ユツクリ考ヘ度シト申入レタルヲ以テ、陸海軍研究
ノ意見及修文ヲ渡シ研究ヲ要望セリ。外相ハ一昨日來睡眠不足ニ
テ疲勞シアリトテ中途ニテ退出歸宅ス。

其後護海軍意見ニ就キ爾大臣ヨリ説明シ種々懇談ヲナシタル後十二時半解散ス。

此間松岡ノ對米態度ノ決定ニ二週間乃至二ヶ月位カカルカモ知レントノ意見ニ對シテハ、大部ノ者ハアマリ遅クテハ對米對獨共ニ適當ナラヌト述ヘ、平沼内相モ國內的ニモ相當疑問ヲオコス故成ルヘク早ク進メル要アリト述フ。

松岡外相ハ最初疲勞シタル様ナリシモ逐次疲勞ハフツトシテ極メテ元氣トナレリ。

四 松岡外相説明概要 第十二號 二十號

(一) 對米問題

三ヶ月前ヨリ考ヘテ居フト事タカ「モスコ」ナ米大使ニ、米

大統領ハ大バクヲ打タ、歐洲戰爭モ支那事變モ皆米國カ援助シテヤラセテ居ル、平和ヲ好ム大統領ハ日本ノ平和ヲ好ム者トニ同調シ蔣ニ和平勸告ヲ提議スル建議シテハトウカト述ヘ、大使ハ大統領ニ電報シ、自分ハ「モスコ」テ返事カ來ルカモ知レント思フ居タ所返事來ヌ、歸京シテ野村カラノ提案ニ撥シ多ワケテアル。

此ノ問題ハ支那事變處理以外ニ相當重大ナ事カ含まレテ居ルカラ二週間カ一ヶ月カ二ヶ月位慎重ニ考ヘナケレハナラス。

(二) 對獨伊首腦部會談

責任ヲ負ハサレル様ナ事ハ一切話シテ來ナイ。

南方問題ハ日本自身テ處理スヘキモノト述ヘタ。

獨ハ南方問題ヲシキリト話シタカ、伊ハ南方ノ話ニハ一切フレ
スシテ我等ノ敵ハ「ソ」ナリト云ツテ居ル。

又三國同盟ハ米ノ參戰ヲ阻止スルニ在リト云フコトニ對シテハ
「リッペン」モ「ムツソリニ」モ同意ヲ表シテ居ル。

○曰「ソ」中立條約締結経緯

獨逸出發ノ時「スターマ」ニ、「レニングラード」へ行クカラ

「モスコ」に滞在シ長クナルカモ知レント述ベ、歸船更ニ日「
中立條約」ニフレルコトヲ仄カシテオイタ。

「モロトフ」トハ三度會見シタカ「モロトフ」自説ヲ維持シテ
講ラス、條約ハ到底モノニナラスト考ヘ、イロク被キテ自分ノ
考ヘテアツサリ述ベ、又英文ノ手紙ヲ將來ノ參考イ爲ニトモ

コトフニ渡シタ。

其夜明白「スターリン」ハ何時テモ會フカラト電話カアリ午後

五時カラ會フコトニ約束シタ。

翌日午後五時「スターリン」ノ部屋テ挨拶ヲ述ベ、此際トバカ

リ八款一字ニ就テ話シ出シタ、「スターリン」ハ机ノ上ニ中立

條約ヲ讀定書ト「モロトフ」ニ渡シタ自分ノ手紙トヲ置キ、八

款一字ノ話ヲ聞キ乍ラムズムシテ居ツタカ、ソノウチ「スタ

ーリン」ハ「俺ハ才前ヲ信スル、又近衛ヲモ信スル」ト述ヘ條

約ノ修文ニ就テ話シ出シタ。

條約文中ニ滿洲國ノ事カアツタノテ、獨立國ヲコンナ風ニ取扱
フノハ具合悪イト述ヘタル所「スターリン」モ同意シタ、「ス

カ相當伸ヒテ居ル。「スタールン」ハ用心深い男タカラムヤミ
ニ動ク様ナ事ハセント思フ」等述ヘタ。
尙英本土攻撃ハ「バルカン」攻撃ノ前ニヤルカ後ニヤルカト質
問セル所、「リツベン」ハハツキリ答ヘラレストト述ヘ同答セス
自分ハ日「ソ」條約ハ昨年七月カラ「ソ」ニ提案シテ居ツタカ
其後情勢ハ變ツタノテ今度ハアツサリシタ形式テヤリ度イ、若
シ「ソ」カ食ヒツイテ來タラ條約ヲ結フ考ヘタト述ヘタ所、「リ
ツベン」ハ「ソ」ウズ」と云ウタ。而シ「リツベン」ハ條約ハ出
來ント思フテ居タラシイ、今度ノ成立又見テキツト條ハ篤イテ
居ルダヌク。
○伊太利ノ狀況

○伊ハ獨ニオサヘラレテ居ルハ而シ今ハ獨ニタヨル事ニ依ツテヤ
マツテ行ケルタラウ。日英ハ英海軍守土ニエテハマツテヤ
此ノ様ニ國內狀熊ヲアツタレテ同盟軍ノ外相ヲ來訪ヲ非常ニ感
銘シテ居ツタラシイ。英ハ伊ヲ英獨ニ引入レル様盛ニ工作シテ
居ルカ伊ハ動カナイ。日英ハ英海軍守土ニエテハマツテヤ
伊國民ハタヨリニオラヌカ「ムツツリニ」ハナカナカ立派
ナ人物テ「ムツツリニ」ト「セツト」トハ本當ニ水モ洩
ラサス仲ラシイ。
○「チアノ」ハ「ムツツリニ」ハヤルト云ヘハ必スヤル人タカ
ラ伊ハ大丈夫タト述ヘテ居ル。
○「モスコ」ニ於ケル米大使トノ會談（略ス）

英大使卜劇場ニ於ケル會見
其松岡外相退出後ニ於ケル懇談要旨

松岡外相ハ事重大故ニツクリ慎重ニト云フカ、米ノ心理ヲ逆用スル着意ヲ必要トスルカラ成ルヘク早ク話ヲ進ムルヲ可トスル意見大體ヲ占ム、平沼内相モ國內對策上之ヲ主張ス。大橋次官ハ立川カラノ自動車内テ、外相カ獨ノ充分ナル瞭解ヲ取付ケネハオラント云ウタコトヲ述ヘ、瞭解ハ無用進告程度ニテ可ナリトノ意見ニ對シテハ、外相ノ意見ハ相當強硬ナル旨ヲ述フ。之ニ對シ及川海相ハ瞭解ヲ取付ケルト云フカ之カ成立シナカツタラトウスル、本提案ノ目的ハ支那事變中止ニアルノテハナイカ、此ノ點充分事ノ輕重ヲ分ケテ考ヘオケレハオラント思フト特ニ主

張セリ。

席上陸相ハ陸海軍ノ總括の意見海相ハ修正意見ヲ述ヘタリ。

五月三日第二十一回連絡懇談會

對米國交調整ノ件

一、於總理官邸自午後一時至同四時三十分

二、先ツ松岡外相、照案ノ對米國交調整ニ對スル所見ヲ述フ左ノ如シ
「ソ」聯ト中立條約ヲ結ンダ筈デ先ツ米トノ間ニ中立條約（不
可侵條項ハ除ク）ノ締結ヲ打診シ其反應ヲ見タイト思フカ如何
米ハ傳統上ソウ云フ事ハヤラス國ダカラ多分檢ト云フダラウガ
世界非常ノ折柄此ノ檢ナ事モヤツテ見テハドウカト思フ
又右申入ト同時ニ

比島ノ獨立維持ト日本人ノ比島ニ於ケル無差別待遇ヲ認メシム
ルコトヲ提議シ

且獨伊ノ直ノ心持即チ

獨伊ハ必勝ノ確信ヲ有スルコト

英トハ和平セヌコト無條件ナラハ和平スルコトアルモ然ラサレ
ハセヌコト

米ノ參戰ハ戰ヲ長引カセルコトアルモ終ラシメナイモノナルコト
衆ノ參戰ハ世界文明ヲ没落ニ導クモノナルヲ以テ充分氣ヲ付ケ
ラレ度キコト毎ヲ米ニ傳ヘ

又三國條約ニ就テハ日本ハ些カタリトモ之ニ惡影響ヲ及ボスカ
如キコトハ出來ヌ事

等ヲ附加シ度

又右外相ノ意見ニ就キ審議ス

殆ト委員不同意ヲ唱フ

松岡外相 試ミニヤルノダカラ乘ツテ來レハヨシ乘ツテ來ナケレハ

ソレデヨシ斷シテ來レハ結構デハナイカ

昨夜「ラジオ」デ連絡會開演僅ノコトヲ放送シタ後デモアリ米カ
右提議ニ對シ強イ印象ヲ受ケルコトヲ考フル要アリ又「スターリ
ン」ト中立條約ヲ擧メタ時ハ松岡外相ノ頭ト辨トデヤツタノダガ
野村ヲ通シテハソウウマクハユカンダラウ（外相以外ノ者ノ發言）
松岡外相 松岡自ラクワシク嘗イテ野村ニ圖マセレバヨイ

大部ノ反對強ク一時沈黙カ頓ク

沈黙經過 中立條約ハ皆不實成ダカラ取止メテハドウカ

松岡外相 考ヘサセテ呉レ

野村ノ思付キトシテ先方ニ申入レサセル如クシテ輕ク取
扱ツテ見ルノモ一法デハナイカ

尙考ヘサセテ矣レ

以上ヲ以テ中立條約ノ件ハ一顧打切ル

又次テ野村大使提案ノ瞭解案ニ對スル陸海軍修正意見ヲ加味シ外務
省ノ修正案ヲ審議シ別紙修正案ヲ決定ス

右修正案ニ基キ概要ヲ米獨伊ニ通シ獨伊ヨリ意見アラハ之ヲ速ク
程度ノ重組ニテ話ヲ進メ暨外相ノ提議ニ對シ全員同意ス

「註」中立條約打診後右ノ提議ヲ取ルモノナルヤ否ヤ其邊ノ外交

折衝ニ關シテハ顧慮ニアガラズ外相ニ一任シタルカ如ク思
ハルルモ明カナラス

其次ヲ以上對米露交際要トハ別個ニ「シンガポール」攻略問題ニ關
シテ論議ス

松岡外相「シンガポール」攻略問題ニ關シ日本カ責任ヲ取ル様ナ

言實ハ獨ニ與ヘテナイ

獨モ之ヲ要求シテ居ラナイ

獨ハ大東亞ハ日本ニマカセルト云ウテ居ル

獨ハ日本ノ爲ニ大東亞問題ヲ模範ニ考ヘルト今ヤツタ方

カ宜シイト云フノテアツテ獨自身ノ利害ハ考ヘテ居ラナイ

ヤル、ヤラスハ日本ガキメルコトデアツテ言實ハ與ヘテ

ナイ自分ノ考ヘテハ今ヤツタ方カ好イト思フ

若シ「ソ」カ絶ツナラハ獨ハ之ヲ打ツト「リッペン」モ

云ウテ居ル

而シ獨ニ協力ノ爲日本ニヤツテ呉レトハ「リッペン」ハ云ウテ居ラス

細相右ニ對シ「マレー」作戰ノ爲ニハ根據地トシテ泰、佛印ニ基地ヲ必要トスル旨ヲ述ヘ參謀總長其詳細ヲ説明ス

外相作戰基地ハ「サイゴン」ニテ可ナラズヤト述ヘタルニ對シ其不可ナルヲ説キ第三編ヲ刺戟セサル爲ニハ參謀人ヲ入レル程度ニ止メルトカ民間人ヲ利用スルトカ其ノ方法ハアルヘキヲ以テ先ツナントカシテ飛行場ヲ造リ物ヲ集積スル必要アル旨ヲ據述シ尙野佛印參謀策要綱決定當時軍事協定締結ヲ早クスル據據力主張セル主旨是ニ在リシト述フ

松岡外相 日佛印經濟協定モ終了セルヲ以テ本件ハ成ルヘク早クヤ

ル據考フヘシ

參謀總長 獨伊カ其本土上陸ノ爲北佛ニアレ難ニ基地ヲ造ツテモ尙

ヤラス馬來作戰ハナカナカノ事デハナイ

松岡外相 獨ハ「ロス」ヲ二ヶ月デヤツツケルト云ウテ居ル「シン

ガポール」ナド大シタコトデアアルマイ

六 本席上松岡外相ハ特ニ左記ヲ述フ（特ニ記錄ス）

之ハ極秘ナルモ「ヒットラー」ハ佛ヲ強固ニシテ獨ト共ニ其ヲ打タセル考ヲ持ツテ居ル此ノ據ナ關係カラ獨ハ佛印ニ圖シアマリハツキリシタ態度ヲ取ラスノダラウ

七 外相ノ蔭介石ニ對スル觀察

席上外相ニ蔭介石ニ對スル和平願望ヲ質シタルニ左記ヲ述フ
和平ハ欲スルモ米ノ承認ヲ經ザレハ手カ出センノダラウ

八本總議會席上松岡外相ハ對米國交調整ニ就テハ

支那事變處理ニ賛成スルコト

三國條約ニ紙領セサルコト

國際信義ヲ破ラサルコト

ヲ絕對條件トシテ考フル要アル旨ヲ強調セリ本件ハ特ニ着目スル
要アリ

五月八日第二十二回連絡懇談會
對米國交調整其後ノ狀況ト之ニ對スル意見交換ノ件
松岡外相説明

野村大使ヨリ返事カ來スノデ催促ノ電報ヲ打テ、且昨七日夜國際
電話ヲ話ソウトシタガ今朝九時ニナフテ漸ク話ス事カ出來タ。
通話カ不明瞭ナリ且時間ニ制限カアルヲ充分話ス事カ出來ナカツ
タガ、野村ハ「ハル」國務長官ニ對シ松岡ノ「オラリストメント」
ヲ其儘讀ミアゲタトノ事、野村ノ意見トシテハ中立條約締結ハ野
村ニ其權限モナク成立ハ難シイト述ヘテ居ツタ。
獨伊ニ對シテハ日曜日東京兩國大使ニ坂本局長ヲシテ傳ヘシメ
タ所、六日朝「オットー」獨大使直接松岡ニ面會ヲ求メ、非常ニ

重大ナ事ヲ洩ラシテ吳レテ「リツベン」モサゾカシ感附シ居ル事ト思フト地ヘタ。
松岡ハ「オットー」ニ、「本件ニ關シテハ昨年十一月十二月頃ヨリ手ヲ打ツタ事テ、米ヲ參戰セシメナイコト、米ヲシテ支那ヨリ手ヲ引カセルコト等ヲ考ヘテ居ルノデアツテ、迨歐州訪問ノ往路ニ於テモ爾路ニ於テモ米大使ト本件ニ關シ話シタ次第アル。「ハワード」ガ「リスボン」カラ上船シテ米ニ行カナイカト云ウタガ今度ハ斷然米參戰スレハ日本カ起タナケレバナラヌト云フコトヲハツキ傳ヘ置キタリ
思フニ「ルーズベルト」ノ考ヘハ太平洋ヲ閉ジテ援英ヲヤラントスルモノナルカ、三國同盟ニ少シデモヒビノ入ル様ナ事ハ日本ハ

決シテセス、之ニ付獨獨ノ意見アレハ成ルヘク早ク意見ヲ吳レト云フテオイタ。
依ツテ獨カラ意見カ來ルダラウ、又米カラ何等カ來電ガアル事ト思フ、其等ノ結果ニ基キ連絡會議ヲ開キ、義ニ一應決定ヲ見タ修正案其儘デヤルカ、更ニ修正スルカラ審議シタイト思フ。
三 陸相 大島大使ニ知ラセテアルカ。
又野村大使ニ修正案ヲ知ラセタカ。
仕事ノ上カラハ知ラセテオク方ガ便利デハナイカ。
松岡 示シテモ「リツベン」カラ意見カ來レバ又修正シナケレバナラス、却ツテ後デ困ル様ナ事ガ出來ルカモ知レン、尙秘密保持上カラモ適當デナイト思フ外相自身ノ考ヘトシテ示

サナイデオイタ。

此際知らセタ方好イト云フ意見ハ外務次官モ提議シタガ
外交ノ立打チハオ前等ハダマレト云ウテオイタ。

尙民間ニ洩レテ居ル様ダガ、外務省デハ此ノ様ナ大事ナ事
ハ自分ダケ知ツテ居ルニ過ギナイ。(トテ外務省以外ノ方
面カラ洩レル事ヲ注意シタルカ如シ)

米ノ今日迄ノヤリ方ハ正ニ參戰デアアル、日本ハ大國トシテ
當然抗議シテ然ルヘキト思フカ見テ見ヌ振リヲシテ居ルノ
デアアル。

「ヒツトラー」トシテモ今迄ハ我慢シテ居ルカ存外米ニ對
シ起ツカモ知レン、獨力起ツタ場合ニハ同盟條約ニヨレバ

日本モ當然起ツノヲ正論ナリト思フ、而シ外交カラ云ヘバ
ソウモ行カヌ。米ヲ參戰セシメズ又之ヲシテ支那カラ手ヲ
引カセルト云フノカ、今度ノ自カ力之ヲヤルト云フ考ヘデ
アル。從ツテ念ガセズニオイテ呉レ。

了解事項ヲ取付ケタカラト云フテモ是レデ戰爭ハ防ギ得ナ
イカモ知レヌ、警戒ガ激化スレバコンナ諒解事項ナンカズ
トンデ了フ、其時ハ日本ハヤラナケレバナランダラウ。

海相

外相ハ參戰々々ト云フガ米ハ參戰シテ得ガアルカ、損ガア
ルト思フ。今日迄米ハ英カラ吸ヘルダケ吸ウテ之以上吸フ
事ハナイデハナイカ、之以上米カ授英ヲヤツテモ損ニナル
バカリダ、「ルーズベルト」ハ今迄ノ行キガカリ上戰爭ノ

松岡
義徳

中ニ飛ビ込ムコトニナルカモ知レン。後ナ行動ヲ取ツテ居ルガ、米トシテノ國策ノ大轉換ハ今ガ一番好イ時ダト思フ。「ルーズベルト」ハ戦争ヲヤル氣ニナツテ居ル、何シロ彼ハ大バクチ打チダカラ。予ハソノウチニ「ブライベイトメツセー」ヲ出ソウカトモ思ウテ居ル。米カ参戦ノ一時間前ニ英カ降伏スルナラハ参戦セスト思フ又参戦後一時間ニシテ英カ降伏シタ場合ハ續イテ戦争ヲ續行スルト思フ、而シテ後者ノ公算カ大ダト思フ。最近ハ米ハ警戒迄決心シテ居ルノデ、過般「リッペン」ガ米ハ七〇%迄参戦セスト云ウタ時トハ情勢ガ變ツテ居ル。

昨今ハ六〇%迄参戦スルト思ハレル。

米参戦スレバ戦争ハ長期トナリ、世界文明ハ破壊セラレ、若シ戦争ガ十年續クニ於テハ獨ハ軍需品、食糧取得ノ爲「ソ」ト戦ヒ、而シテ獨ハ「アジャ」ニ出テ來ルダラウ。此ノ時日本ハ如何ナル態度ヲ取ルガ宜シイト考ヘルカ。

右ニ對シテハ他ノ諸員ハ返事スル者ナシ、但シ外相ハ「フット」ト云フガ眼前ノ支那事變解決ガ大事ナノデ、本案ハ急グ必要アルト思フ旨述ブル者アリ。

右ノ如クシテ野村大使ノ返事及獨ノ意見ノ來ルノフ特ツテ處理スル事トセリ。

五月十二日第二十三回連絡懇談會
對米國交調整其後ノ狀況ノ件ハ三國聯絡會議ハ其ノ中
五月十二日午後五時至同七時
三松岡外相對米國交調整其後ノ狀況ニ就キ説明ス要旨左ノ如シ
一 本件ハ野村大使ニ連絡會議修正案ヲ打電スルニ先チ獨伊領ノ返
電ヲ待ツ必要アリタル爲米國ニ正式交渉開始スヘキ旨打電スル
コトハ三日曜三十一日一一杯待ツタガ獨伊ノ返電來タズ更ニ
十二日晝迄待ツタガ獨獨ヨリ返事來ズカツテ正午過野村大使
ニ「ハル」ト交渉開始スル様打電シタ。尤モ修正案ニ就テハ豫
メ打電シテ交渉開始ノ時機ヲ別ニ指示スルコトトシテアツタノ
デ、右正午過ノ電報ハ僅ニ二行ニ過ギナイニ從ツテ十四日ノ大

五月十二日第二十三回連絡懇談會
對米國交調整其後ノ狀況ノ件ハ三國聯絡會議ハ其ノ中
五月十二日午後五時至同七時
三松岡外相對米國交調整其後ノ狀況ニ就キ説明ス要旨左ノ如シ
一 本件ハ野村大使ニ連絡會議修正案ヲ打電スルニ先チ獨伊領ノ返
電ヲ待ツ必要アリタル爲米國ニ正式交渉開始スヘキ旨打電スル
コトハ三日曜三十一日一一杯待ツタガ獨伊ノ返電來タズ更ニ
十二日晝迄待ツタガ獨獨ヨリ返事來ズカツテ正午過野村大使
ニ「ハル」ト交渉開始スル様打電シタ。尤モ修正案ニ就テハ豫
メ打電シテ交渉開始ノ時機ヲ別ニ指示スルコトトシテアツタノ
デ、右正午過ノ電報ハ僅ニ二行ニ過ギナイニ從ツテ十四日ノ大

統領ノ演說前途ニハ同ニ合フト思フ。尙午後四時過本艦談會出席直前ニ國際電話デ、帝國修正案ニ就テハ再修正ノ餘地ナキ旨通スル様命シテ來タ。

(二)「オットー」ハ、本國ヨリ入電ヲツタガ受信途中中断シタノヲ待タレ度、ト云ウテ來タガ、今朝迄待ツテモ來ズ、晝迄待ツテ

モ來ズ、ヨツテ右ノ處置ヲ取ツタ次第ナリ。

○我外交ノ集中ハ米ヲ參戰セシメズ、「コンボイ」ヲオモサセル事ヲ指シ、向スルニ在リ。而シ「コンボイ」ニ依ツテ參戰ノ段ト

示シタ如ク、米ニ對シテハ本交渉ハ三國樞軸ニ影響スル様ナ事ハセスト申送タタ次第ナリ。

○「ヒットラー」ヨリハ、未ダ返事ガ來スガ、「コンボイ」ハ重大ナル結果ヲ招來スルカラ、米ノ「コンボイ」ニ對スル獨ノ行動

ハ特ニ慎重善處スヘキ旨ヲ申送り、其際米ノ不參戰、獨米戰爭セサルコトヲ外相親シク伊勢神宮ニ祈願シタ事ヲモ附加シタ。

○以上ノ如キ次第ガ、米ガ「コンボイ」ヲ行ヒ之ニ依リ獨米間ニ戰爭起レバ、戰爭ハ長期トナリ、世界的大動亂トナルモノト

考フ。

○内元來同盟ハ友好關係國ト事前ニ意見ヲ交換スヘキモノデアツテ

相手國ニ豫メ意見ヲ同クコトナク外交處置ヲナスコトハ友好關係ヨリ離ルル時ニナスヘキ事ナルカ今回ハ獨ノ返事ヲ待ツテ慎重ニヤル必要アリト考ヘテ獨個ノ返事ヲ待ツテ居ツタノダガ來

ナカツタノデ、巴ムヲ得ズ返事未着ノ儘打電シタワケデアル。
日曜朝「オットー」ガ來テ、「ベルリン」ヤ米ノ情報ニ依レバ
先般松岡大臣ノ自分ニ告ゲタ内容トハ「ボイント」ガ大分違フ、
米ヨリノ來電ヲ示サレ度、ト述ベタガ之ニ對シテハ、日本ノ方
針即米ノ不參戰、米ヲ支那ヨリ手ヲ引カセルコト、三國條約不
變、ノ三原則ヲ堅持シアルコトヲ繰返シ米カラノ來電ハ外交道
徳上ヨリモ御示シ出來ナイノミナラズ外交上混雜ヲ起ス虞アル
ヲ以テ披見ヲ拒否シタ。
伊ハ「オットー」ニ代表シテモラフト云ウテ居ルカラ、結局獨
ニ對シ處置スルコトニ依リ伊ニ對スル處置ハ終フタ事ニナル。
他國ノ返事ノ判斷トシテハ、全然同意ハセズダラウガ、自分トシ

テハ獨個ノ一部不同意ノ意見ガアツテモ之ニ對シテハ、之ヲ説
得スル自信ガアル。

八米ニ對シテハ本日ノ野村ノ申込ニ依リ、(米トハ十四時間ノ時
差アルニ依リ本日ノ電報ハ十二日朝早ク到着スヘシ)十四日ノ
演説ハ相當ニ我方提案ヲ織リ込シテモノガ出テ來ルダラウ、之
ニ依リ米ノ氣持ハ大體判斷シ得ヘシ、若シ右演説ニ織込マレテ
居ラナイ場合ニハ一週間位タテバ分ルヘシ。其際更メテ考フル
事ト致シ度。

五月十五日第二十四回連絡懇談會 文部省 英文部

對米國交調整其後ノ狀況ノ件

一、松岡外相其後ノ狀況ヲ説明ス、本件ニ關スル三原則ニ對シテ、
(一)「リッペン」カラノ返電途中デ切レ全文未着デアツタガ、十二

日夜朝伊大使一緒ニ右全文ヲ携行來訪シタ。朝野ニ對シテ、
伊大使ハ獨大使ノ云フコトハ其儘伊ノ意見ナル旨ヲ述ブ。

「リッペン」返事ノ要點ハ左ノ如シ。(外相ハ全文ヲ發表セズ)
一、米ノ提案ハ大東亞共榮圈建設行動ヲ拘束スルモノナルコトハ

日本ニ於テ充分承知シアル所ナルヘシ。米國ハ本案ニ依リ太平
洋ヲ安全ニシ國內ノ反戰氣運ヲ和ラゲ、自己ノ希望スル方向ニ

向クヘシ。米參戰セバ日本參戰スベク米ハ此ノ如キ事ニナラザ

ランモ、野村ヲシテ「ハル」ト懸談セシメ又交渉ヲ開始セシメントスル余ノ決心ハ次ノ前提ニ基礎ツケラレテ居ル。即チ▲米カ歐洲戦争ニ参加セサルコト。

B最モ早キ時機ニ日支間ニ和平ヲ招來セシメル目的ヲ以テ日本ト直接交渉スル機將ニ勸告スルコト。

從ツテ此ノ如キ前提ヲ無視シテ交渉スルコトハ、如何ナル諒解ニモ達シ得サルヘキコトヲ諒承アリ度。

右ニ對シ野村ハ、右ハ從來屢々云ウテ居ルコト極メテ明確ナルヲ以テ今更云フ必要ナシ、申入ヲ見合シ度ト云ウテ來タガ自分ニハ信スル所アリ過滯ナク「ハル」ニ通スヘシト野村ニ云ウテオイタ。

右野村ヲシテ「ハル」ニ對シ申入セシメタコトハ獨伊ニモ通シオケリ。

曰獨伊ノ返事ヲ待タスニ日本獨斷テ米ニ話合シタカラ、獨カ對英單獨媾和又ハ對「ソ」戦争ニ入ルト云フコトモ考ヘラルルガ、獨ノ申入ト日本ノ修正案トニハ食ヒ違イナイト云フコトヲ、兩國ニ通シテオイタカラ獨ハ此ノ様ナ事ハセヌト思フ。

外務省トシテ出先大使ニハ何モ云ウテ居ラヌカラ武官ニハ云ハスニオイテ奥レ。

五月二十二日第二十五回連絡懇談會
 蘭印交渉、國民政府承認、對米國交調整其後ノ狀況等ノ件
 自午前十一時半至午後一時半
 蘭印交渉ニ就テ
 松岡外相説明
 日ソ中立條約締結當時ハ、蘭印側カ一應折レタ様デアツタガ
 最近ハ別紙ノ如キ狀況トナリ此ノ分デハ英米ト經濟戰ニ入ラサル
 ヲ得サルモノト思フ。有田外相ノ時ニ、十四品目ノ輸出禁止ハス
 ルモ錫二万吨、ゴム三千屯ハ對日輸出スヘキ協定ヲ締結シタル
 ニモ拘ラス、現在テハ右金額ヲ輸出セス、而モ馬來、佛印等ヨリ
 所得スルニ於テハ其ノ分ダケ差引クト云ヒ、目下ノ狀況ヨリ見レ

五月二十二日第二十五回連絡懇談會
 蘭印交渉、國民政府承認、對米國交調整其後ノ狀況等ノ件
 自午前十一時半至午後一時半
 蘭印交渉ニ就テ
 松岡外相説明
 日ソ中立條約締結當時ハ、蘭印側カ一應折レタ様デアツタガ
 最近ハ別紙ノ如キ狀況トナリ此ノ分デハ英米ト經濟戰ニ入ラサル
 ヲ得サルモノト思フ。有田外相ノ時ニ、十四品目ノ輸出禁止ハス
 ルモ錫二万吨、ゴム三千屯ハ對日輸出スヘキ協定ヲ締結シタル
 ニモ拘ラス、現在テハ右金額ヲ輸出セス、而モ馬來、佛印等ヨリ
 所得スルニ於テハ其ノ分ダケ差引クト云ヒ、目下ノ狀況ヨリ見レ

バ錫、「ゴム」モ禁輸ノ決心ヲスルニ非ズヤト思考セラル。結局日本ノ足下ヲ見テ日本ヲ見殺リ居ルヤニ觀察セラル。「ゴム」錫ノ半分ヲ吳レルナラ之ヲ思フガ、現在ノ狀況デハ到底我慢出來ス。芳澤ハ小官ノ渡歐中歸朝ヲ希望シタガ慰留セシメタ。然シ乍ラ此ノ様子デハ專ロ芳澤ヲ歸朝セシメ他ノ處置ヲ取ル必要アリト思フ。本日「オランダ」公使ヲ呼ビ反省ヲ促シ、又午後二時ニハ英大使ヲ呼ビ、此ノ様子狀態デハ帝國ハ南方ニ兵力ヲ行使セザルヲ得スト云フコトヲ英ニ傳ヘル様話ス積リデアル。之ニモ反省ナケレバ芳澤ヲ歸朝セシメ帝國ノ態度ヲ世界ニ示シ、其後適當ナル處置ヲ取ラネバナラスト思フ。

右處置ニ就テハ決々ノ方面ニ於テ御研究ニナツテ裁キ度。本日ハ

英大使ニオトナシクマトメル様話ヲシ、英ノヤリ方ニヨツテハ重大ナル結果ヲ伴フテアラウト述ヘル積リナリ。

之迄ハ忍耐ヲシタガモウ時期ガ來タモノト思フ。蘭印ガ此ノ態度ヲ取ル以上國民ノ間ニハ義憤ヲ感スル者ガ多數アルヘク、外務大臣トシテモ此ノ義憤ニハ共鳴スル。

以上外相ノ説明ヲ中心トシテ相當ノ議論アリ。概要左ノ如シ。

外相 蘭印トノ交渉ヲ打切り芳澤ヲ引揚ケ度、其時機ハ外相ニ

一任セラレ度。

某 芳澤ヲ引揚ケルト云フ程迄ニナツテ居ル目下ノ蘭印ノ態度ニ就テハヨク分ルガ、目下蘭印カ此ノ如キ態度ヲ取ツテ居ルノハ英米ノ支援アルガ故ナリ。蘭印ニ對シ此ノ最

後ノ決意ヲスルコトハヤガテ比島、馬來ニモ作戦ヲ進メ
ル事ニナリ、國家ノ浮沈ニ關スル重大問題ナルガ故ニ、
時機方法等ニ關シテハ充分考ヘナケレバナラス。

外 相

決心シナケレバ結局獨英米「ソ」ガ合一シテ日本ヲ壓迫
スルコトニナラズヤ、獨「ソ」合體シテ日本ニ向フ場合
モアルヘク、米參戰ト云フ場合モアルヘシ。之等ノ場合
ニ於ケル統帥部ノ意見ヲ承り度。

參謀總長

之ハ重大問題ナリ、此ノ決心ノウチノ馬來ダケニ對シテ
モ、泰佛印ニ所要ノ作戰準備ヲ進メナケレバナラスコト
ニ就テハ、前回ノ連絡懇談會ニ於テ詳述セル通りナリ。
猶モ之ヲ外相トシテヤラスノハドウ云フウケカ。

外 相

泰佛印ニ對シテヤルニハ英米ニ對スル決心ヲ必要トス、
此ノ決心ナシニ交渉ハ出來ヌ、決心ガ出來タラヤル。

海軍 海軍 伺殆ト默シテ語ラズ。

海 相 松岡ハ頭ガ變デハナイカ。

以上ノ如クシテ結論ヲ得ルニ至ラズ。

三、國民政府ノ承認ニ就テ

外相說明

獨伊ヲシテ國民政府ヲ承認セシメル事ニ就テハ、先般渡歐ノ際獨
伊ニ對シ、承認ノ時機ハ日本ノ意見通りニシテモライ度イト云ウ
テアリ、其ノ時機ハ本多大使ノ意見ヲ聞イテカラ決メル考ヘテ事
實獨伊ヲオサヘテ來タノデアツテ、此ノ間ノ消息ハ本多ニモ説明

シテオイタ。

今日トナツテハ獨伊ヲシテ國民政府ヲ承認セシメ、同政府ニ對スル態度ヲ明確ニシ之ヲ育生シ、更ニ他ノ樞軸諸國ヲシテ承認セシムル様工作スルノヲ可トス。重慶工作ニモ此ノ態度ヲ判然トスルコトガ宜シト思フ。而シテ重慶工作ハ目下ノ狀態デハ九十七%迄ハ見込ガナイト思フ。

陸相 獨伊等ヲシテ國民政府ヲ承認セシムルコトハ、日米會談ノ支那ニ對スル戰爭中止ノ勸告ヲセシムル件ト二又ヲカケル様ニナル故、承認ハ見合セタ方ガ宜シト思フ。

某 獨ハ經濟的ノ事ニ迄極東ヲ日本ニマカセルカドウカト云フコトハ考ヘナケレバナラス、今直ク承認セシムルコト

ハ充分考ヘル必要アリ。

外相 政治ト經濟トハ不可分ナリ。

海相 近ク汪方來朝シタ時ノ土産トシテハドウカ。

陸軍務局長 目下日米交渉中ナルヲ以テ、之ヲ有效ニ成立セシムル

タメニハ國民政府ヲアマリ早ク承認セシムルコトハ考ヘ物デハナイカ。

四日米會談其後ノ狀況ニ就テ

外相先ツ大島大使ヨリ外相宛電報ノ要旨ヲ説明ス。

外相ハ右電報ヲ陸軍ニ移スコトニ賛成セサリシモ、軍務局長ハ之ヲ披見シ來レリ。

大島大使電要旨

五月三日「リッペン」ト第一回會談ヲナセリ。

「リッペン」ハ、松岡カラ大島ニ話スナト云ウテ來テ居ルガ特別ニ話スト云ウテ其ノ大要ヲ語レリ。悉ラク「リッペン」ハ、獨ト特別ノ立場ニアル本使ト云フ意味ニ於テ内容ヲ開示シタルモノナルヘク、當時本使ハ全然右内容ヲ承知シアラズ、「オットー」ヨリ「リッペン」ニ「リッペン」ヨリ本使ヘト傳ハリタルモノト思考ス。

本使ハ事重大ナルモノト認メ一切意見ノ發表ヲ避ケタリ。

五月九日第二回會談ヲナセリ。

「リッペン」ハ、「オットー」ヨリノ詳細ナル電報ノ内容ヲ本使ニ告ゲテ曰ク、「本提案ハ日本側ヨリ提案セラレタモノナリトノ

情報多シ、松岡外相ハ不本意年ヲ他ノ人ノ獎メニ依リ本案ヲヤル様ニナレリトノ事デアリ、又「シンガポール」攻略ヲセザル様ニナレリトノ話ナルガ、夫ハ日本ガ米國ト結ビ、米參戰ノ場合ニ日本ガ參戰ヲ回避スルモノトモ考ヘラル、獨トシテ日本ヨリノ本相談ニ對シテハ次ノ二案ノ回答アリ、第一案ハ拒否、第二案ハ條件附ニテ交渉ヲ進ム、本官ハ第一案ヲ取り度シト。本使ハ右ニ對シ「未タ本國ヨリ何等ノ指示ナキヲ以テ内容不明ナルモ、日本案ナルモノガ成立シタル場合ニハ獨ノ對英攻撃ニハ不利ナラス、又不成立ノ場合ニ於テモ「ルーズベルト」ノ心ノ打診ガ出來、且又日本國內ニアル親米派ノ人々ニ日米妥協ハ不可能ナリト云フ感想ヲ與フル結果トナルヘキガ故ニ、本使ハ前記第二案ヲ取ルヲ宜シ

ト思考ス」ト述ヘタリ。「リッペン」ハ第二案ニハ同意セズ、第一案ヲ自己ノ意見トシテ「ビットラー」ニ告ゲ、「ビットラー」ハ第二案ヲ採決セリ。

本使「ローマ」ニ旅行中「リッペン」ト第三回會談ヲナセリ。

「リッペン」ハ「オットー」ヨリノ報告ニ依レハ、日本ハ獨ノ回答ヲ待タズニ對米交渉ヲ開始セル由、此ノ點大イニ不滿ナリ、數時間ヲ待テバ獨ノ回答ガ到着スベキニ拘ラズ、之ヲ待タザリシハ頗ル不滿ニ感ズル所ナリ、「ト冒頭シ、「松岡トハ伯林テ何度モ會談セルニ、此ノ如キ話ハ一切ナク、今トナツテハ裏切ラレタル感アリ、松岡ト「オットー」トノ會談ニ依レバ、松岡ハ獨「ソ」開戦セル場合日本ハ「ソ」ヲ攻撃スト云ヘル由ナルガ、伯林ニ於

ケル松岡ノ話トハ此ノ點違フ、松岡ハ伯林ニ於ケル獨「ソ」關係ナルモノヲ把握シ居ラサルモノト思フ」ト述ヘタリ。本使ハ一日本ニ於テ、獨逸ノ返事ヲ待ツコトナク對米交渉ヲ進メタルハ事務上已ムヲ得サリシ事ト思フ、又松岡外相ガ獨「ソ」開戦ノ時ニ日本ノ取ルヘキ態度ヲ「オットー」ニ話シタル由ナルモ、帝國ノ態度ハ簡單ニハ定メラレズ、天皇ガ決定セララルルモノナリ、從ツテ若シ松岡外相カ日本ノ態度ヲ述ヘタリトスルモ、之單ナル松岡ノ私見ニ過ギス」ト述ヘタリ。

本提案ニ關スル本使ノ所見左ノ如シ。

獨ハ、日本カ本案ニ依リ米國參戰ノ場合其ノ參戰ヲ回避セントスルモノナルガ如ク解釋シ、日本ニ裏切ラレタル感ヲ持チアリ。大

使トシテ日本ノ「狼ヒ」ハ承知シアルモ、茲數ヶ月デ獨力大勝スルコトハ判然タルモノアルガ故ニ、獨ニ對シ日本ノ不信ヲ招ク様ナ事ヲナスハ考ヘ物ナリ。又本案ハ「ルーズベルト」ノ叢謀ナラスヤトモ考ヘラル。本案ヲ實行セハ日本ハ大戰後國際的ニ孤立トナルヘシ。本案ニ依リ南方ニ武力進出セサルコトガ判然トセハ獨伊ヨリ侮リヲ受クルコトアルヘシ。南洋ニ米國關與セバヤガテ獨伊モ關與スヘシ。一般情勢上本交渉ヲ實行セサルヘカラサルモノナラバ次ノ二點ニ留意スルノ要アリ。

ノ本交渉ニテ米ニ中立態度ヲ儆正ニ守ラシムルコト。

米參戰セハ日本ハ同盟ノ義務履行ヲナスコトヲ明ニスルコト。

2 獨伊ト隔意ナキ意見ヲ交換シテヤルコト、特ニ參戰ヲ回避スル

ニ非スヤトノ誤解ヲ解ク様ニ勉ムルコト(了)

次テ外相米ニ於ケル交渉其後ノ狀況ニ就キ説明ス。概要左ノ如シ。

五月十一日夜、野村ト「ハル」ト會談約四十分ノ後日本側ノ修正案ヲ「ハル」ニ手交セリ。「ハル」ハ出來ル丈骨ヲ折ルモ本案ノ審議ニハ相當日數ヲ要スト述ヘタリ。

五月十三日夜、野村「ハル」更ニ會見、外相ノ所謂帝國ノ目的ハ米ノ不參戰尙支那ニ對シ米カ和平勸告ヲナスコトヲ骨子トスルモノナルコトヲ述ヘタリ。

五月十四日更ニ會談ス。「ハル」ハ支那ニ對スル和平交渉ハ支那及英ニ一應話ササルヘカラス、又獨力歐洲ヲ制覇セハ必スヤ南米ニ進出シ來ルヘク、米トシテハ民主主義擁護ノ爲戰ハサルヘカラ

スト逃ヘタリ。
十九日野村ヨリ電報アリ、日米交渉ハ友好裡ニ語方進ミツツアリト。(外務大臣ハ成立ノ見込三分ナリト判断ス)
以上ノ大島及野村兩大使ヨリノ電報ヲ基礎トシテ内奏スルコトト致度。

五月二十九日第二十六回連絡懇談會

蘭印交渉、邊境談話、對米國交調整等ニ關スル件

一、外相首題ノ件ニ關シ説明ス。要旨左ノ如シ

(一) 蘭印交渉ニ就テ

先般英大使及和蘭公使ヲ呼ビ語ヲセルモ、其後返事ナシ。目下兩國ニ於テハ東京ノ商務官ヲ集メ日本ノ實際ノ所要量ヲ検討シツツアリ。外務省ニモ此ノ研究ニ出テ呉レト云ウタガ、出席ヲ斷リ、南洋局長ヲシテ單ニ額ヲ出サシテオイタ。

英ノ鎔金ニ依リ、日本ニ輸出スル物ノウチ特ニ「ゴム」ノ對獨再輸出ヲ防止セントスルニアラシク、獨ニハ重キヲ置キアラス。英大使ハ日本ノ所要量ヲ盛ニ質問スルカ、此ノ如キハ回答スヘ

キニアラスト應酬シ、又日本カ佛印、審カラ取ル景ニ依リ蘭印ヨリ輸出スル量ヲ加減スルノハ怪シカラン、和蘭ノ如キ小國カ日本ニ對シ、獨逸ニ送ラスコトヲ條件トスル書付ヲ取ルヘク申入レヲナスカ如キハ怪シカラン、ト述ヘタ所、英大使ハ「ビズネス」上ハ已ムヲ得ナイダラウ云ウタノデ、「ビズネス」上デモ不可ナリト強調セリ。

英大使ハ佛印カラ四萬屯モ取得スルト云フガ本當カト質問シタノデ、否一万五千屯シカ取ラス、獨逸トノ問題ハ獨逸ガ「ツイ」政府トノ話済ミデヤルコトデ日本ニ關係ナシ、ト云フタ所、英大使ハ之ハ初耳ナリト述ヘタリ。

蘭印交渉ハ右ノ如キ次第ナルヲ以テ芳澤ノ引揚ケハ近イウチニ

實行セネバナラスコトト思フ。

(二) 檀地談話及對米國交調整ニ就テ

野村ノ公報ハ未ダ到着セス。

民主主義ヲ堅ク守ル爲ニ戰フトカ英支ヲ援助スルトカ強調シアルハ氣ニ食ハヌガ、今ハカレコレ云ハヌ發リナリ。

強イ事ハ云ウテ居ラス。

米ガ困ツテ居ル模様モ見エル。

米國民ハ失望シテ居ルナラン。

從ツテ大統領ハ國民ノ模様ヲ見テカラハネカヘスカモ知レス、故ニ本談話ヲ以テ米ノ態度緩和セリト見ルハ適當ナラス。

帝國ノ修正案ニ就テハ米國ハ英支ニ渡リヲツケルト云フテ居ル

カラ多分英ニハ話シタ事ト思フ。「クレギー」ガ、日本ハ支那ト和平セバ其ノ力ヲ以テ南ニ出ルナラント英本國デハ考ヘテ居ル旨違ベタ所カラ判断スルト、英國ハ日本ノ修正案ヲ見タラ之ハ日本ノ「トリツク」ダト思フダラウ。

ニ以上ヲ以テ外相ノ説明ヲ終リ、懸談ニ入ル。

外相 政府ノ措置ヲ云々シ、或ハ國民ヲシテ去就ニ惑ハシムルカ如キ言論ヲ取締ル要アリ。又機密保持ニ關シテハ各官廳ニ於テ嚴重取締ル要アリ。本件内務大臣ニ於テ特ニ御盡力アリ度シ。

外相 叠ク同感ナリ。昨日ノ報知新聞ノ如キハ、米ハ須ク日本ト手ヲ握リ參戰スヘシナドト、武備貞一ノ言トシテ云ウ

テ居ル。適當ナラズト思フ。

此ノ際政府ノ態度ヲ明ニシタラ如何ト意見アリタルモ、米ノ意見モ近ク來ルコトデアリ暫ク見合ハスヲ可トスルコトニ意見一致ス

内相 言論取締ニ就テハ、相當ノ要人ガ自分ノ家ヲ訪レ「汪精衛ガ六月ニ來ルノハ怪シカラヌ」等政府ノ考ヘト反對ノ事ヲ云ウテ居ル。

元來政府ノ措置ニ反對ヲ表明スル等ハ適當ナラズ。

然ラハ今度ノ日米會談ハ誰カ種子ヲ播イタノカ。

外相 野村ノ處置トシテ「ハル」トアノ程度ニ話合ヲ進メタノデアルガ、其ノ程度ニ關シテハ自分ハ知ラス。

「モスコ」デ自分ガ米國ニ呼びカケタノテ野村ガヤツタ

ノデハナク、野村ハ其ノ以前カラヤツテ居ル。

野村ノ出發前自分ハ一筆書イテ渡シタガ、野村ノ今度ノ措置トハ反對ノコトヲ書イテアル。

無統制ノ外交ハ相済マスト思フ。今直グ責任ハ取ラヌガ他日自分ハ陛下ニ對シ責任ヲ取ル考ヘデアアル。

海相 米國ノ坊主ニヤラセタノデハナイノカ

外相 然ラズ

茶 井川ニ誰カ金ヲヤツタノカ

外相 俺デハナイ。誰カハ知ツテ居ルガ今ハ聞カンデ呉レ。

六月七日第二十八回連絡懇談會（註第二十七回ノ分ハ省略ス）

「クローチア」國承認及三國同盟加入並獨「ソ」開戦ニ關スル件

一、參謀總長缺席次長代理ス

二、外相「クローチア」國承認及三國同盟加入ノ件提議シ、統帥部之ニ同意ス

三、次テ外相獨「ソ」開戦ニ關シ、外務電第六三六、六三八、六三九號（六月三、四日大島大使ト「ヒツトラト」「リツベン」ト會談セル狀況報告）ニ就キ説明ス（上記電報參照）

右説明後外相左記要旨ノ所見ヲ述フ

大島ニ對シ反對スルノデハナイガ、「ヒツトラト」ハ共產主義ヲタタキツブスノガ信念デアルト云ウテ居ルガ、ソレデ戰爭ス

ルダラウカ、戦争ガ二、三十年續クカラヤルノデハナカラウカ
又英獨妥協ト云フコトモ相當警戒ヲ要スル事ト思フ。獨「ソ」
開戦スル場合ニモ獨ニハ大義明分ヲ必要トスルカラ先ツ條件ヲ
出シ其後開戦スルト思フ

外相右所見ニ關聯シ獨「ソ」開戦ニ對スル統帥部ノ態度ヲ質シタ
ルモ陸海軍共本件ハ慎重ナルヲ要ス急タ必要ナシト應洲シ態度ノ
表明ハ後日ニ委ス

六月十一日第二十九回連絡懇談會

一、日蘭交渉ニ關スル件

一、外務省通商局長特ニ出席ス

二、先ツ通商局長ヨリ日蘭交渉ノ經過ニ就テ説明アリ

三、外相本朝芳澤ヨリ多少話ノ餘地アル電報到着シタルモ其内容大シ

タルコトナシト述ヘ審議ノ結果左ノ如ク措置スルコトニ決ス

四、芳澤代表ノ引揚ヲ命ス

五、日蘭交渉ニ關スルモ大ナル效果ナキヲ以テ調印ヲセス

六、交渉決裂ノ形ヲ取ラス種ヤカニ不調ニ終リタルコトトシ話ヲ後

ニツケル餘地ヲ殘スモノトス

(二) 蘭印ヨリ希望スルナラハ總領事ヲシテ之ニ當ラシム

南印ヨリ多少ユトリアルト云フ事ニ對シテハ芳澤ヲシテ若干ノ
交渉ヲナサシムルモ之ニハ大ナル效果ヲ期待セス
ハ芳澤歸朝ノ時ハ隨員等モ一應全部ヲ歸朝セシム要スレハ更メテ
所要ノモノヲ派遣ス
南洋局長ヨリ「ゴム」ヲ吳レナケレバドウスルカノ提議アリタル
モ情勢ノ推移ニ委スル他ナシト云フコトニ結着ス調印スルヤ否ヤ
ニ關シテハ種々論議アリ
外相ハ最初調印スルヲ可トストモ考ヘアリシカ如キモ軍部側ハ今
日迄ノ南印ノヤリ方ハ不都合ニシテ又應諾量モ不足故調印スレハ
國民ハ不承知ナルヘク佛印ヤ泰等ニモ帝國ノ弱クナツタ感想ヲ與
ヘ好結果トナラス調印セサルヲ可トスト主張シ調印セサルコトト

決ス

而シ一方國論ヲアマリ沸騰セシムルハ不適當ナルヲ以テ此點ハ研
究スルコトトス

四 尙對佛印施策等ニ關聯シ若干ノ論議アリ要旨左ノ如シ

外 相 今日迄ノ經過ニ依レバ南印ハ帝國ヲ侮辱シテ居ル從ツテ
此ノ交渉ヲ打切ルニ方ツテモ少シ強イ態度ヲ必要ト思フ
之ニ關シテハ國力ト云フコトモアリ特ニ統帥部ノ態度ヲ
承リ度

參謀總長

南方政策ニ對シ陸海軍統帥部ノ考ヘテ居ルコトハ既ニ前
ニ示シタ通りテアツテ南印一國デアレバ問題ニナラサル
モ背後ニ英米アルカ故ニ南印ニ強硬ナル態度ヲ取レハ事

懸ヲ惹起スヘシ

最近獨「ソ」並米國ノ問題モアリ直ニ武力行使スル等ノ
コトハ考ヘナケレバナラス

當分ハ現在取得シ得ル量ニテ一應打切り而モ全然打切ル
コトトハセズ後ニ話ヲ續ケル様ニスルガ宜シイ

統帥部トシテハ蘭印ノミナラス從來屢々云フガ如ク對佛
印施策等ヲ促進シ又佛印ニ兵力ヲ進駐セシムル如ク外務

大臣ニ於テ手ヲ打ツコトヲ希望ス

外相

ソウスレバ英米ヲ刺戟シ英軍カ泰國ニ入ツテ來ルコトハ
眼ノ前ニ見エテ居ル

參謀總長

狀況判斷ハソウハ思ハス

外相

佛印ニ交渉セヨト云フガ獨ラシテ「ヴシー」ニ交渉セシ
ムルヲ可ト考フ

參謀總長

ソウ云フヤリ方ハ外相ノ御考ヘ通りテ宜シカルヘシ

外相

兵力ヲ入レルニハ佛印バカリデナク泰ニモ入レル必要ア
リ而シテ佛印泰ニ兵力ヲ入レル事ハ「ビルマ」馬來ニ影
響ヲ及ホシ英國ハ必ス手ヲ出スト思フ

參謀總長

コチラガ強ケレバ先方ハ手ヲツケスト思フ

外相

外交上カラ行ケバ尻ヲマタリ度イ所ダガ統帥部ガ不適當
ト云フカラヤラス

軍令部總長

佛印、泰ニ兵力行使ノ爲ニ基地ヲ造ルコトハ必要ナリ
之ヲ妨害スルモノハ斷乎トシテ打ツテ宜シイ　タタク必

要アル場合ニハタタケ

以上ノ如ク外相ハ佛印、泰ニ對シ施策ヲ進メルト云フコトニハ言及セズ兵力ヲ用フルコトハ外相自身モ適當ナラスト云フ様ナ話モ出テ本日ハ蘭印ノミノ話トナリ明十二日十一時ヨリ對佛印施策ニ就テ更ニ論議スルコトトナレリ

六月十二日第三十四連絡懇談會

南方施策促進ニ關スル件

一、軍令部總長「南方施策促進ニ關スル件」ヲ説明ス

此ノ際軍令部總長ハ佛印カ廳セサル場合竝英米爾カ妨害シタル場合武力ヲ行使スルコトニ關シ強ク強調セリ

二、右ニ就キ論議ス、概要左ノ如シ

外相 暹羅ノ宵禁ハ新シク出テ來タカラ今返事ハ出來ヌ。而シ

水野總長ノ説明ヲ聞イタ所ノ恩付ノコトヲ云ヘハ、此ノ進駐ハ軍事占領トナル、此ノ占領カ佛印ニ如何ナル影響ヲ與ヘルカ、既ニ佛印ノ保全ニ就テハ此ノ前ノ紛争調停ノ時日本側ニ於テ表明シアル所ナリ。

佛印側トシテ果シテ承知ト云フカドウカ、特ニ兵力ヲ進駐セシムルコトニ就テハ承知スルカドウカ疑問ト思フ。コチラガ軍事占領ト考ヘナクテモ敵性ヲ持ツ英米トシテハ軍事占領ト考フヘク、特ニ英國トノ衝突ヲ促進スルコトトナルニアラスヤ。

此ノ機ナ點ヲ考ヘレバ進駐ト云フコトヲ加ヘテ交渉スレバ交渉ハ成立セント思フ。從テ先ツ空軍及海軍ノ基地ヲ造ルコトヲ第一段ニ交渉シ、進駐ハ第二段ニ話出シテハドウカ。最初カラ進駐ヲ出スコトハ成立カ難シイト思フ。既ニ軍令部總長ヨリ説明アリタル如ク最初カラ軍事占領ヲスルノデハナイ、イカヌ場合ニナルノダ、英米側力軍

參謀總長

事占領ト思ウテモ何等進駐スル必要ナカルヘシ。空軍海軍ノ基地ヲ交渉スルコトハ既ニ今カラ半年前決定シタコトヲヤルノニ過ギナイ。今日ノ狀況ハ變ツテ居ル、最早手スルケヤル必要ナシ。

外相

進駐ノ目的如何

參謀總長

佛印ノ保全ト他方支那及南方ニ對スル威壓效果ヲ收メントスルニ在リ

外相

最初カラソノナ事ヲ云ウテハ相手ハキカヌダラウ

武備局長

航空基地ハ兵力ナクテハ出來ヌ、兵力ノ進駐ニ依リ飛行場ハ早く出來ルノテアル

外相

ソレダケノ兵力ニ止メ、其他ノ兵力ハ後ニシテハドウカ

參謀總長

ソウハ出來ヌ、北佛ノ時モ後カラ駐兵セシムルコトハ難シカツタ。此度ノ駐兵ハ飛行場ノ爲デハナイ

等ノ意見交換アリ、外相ハ今日ハ考ヘサセテ呉レト述フ

某 武力行使ヲヤルト云フコトニ就テ不同意ナノカ、同意ナ

ノカ

外相

不同意ニアラス、但此ノ交渉ヲ進メル上ニ於テ進駐ヲ眞向ニ出スコトハ話ヲ進メ難イ。趣旨ハ可ナルモ第一項ノ

(進駐セシムルコトヲ含ム)ハ之ヲ削除シ度イ、又第二

第三項モ削除シ度イ、右削除事項ハ諒解事項ニ止メ度。

尙進駐ナドト云フコトハ秘密力洩レテハ大變テアル

某

不同意ナラバ別デアルガ然ラサレハ諒解事項ナドニシテ

オクノハ不可、一切秘密ヲ守ルコトニシ本案ノ如ク決定シ、諒解事項トシテ次ノ三項ヲ加ヘルコトニシテハ如何

(一)最後のニハ本案ノ通り實行スルコトトス

(二)進駐ハ其準備相當ノ日時ヲ要スルヲ以テ二段ニ區分シ

交渉スルモ支障ナシ

(三)第一段ノ交渉終ラハ機ヲ失セヌ第二段ノ交渉ヲ進ム

右ニ依リ全員ノ同意ヲ得、諒解事項ヲ附記シ本文ニ「サイン」ヲナシ、内閣ニ一部ノミ殘シ他ハ機密保持上全部之ヲ回收セリ。

外相 交渉ハ何時頃迄ニ成立セシメ度イノカ

參謀總長 成ルヘク早ク成立セシメ度、期限ハ定メナイ

外相 實際上ニアララス成文ハ更ニ考ヘ様

本日ハ陸海軍大臣ハ一言モ發言セス海軍側ハ軍令部總長相當強ク
説明シタルモ、海相ハ平素比較的多ク發言スルニ反シ本日ハ一言
モ發言セス

五月十六日第三十一回連絡懇談會

南方施策促進ニ關スル件

一、要旨

外相ヨリ

佛印ニ進駐シタル場合ニ起リ得ヘキ帝國ノ不利最惡ノ場合ニ就キ、
再考セラレ度。大島ニ獨個カラ「ヴシー」ヲ指導スル様要望シタ
ル所、大島ヨリ「ヴシー」ガ進駐不同意ト云ウタ場合ニ帝國ノ態
度承リ度ト反撃シ來レリ。連絡會議ニ於テ種々話アリシモ、昨日
一日朝三時迄考ヘタルモ、進駐ハ國際上不信ヲ免レヌト思フ、從
來國際信義ナシト云ハルル帝國トシテハ此ノ點考ヘナケレバナラ
スト思フ。獨「ソ」情勢ノ緊迫セル今日、此ノ如キ進駐ハ如何カ

ト再考スル必要アリ。此ノ進駐ガ不信ニアラズト外相トシテ説明
出來ル迄再考致シ度ク、又各位ニオカレテモ考ヘ置カレ度
ト發言アリ。何等決定ニ至ラズ散會ス、細部ニ關シテハ次ノ如キ
問答アリ

二細部ノ問答要旨

外相 進駐トナレバ昨年八月三十一日ノ松岡「アンリ」協定
ハ破棄トナリ、從ツテ北佛ノ駐兵モ無効トナル。軍事上
ノ基地ヲ造ルコトハトモカク、進駐ト云フコトニナレバ
獨ガ手ヲ入レテ吳レナイ限り佛モ自己ノ領土ニ兵ヲ入レ
ルコトニ應諾セサルベシ。佛獨カラ云ヘバ軍事占領トナ
ルヲ以テ、九五%迄ハ承知セント思フ。又之ニ依リ先日

調印セル調停條約及經濟協定等ノ取極モ廢棄トナリ、其
影響ハ蘭印泰ニモ及ビ、蘭印ハ勿論泰カラモ豫期シアル
「ゴム」二萬屯錫三千屯米等モ來ナクナルダラウ。以上
ハ最悪ノ場合ニシテ、當ニ之カ全部トハ思ハヌガ、此ノ
如キ場合モ考慮セネバナラス。大島ノ電報ニ依レバ獨ア
ハ來週開戦スルト云ムテ居リ、此ノ如キ場合ハ世界大戰
争トナリ、「ソ」英ハ同盟シ、米ハ英國ニ立チテ參戰ス
ヘシ、此ノ様ナ情勢モ充分考慮セネハナラスト思フ。
特ニ進駐ハ帝國トシテ一大不信行爲ヲヤルコトニナル、
國家ノ生存上已ムヲ得スト云ヘバ云ヘルカモ知レヌガ、
何レニシテモ一大不信行爲ト云ハナケレバナラス。

海相

參謀總長

今迄ノ佛印、泰ニ對スル帝國ノ考ヘハ

變ラス、進駐スルコトニ依リ英米ノ壓迫カラ佛印ヲ防グ

ノダト云フコトヲ諒解セシメレバ應諾スルニアラズヤ

外相

然リ、然レドモ「ヴシー」ガ進駐ニ應ゼザル場合、之ヲ

押切ツテ進駐スルコトハ不信ナリ。此ノ前ノ條約批准モ

スマヌ、武力ヲ行使スルモ進駐スルコトハ不信ナリ。日

本ハ國際的ニ不信義ト云ハレテ居ル、外務大臣一人ニテ

モ此ノ信義ヲ通シ度。無理ニ進駐スルコトガ進駐ト云ハ

ズシテスムヤ。

外務大臣トシテ卒直ニ云ヘバ、陛下ニ之レハ不信ナリ

ト申シ上ゲザルヲ得ズ。

參謀總長

進駐ノ準備ハ幾何カカルヤ、軍事基地ハ幾何ノ日數ヲ要スルヤ、軍事基地ハ何時迄ニ出來レバヨイカ。

準備ハ約二十日間、飛行場ハ二乃至三月、現在飛行場アルモ商業用ニシテ重爆撃機ノ爲ニハ鋪裝スルヲ要ス、又

大編隊ノ爲ニハ擴張スルヲ要ス。進駐ヲ七月中ニ終リ八

九、十月ヲ飛行場ノ整備ニ充當スルヲ要ス。進駐ノ爲ニ

ハ支部ヨリ兵力ヲ轉用シ、又船舶ヲ集メル必要アリ。彼

ノ地ハヤガテ雨期ニ入ル故成ルヘク早クスルヲ要ス。

外相

獨「ソ」開戦モアリ、之ヲ検討スル要ナキヤ

參謀總長

獨「ソ」開戦ニ方リテモ此ノ程度ノ施策ハ必要ナリ

海相

英「ソ」ノ同盟ハ初耳ナリ、此ノ事ガアルト云フナラバ

考ヘテモ好イ。而シ先日決ツタモノヲ變更スルノハ悪イ
デハナイカ

外相

俺ハ頭ガ悪ク其後考ヘテ見タラ……

某

腹ガ變ラヌカ

外相

腹ハ變ラヌ

陸相

本年中ニキマリヲツケネバ大東亞共榮圈ノ看板ヲハズサ

外相

ネバナラヌ、準備ガ出来タラ決意ヲ要スル
準備ハ上奏ノ必要アリヤ

參謀總長

目標ナクシテ準備スルコトハ出来ヌ

尤モ教育訓練等ハ出来ルガ、兵力ノ移駐動員編制等ハ
御尤裁ヲ仰ガナケレバ或程度シカ出来ヌ

陸相

右ノ趣旨ヲ更ニ強調ス

軍令部總長

準備ヲヤツテオイテ、武力ヲ行使スルトキニ御許シヲ

得テハドウカ

外相

陸軍ハソウウハ行カヌ、第一次上海事變ノ時モ植田師團長

ハ上海到着後四、五日待ツタ、陸軍ガ相當ノ時日ヲ要ス
ルコトハ分ル

陸相

右ニ關シ更ニ附加ス

參謀總長

海南島ニ陸兵ノ集合ガ完了スルト共ニ電撃外交ヲヤル様

ニシタイガ、此ノ點カラモ軍令部總長ノ云ハレタ様ニヤ
ルワケニハイカヌ

外相

何レニシテモ二、三日考ヘサシテ呉レ、不信ニアラズト

云ウテモ自分ハ不信ト思フ。此點 陛下ニ上奏セザルヲ
得ス。此ノ點判然セザレバ上奏出來ス。

昨年「シンガポール」ヲヤレト云フタノニヤラナカツタ
カラコンナ事ニナツタ

上奏ハ何時スルヤ、上奏ノヤリ方ニモ考ヘラレ度
以上ノ如クシテ結局二、三日再考スルコトトシ解散セリ

六月二十五日第三十二回連絡懇談會

「南方進軍促進ニ關スル件」並「情勢ノ推移ニ伴フ國策要綱」ニ關スル件

一、出席者 兩統帥 部次長 特ニ出席ス

ニ先ツ南方進軍促進ニ關スル件ニ就キ參謀總長説明ヲナシ之ヲ可決ス
依ツテ午後三時臨時開議ヲ開キ、別ニ準備セルモノ（武力關係ヲ
除ク）ヲ整理ヨリ朗讀シ關係ノ質問ヲ受ケテ開議決定トナシ、午
後四時ヨリ總理兩總長列立上奏スルコトニ決ス

三、前項會議ノ概要

外相 御説明案ハ結構ダガ之レニヨルト今迄何モヤツテ居ラス
機ニ思ハレル書方ダガ今迄モヤツテ居ル機ニ申シ上ゲテ
矣レ。軍事基地港灣等ノ事ハ既に交渉ヲヤツテ居ル。獨

ニ「ヴシー」ヲ壓迫シ軍事基地設定ヲ容認スル様云ウタ
所「リ」ヨリ強壓ヲ加フルコトハ出来ヌ旨返アリ、從ツ
テ日本獨力ヂヤルト大島ニ傳ヘ置ケリ

「本件ハ急イダ方カ宜シ、決定シタ以上今直グガ宜シイ、臨時開
議開催ハ利便スルカモ知レヌガ時柄柄已ムヲ得ズ」トノ外相ノ意
見ニ依リ午後三時臨時開議ヲ開催スルコトニ決ス

外相 實行ニ方リテハ統帥部ト充分連絡シ、外交ト軍事トノ緊
密ナル連絡ヲ保持致シ度、軍隊集合セハ外交ハ電撃的ニ
ヤル如ク統帥部ト連絡致シ度

參謀總長 大命拜受ヨリ軍隊集合迄ニハ二十日ヲ要ス

外相 承知シアリ

（參謀次長本件ニ關スル限り外相ハ大イニ氣合ヲ入レテヤルモノ
ト感取ス）

其次テ外相三國同盟ト中立條約トノ關係ニ就キ獨伊「ソ」大使ニ對
シ話シタル内容ヲ披露ス。

要旨左ノ如シ

三國同盟ハ中立條約カ出來テモ之ニ依リ左右セラレ或ハ影響ヲ受
クルモノニアラス。此ノ見解ニ就テハ外相歸朝後發表セリ、而モ
「ソ」ヨリ何等返電來アラス。實ハ獨「ソ」戰ハヌト思フタカラ
中立條約ヲ結ンダノデアツテ、獨「ソ」戰ヲ權ナ狀況ナラバ中立
條約ナド結バズニモツト獨ト仲好イ行動ヲ取リタカツタ

「オットー」ニハ條約ノ文句ニ拘ラス同盟ヲ堅持ス、何カヤル等

ノコトハ必要ニ應シテ斷シスルト云フテオイタ

「ソ」大使ニハ右ニ述ベタ趣旨ニ沿ヒ斷シテオイタ

茶 「ソ」聯大使ハ右外相ノ言ニ對シ如何ナル感想ヲ受ケタ
ト判斷スルヤ

外相 日本ハ冷靜ダガドウモ何ントモハツキリセヌト言ウタカ
ラソウ思フタノダラウ

茶 日本ハ三國同盟ニ忠實デ中立條約ニハ不忠實ダト思ハナ
カツタラウカ

外相 夫レ程ニハヒビカント思フ、尤モ中立ヲ破ル等ノ斷ハシ
テ居ラス

（外相ノ説明ヲ同キ次長ハ「ソ」聯大使カ中立條約ハ欺目ダト受

ケ取ツタモノト判斷ス）

外相 「オットー」ニハ何モ正式ニハ云フテ居ラス。早ク國策
ヲ決メタイ、「オットー」ハ盛ニ極東兵力ノ西造ヲ云フ
テ居ル

總相
參謀次長

極東兵力ノ西造ノ件ハ、獨ニ取り強クヒビクダラウガ日
本ニ取ツテハ寧ロ小サク感ゼラレルノハ當然ナリ

獨ノ事バカリ借用スルノハ不可ナリ

海相 將來ノ外交上ノ參考ノ爲海軍トシテ一言ス

過去ハ間ハズ、國際情勢微妙ナル關係ニアル現在統帥部
ニ無斷デ違イ先ノ事迄シヤベルナ。海軍ハ對英米戰ニハ
自信アレドモ、對英米「ソ」戰ニハ自信ナシ

米「ソ」結ンデ、米ガ極東「ソ」領ニ海軍基地航空基地
無補測定所等ヲ造リ、或ハ「ウラジオ」ノ潛水艦ガ米ニ
移譲セラルル様ナ事ニデモナレバ、海軍作戰トシテハ極
メテ困ル

此ノ如キ狀態ニセス爲ニハ「ソ」モ攻撃シロ、南方モヤ
レト云フ様ナ事ハ言フナ

海軍ハ「ソ」ヲ刺殺スルコトハ固ル

外相 英米トヤルノハ辭セズト云フノニ「ソ」ガ入ツタトテド
ウシテ困ルノカ

海相 「ソ」ガ入レバ一國フエルデハナイカ

何レニシテモアマリ先走ツタ事ヲ云フナ

外相 今迄佐ガソシナ事ヲ云フタ事ガアルカ、ソレダカラ國策

ノ大綱ヲ早ク決メヨト云フノダ

五右ノ會談動機トナリ國策要綱ニ就キ話ヲ進ム

參謀總長陸海軍決定案ノ要旨ニ就キ口頭ヲ以テ説明シ「外相ハ積
極論ヲ唱フルモ、陸軍ノ軍備充實未タ完全ニ出來居ラズ、支、北、
南三方面ノ條件ニヨツテ始メテヤレルノデアル、例ヘハ極東ニ動
亂勃發、極東兵力ノ西進、「ソ」聯政權ノ崩壞等ノ情勢ニナツタ
ラヤリ得ルノデル。「ソ」ト最早ニ戰ヘバ米ガ之ニ加ハルコトア
ルヲ以テ氣ツツケネバナラス

外相 獨ガ勝チ、「ソ」ヲ處分スルトキ、何モセズニ取ルト云
フ事ハ不可。血ヲ流スカ、外交ヲヤラネバナラス。而シ

テ直ヲ流スノガ一番宜シイ。「ソ」ヲ處分スルトキ日本
ガ何ヲ望ムカカ問題ナリ。

獨モ日本ハ何ヲスルカドウカト考ヘテ居ルダラウ

「シベリヤ」ノ敵ガ面ヘ行ツテモヤラスノカ

牽制位ヤラネバナラスデハナイカ

陸、海相 牽制ニモ種々アリ、帝國ガ假トシテ居ルコトガ既ニ牽制

デハナイカ、コウ云フ風ニ應酬シナイノカ

外相 兎ニ角ドウスルカ早クキメテ呉レ

茶 何ハトモアレ先走ルナ

外相ハ總長ノ説明セルモノニハ大體同意ナルガ「ソ」トヤレバ米
ガ入ルト云フ點ガ分ラヌト述ブ。

以上ニテ國議開會ノ時間トナリ明日十時ヨリ會議ヲ續行スルコトトシ散會ス

六月二十六日第三十三回連絡懇談會

情勢ノ推移ニ伴フ帝國國策要綱ノ件

一、出席者前同ノ通り

三、陸海軍決定ノ國策要綱ヲ検討ス

先ツ本文ヲ參謀次長讀ミ、參謀總長之ヲ説明ス（御説明案ニ據リ）

外相 方針ノ一、三ニ就テハ異存ナシ

二ニ就テハ支那事變遇進ハ可又自存自衛ノ基礎ヲ確立迄
ハ可ナルモ、「南方進出ノ歩ヲ進ム」ト云フコトト「尙
北方問題ヲ解決ス」ノ尙ハドウモ分ラヌ

又要領三ノ各般ノ施策ヲ促進スト云フコトモ分ラヌ

參謀總長 何ヲ同カントスルヤ、南ト北トノ輕重如何ト云フコトデ

ハナイカ

外相 然リ

總長 何レニモ輕重ナシ、情勢ノ推移ヲ視ムノデア

外相 「南方進出ノ歩ヲ進ム」トハ南方ニハ早クヤラスト云フ

意味ナノカ

軍令部總長 一寸ツマリ近藤次長ヲ呼ブ

近藤次長ハ南カ先キト小聲デ云ヘリ

(後測本件ハ南都佛印通駐ノ事ヲ云フタノデアルト述ヘタリ)

外相 然ラバ陸海軍ノ見解異ナル

參謀次長 然ラハ我輩ハツキリ申スヘシ

南北輕重ナシ、順序方法ハ狀況ニ依ル、同時ニヤルコト

ハ出來ス

南ト北何レナリヤハ今ハ決メラレヌ

トテハツキリ述ブ

外相 要領一ノ交戦權行使トハ何カ

軍令部次長 外國使臣ヲ立退カシメ爆發ヲスルトカ、臨檢ヲ公海ニ

迄モ及ホス毎ノコトナリ

總相 夏ニ外人全部ヲ立退カシメ爆發ヲスル等考ヘレバヤル事

澤山アリ

外相 本件異存ナシ

外相 敵性租界接收ハ決意ヲ要スルゾ

「情勢ノ推移ニ應ズ」トハ如何

同盟事務局長 對英米戰開始等ヲ云フ

總相 未タ其ノ他ニモアル

外相 租界接收ハ南京政府ニハ出來ス

接收ハ日本ガヤラネバナラス

外相 自主的トハ何カ、武力行使ヲ相談スルノカ否ヤ

以下主トシテ外相ト參謀次長トノ問答トナル

參謀次長 事政略ニ關シテハ別トシ、純統帥ニ關スル事項ハ相談ス

ル必要ナク、又此ノ如キ狀況ハオキテ來ナイ

相談スレバ引キヅラレルカラ、引キヅラレヌ様ニスル爲

自主的ニト決メタノデアル

外相 同盟ニ入ツテ居ルノニ相談セスト云フガ、參戰ト武力行

使トハ不可分ナリ。

相談セスト云フナラ混合委員會ハ不要ナラスヤ

參謀次長 政略上ノ事ハ知ラスガ、統帥ニ關シテハ獨ハ何等相談ス

ルコトナク勝手ニヤツテ居ルデハナイカ

相談ノ必要ナド更ニナシ

統帥ノ機密迅速ト云フ點カラ相談ハ出來ス

總相 獨逸ノ現在迄ノヤリ方ハ相談シテ居ラス

參謀總長 獨ハ事實地時適切ニ相談シテ居ラス

外相 獨ガ相談シテモシナクテモ、當方ハ誠心デヤラネバナラス。

誠心デ彼ヲツカム必要アリ

參謀次長 政略上ノ事ハ相談可ナルモ、武力ハ敗ルルカ勝ツカノ間

題ナリ、高等政策ハ相談ハ可ナルモ統帥ハ不可ナリ

外相 情勢極メテ有利ニ進展セザルトキハ如何

参謀次長 極メテ有利ナリト觀察セバヤリ、有利ナラズト觀察セバ

ヤラス、ダカラ極メテ有利ト書イテアル

而モ此ノ觀察ハ種々アリ

獨ガ極メテ有利ナリト觀察シテモ當方ガ有利ナラズト觀

察スレバヤラス。獨個ガ有利ナラズト觀察スルモ當方ガ

有利ナリト觀察スレバヤル

外相 南方ニ對スル基本態勢ノ維持ニ大ナル支障ナカラシムノ

「大」トハ何カ

参謀次長 大ハ大ト云フコトデ小ナル支障ハ當然アリ。統帥部ハ希

望通りノ兵力ヲ持ツテ居ラス

之レカ大ナル支障ナリヤ否ヤハ其ノ時ニナラネハ分ラヌ

内相 武力ヲ使ハヌデモ参戦ト云フコトカアル。使ハヌデモ参

戦ハ参戦ナリ。交戦状態即参戦ト武力行使トハ不可分ナ

リト外相述ヘタルモ、武力ヲ行使セヌテモ参戦ニアラスヤ

外相 同感ナリ、参戦ト武力行使トハ時間的ニ差ガアツテモ宜

シイ

参謀次長 ソレダカラ武力行使ハ分ケテ自主的ニヤツテモヨイデハ

ナイカ

以上ヲ以テ問答ヲ終ル。然ルニ永野軍令部總長所見ヲ述フトテ發
言ス

軍令部部長

自主的ニ行動スト云ウテモ、愈シヤル場合ニハ同盟ノ

諒ニ依リ相談ノ必要アリト思フ。宣戰ハ即時武力發動シ
得ケレバヤラスト思フ

(次長ハ、右ハ次長カ極端ニ言フタノヲ幾何緩和シタモノト感取
ス)

外相 陸海軍案ニ對シテハ根本的ニ意見アルカ面シ大體ニ於テ

同意テアル

武備軍務局長 ソレナラソレヲ審イテ出シテ矣レ

外相 審イテハ出サス

六月二十七日第三十四回閣連絡懇談會

情勢ノ推移ニ伴フ帝國國策要綱ノ件

一、出席者 前同ニ同シ

二、陸海軍案ニ對スル政府側ノ質問ヲ以テ終始ス

三、外相自己ノ考ヘアル外交計畫ヲ説明シ、大本營側ノ再考ヲ求ム

外相ノ外交ノ見地ヨリスル判決ハ、獨「ソ」戰ニ直ニ參戰ノ決意
ヲナシ、先ツ北ヲヤリ、次テ南ヲヤリ、此ノ間支那事變ヲ處理セ
ントスルニ在リ

外相大本營案ニハ概ネ同意ナルモ、直ニ參戰ノ決意ヲナス點ニ於
テ相違アリ

輿論議ノ概要左ノ如シ

外相

大島ヨリ意見具申數回アリ。其ノ要旨ハ、帝國ノ方策ハ相當難シイト思フカ獨「ソ」戰ハ短期ニ終ル、秋又ハ本年中ニハ獨英戰ハ終ル、過度ニ形勢ヲ觀望スルハ不可ナリト云フニ在リ

我輩ハ夙ニ外交作戦計畫ヲ立案シ、其後モ之ニ就キ想ヲ練ツテ居ツタノテアル。獨「ソ」戰發生ノ公算ハ二分ノ一ト考ヘテ居ツタ所今日既ニ發生セリ。

昨日ノ大本營案ニハ藏ネ同意ナルモ、外交ノ見地ヨリ若干意見アリ。左ニ從來ヨリ考ヘアル所ヲ述フヘシ。

全面和平ノ爲重慶トノ直接交渉ハ見込ナシ、從ツテ大キク包圍シテヤル要アリト判斷シ、「ソ」トモ中立條約ヲ

造リ、獨ニ對シテハ頼ミハシナカツタカ之レト手ヲ握リ唯殘ルハ米國ノミトナツタ。ヨツテ米國ニ對シ滯歐中參戰阻止援蔣中止ヲ趣旨トスル個人「メツセージ」ヲ出シタ。歸京後米國ノ返事ヲ見タ所、本職ノ考ヘト違ツテ居ツタ。變ナモノニナツタノハ中間ニ人ガ入ツタカラダ。

數日前米國カラ返事ガ來タガ實ニ妙ナモノダ。勿論支那事變ヲヤメレバウマク行クカモ知レスガ夫レハ適當デハナイ。結局最後ニ米國ツツカム事ニ狂ヲ生シタ。

今ヤ獨「ソ」戰カ惹起シタ。帝國ハ暫ク形勢ヲ觀望スルトスルモ、何時カハ一大決意ヲ以テ難局ヲ打開セネハナラス

獨「ソ」戰ガ短期ニ終ルモノト判斷スルナラハ、日本ハ
南北何レニモ出ナイト云フ事ハ出來ナイ。

短期間ニ終ルト判斷セハ北ヲ先キニヤルヘシ。獨カ「ソ」
ヲ料理シタル後ニ對「ソ」問題解決ト云ムテモ外交上ハ
問題ニナラス

「ソ」ヲ迅速ニヤレバ米ハ参加セザルヘシ

米ハ「ソ」ヲ助ケルコトハ事實上出來ス、元來米ハ「ソ」
ガ嫌ダ、米ハ大體ニ於テ參戰ハセス、一部判斷違ガアル
カモ知レヌガ

故ニ先ツ北ヲヤリ南ニ出ヨ

南ニ出ルト英米ト戰フ、佛印ニ進出スル事ニ就テハ、ト

モスレバ英米ト戰フコトニナルカモ知レヌガ、二週間ニ
亙ル軍調ノ説明ニ依リ佛印進出ノ必要性ハ能ク分ツタ。

「ヤケクソ」ニヤルワケデハナイ

「ソ」ト戰フ場合、三、四月位ナラ米ヲ外交的ニオサヘ
ル自信ヲ持ツテ居ル

統帥部案ノ如ク形勢ヲ觀望スルト英米「ソ」ニ包圍セラ
ルヘシ

宜シク先ツ北ヲヤリ次テ南ヲヤルヘシ。虎穴ニ入ラズン
バ虎子ヲ得ズ。宜シク斷行スヘシ

(右外相ノ發言間、軍令部總長ガ「昨日獨「ソ」ニ米ガ
入ルト云ヒシモ米國カ入ラス様外交ヲヤツテ吳レ、三國

同時作戦ニナラス様外交ヲヤツテ呉レト云ウタノテアル
ト評明シタルニ對シ、外相ハソレナラヨシト述フ

支那事變トノ關係如何

昨年幕迄ハ南ヲ先キニ次テ北ト思ツテ居ツタ。南ヲヤレ
バ支那ハ片付クト思ツタガ駄目ニナツタ。北ニ進ミ「イ
ルクーツタ」迄行ケバ宜シカルヘク、其ノ半分位テモ行
ケバ蔣ニモ影響ヲ及ボシ全面和平ニナルカモ知レヌト思フ

事變ヲ止メテモ北ヲヤルノ可ト思フカ

或ル程度迄止メテモ北ヲヤルヲ可トセン（輕イ意味ニテ
云フ）

支那事變ハ額イテ解決セサルヘカラス

海相

世界戦争ハ十年ノ問題タ
此ノ間ニ支那事變ハツツトブ

外相

此ノ間ニ北ヲヤルガ宜シイ
我輩ハ道義外交ヲ主張スル
三國同盟ハ止メラレス、中立條約ハ始メカラ止メテモ宜
カツタ。三國同盟ヲ止メテ云々ナラ取ラス。利害打算ハ
イカン。獨ノ戦況未タ不明ノ時ヤラナケレバナラス
松岡サン、當面ノ問題ヲ能クオ考ヘナサイ。アナタノ御
話ハ直ニ「ソ」ヲ打テト云フノカ、國策トシテ直ニ「ソ」
ト開戦セヨト云フノカ

外相

然リ

内 相

今日ハ事ヲ急イテヤラネハナラス、而シ備ヲ充分ヤラ
ハナラス

外 相

兵力使用ト云フモ準備ヲ要ス、國策實行ニモ準備ヲヤラ
ネハナラス、即チ先ツ準備ヲヤル必要カアルノテハナイカ
我輩ハ北ヲ先キニヤルコトヲ決メ之ヲ獨ニ通告シタイト
思フ

參謀總長

道義信義外交ハ尤モナルモ現在支那ニ大兵ヲ用ヒツツア
リ、正義一本モ宜シイガ實際ハ出來ス

統帥部トシテハ準備ヲ整ヘル、ヤル ヤラスハ今決メラ
レヌ

關東軍ダケデモ準備ニ四、五十日ヲ要スル、今ノ兵力ヲ

外 相

戰時編制トシ更ニ攻勢ヲ取ルタメニハ又時日ヲ要スル。
獨「ソ」ノ狀況ハソノ頃判明スヘシ。ソレテヨケレバ起
ツノダ

極メテ有利ノ「極メテ」ハ嫌ダ、「ソ」ヲ打ツト定メラ
レ度

參謀總長

イカン

軍令部總長

相當大キナ問題故統帥部モ考ヘ様

外 相

大體此ノ前ノ統帥部案ニ異存ナシ。但シ我輩ノ意見ヲ入
レルカ入レヌカ

參謀總長

外交ヲ之ニ加ヘ様

外 相

ソレテハ最後ニ、「之ニ即應スル様外交交渉ヲ行フト」

入レレバ宜シイ

外交ヲヤレト云ウテモ米トノ工作ハ之以上積カヌト思フ

内相 獨ニ對シテハ三國條約ヲ基調トシテト入レラレ度

六月二十八日第三十五回連絡懇談會

國策要綱、對獨通告文等ニ關スル件

一 出席者前回通り

二 陸海軍案ニ對スル主トシテ外務大臣ノ修文意見ヲ討論シ、概ネ大本營案通り意見一致ス

之ヨリ先本日午前、兩軍務局長、外相及外務次官等ト折衝シ、大本營案ニ外交ニ關スル事項ヲ特ニ含メタル一案ヲ作成シアリ

決定案ハ右成案ノ要領ニニ「對佛印、泰施策要綱及」ヲ挿入シタルニ逃キサルモノトス

三 外相先ツ方針第三ノ如何ナル障害ヲモ排除ストアル中ニハ、外交手段ニ依リ排除スルノ意ヲモ含ムモノト解ス、又要領三ノ三國條

參謀總長 獨ニ云フコトハ出來ヌ、情勢有利ニ進展セバデアツテ、
過早ニ參戰スルト云ウテ有利カ來ナカツタラ強ナ事ニナル
軍令部總長 參謀總長ニ同意見ナリ

(之レヨリ先、軍令部總長ヨリ參謀總長ニ對シ、獨ニ參戰ト云フ
コトハ絕對ニ反對ナリト海軍側ノ強イ意志表示カアツタノテ、
外相ノ右發言ニ對シテハ參謀總長及次長共默シテ斷ラサリシ所
海軍側ハ總長始メ三人トモ同様全然發言セス、暫ク沈黙ヲ保チ
タル後、外相ヨリ參謀總長如何デスカト質問セラレタルニ依リ
總長ハ右ノ如ク答ヘタル所、海軍總長同意見ナリト述ヘタル次
第ニシテ、此ノ邊海軍側ガ絕對不同意ナリト意志表示シツツ、
表面ニ立チテハ其旨發言セス、其真意邪逆ニアルヤ瞭解ニ苦シ

△所ナリ

外 相 六月二十二日ニ「オツト」ヲ通シ、帝國ハ三國樞軸ヲ
基調トスヘキコトヲ獨側ニ電報シタル所、「リッペン」
ヨリ感謝シ來レリ

尙大島ヨリ依然佛印ヲヤルカト質問シテ來タノテ變化ナ
シト答ヘオケリ

大島カ「リッペン」ニ對英攻撃ヲヤルカト質問セルニ對
シ、現在ハ潛水艦ノ效果ヲ待ツテ居ル、又無條件降伏テ
ナケレバ對英講和ハセスト述ヘタルカ如シ

外 相 佛印ニ對スル施策ヲ止メテモラヘレバ結構ダガ、狀況ニ
變化アレハ止メラレ度

其以上ヲ以テ國策要綱ノ決定ヲ見ルニ至ル

三十日午後五時ヨリ連絡懇談會ヲ開キ對獨逸告文及帝國政府ノ聲明ニ關シ審議シ、又七月一日午前開議ニ國策要綱（就動事項ヲ除ク）ヲ附議シ、午後御前會議ニ於テ 御認斷ヲ仰クコトニ決ス
右御前會議ニハ樞密院議長、大藏大臣、金匱院總裁ヲ加フコトニ定ム

尙御前會議ニ於テ決定ヲ見ルニ至ル迄一切本件在外使臣ニ通告セサルコトトス

六月三十日第三十六回連絡懇談會

國策要綱開議提出案、對獨逸告文、政府聲明案、

御前會議ニ於ケル外相御説明案等ニ關スル件

一 自午後五時至同九時

今岡ハ特ニ金匱院總裁、大藏大臣、商工大臣ヲ加ヘタリ

ニ要旨

首照ノ件ニ關シ懇談スル豫定ナリシ所、連絡連絡會議ニ於テ決定シ上奏御裁可ヲ得タル南方施策促進ニ關スル件ニ據ル南部佛印進駐ニ關シ、外相ヨリ續延（約六月）ノ意見出テ、之カ論議ニ時間ヲ費シ、結局佛印進駐ハ豫定通り實施スルコトニ決シ、又開議提出案及政府聲明案ハ決定ヲ見タルモ、對獨逸告文及外相御説明案

ハ明日午後更ニ研究スルコトトシ、御前會議ハ二日午前ニ奏辭スル如ク變更シ教會セリ

茲ニ於テ最モ愈速ヲ要スル國策ノ決定ハ、既ニ上奏御裁可ヲ得タル佛印進駐ニ關スル外相ノ懸シ返シニ依リ意味ナク一日遅延セラ

ルルニ至レリ
隈田參謀次長ハ本夜徹夜會議決定スヘキ旨發言セルモ、外相ハ疲勞アリトテ明日再開ヲ主張セリ

三、南部佛印進駐中止ニ關スル論議ノ要旨

外相南ニ火ヲツケズ北ヲヤレト強調シ、左ノ如キ要旨ヲ述フ

「今日迄獨ハ獨「ソ」戰爭ニハ協力シテ呉レノ程度ナリシモ、本日「オットー」ハ本國ヨリノ訓令ヲ見セ參戰ヲ申込ミタリ。尤モ

此ノ參戰ハ訓令ニ附加シ「オットー」ノ意見希望トシテ述ヘタルモノナリ

何レニシテモ帝國ハ參戰ノ決意ヲセサルヘカラス、

南ニ火ヲツケルノヲ止メテハ如何。

北ニ出ル爲ニハ南佛進駐ヲ中止シテハ如何

約六月延期シテハ如何

然シトカラ統帥部總理ニ於テ他迄實行スル決心ナラハ、既ニ一度證據セル自分故不同意ハナシ

右ニ對シ、海相ハ杉山總長ニ約六月位延期シテハドウカト述ヘ、又近衛次長ハ延期スル様ニ考ヘ續ト隈田次長ニ私語セルモ、隈田次長ハ參謀總長ニ斷乎進駐ヲ敢行スヘキヲ具申シ、杉山總長、水

野總長ト協議ノ上、統帥部ヲ代表シ斷乎進駐スヘキ旨ヲ表明セリ
近衛總理ハ統帥部ガヤラレルナラバヤルト述べ、外相ハ然ラバヤ
ルガ、其他ノ大臣ハ異存ナキヤト聞ヒ、各大臣モ異存ナシト發言
シ、結局原案通り實行スルコトナレリ

四前項ニ關聯シ尙左ノ如キ發言アリ

外 相 我輩ハ數年先ノ豫言ヲシテ遂中セスコトハナイ。南ニ手
ヲツケレハ大事ニナルト我輩ハ豫言スル。ソレヲ總長ハ
ナイト保障出來ルカ

尙南佛ニ進駐セハ、石油、「ゴム」、錫、米等皆入手困
難トナル

英雄ハ頭ヲ轉向スル、我輩ハ先般南進論ヲ述ヘタルモ今

度ハ北方ニ轉向スル次第ナリ

武蔵局長

南佛ニ進駐シテコソ「ゴム」錫等カ取レルノデアル

内 相

北ヲヤラネハナラヌト思フ。而シ出來ルカ出來ナイカガ

問題デ、之ハ軍部ノ御考ニヨル外ナシ

軍令部總長

北ニ手ヲ出スニハ、海軍トシテハ一切ヲ南ニ準備シテ

居ルノヲ北ニ變更スル必要ヲ生シ、之カ爲約五十日カカル

近衛國政府聲明案ニ就キテハ、情報局提出ノ一案ニ對シ近衛總理不

同意ナリ

總 理

此ノ様ナ抽象的ノ事ヲ出シテモ國民ハ承知スマイ、重ミ

ノアルナントカウマイ方法ハナイカ

參謀總長

三國樞軸ヲ基調トスルコト、支那事變處理ヲヤルコトヲ

附加シテハドウカ

總理 統帥部カラ國策決定セリト發言シテハ如何

書記官長ヨリ種々提案アリ。結局近衛總理ノ發案ニ依リ「本日前會議開催セラレ當面セル帝國ノ重要國策ノ決定ヲ見タリ」ト聲明スルニ決ス

六 對獨逸書文竝外相説明案ニ關シテハ外相渡邊ヲ居ルカラ謝ツテ更ニ研究シ度シト述ヘ、塚田次長徹宵審議ヲ提議シタルモ遂ニ審議スルニ至ラス

七 以上ノ懸案ノウチ外相ハ外交ノ原則論ヲ述ヘ、參謀總長及岡次長ハ今ヤ原則論ノ時機ニアラス、高等政略ト高等戰略トノ調和ニ依ル國策ノ決定ヲナスニ在リト熱心ニ論議セリ。而シテ海軍部ノ大

臣、總長、次長ハ殆ト發言スルコトナク、從ツテ參謀本部ト外相トノ討論ニ終始セルカ如キ次第ナリ

依是觀之佛印進駐ニ關シテハ、之ニ對スル外相ノ邊見、海相、近衛次長ノ延期說等ヲ總リ、進駐實施ニ方リテハ相當ノ波瀾ヲ生スヘク又本日ノ會議ノ空氣竝海軍部對獨逸書文ノ趣旨（南北何レニモ出ル案）等ニ鑑ミ北方ノ好機ヲ捉ヘ愈々實行スル場合ニ於テモ大ナル紛糾ヲ生スヘキヲ豫想セラレ憂慮ニ堪ヘス

七月一日第三十七回連絡懇談會

對獨通告文及外相御説明案ニ關スル件

一出席者前同ノ通り

二對獨通告文ニ就キ外相起案ノ別紙ニ依リ研究シ原案通り決定ス

右ニ關聯シ塚田參謀次長ト外相ノ間ニ左記論議アリ

次長 外務大臣ノ通告文ハ統帥行動ニフレルヘカラス

外相 我輩ハ混合委員會ノ長ナルヲ以テ統帥行動ニモフレル

次長 統帥行動ニハ混合委員會ノ長ト雖モフルヘカラス之レハ

軍ノモノガ折衝スルコトニナツテ居ル

三尙左記ノ論議アリ

外相 陸軍ハ武力的準備ヲヤルノカ

參謀總長

準備ヲヤル先ツ在滿部隊ヲ戰時體制トナシ次テ攻勢ヲ取
リ得ル様ニスル衝動ヲ與ヘス據スルニハナカナカ苦心ヲ
要スル

參謀次長

準備ハヤル而シテ乍ラヤリ得ル最小限ノ兵力ヲ整ヘテヤル
積リナリ ムチヤクチヤニ澤山ノ準備ヲヤル考ヘハナイ
暇 海軍モヤルカ

軍令部長

潜水艦百隻ノ整備ヲ準備スル必要アリ

總相

在滿部隊ヲ動員スル必要アリ而シテ密カニヤルト云フコト
ハ充分研究ノ要アリ

商相

物ノ見地ヨリ申上ケル陸海軍カ戰爭ヲヤルコトニナレバ
物ノ見地カラ國力ハナイモノト思フ

陸海軍共ニ武力行使ヲヤラレルガ爾面戰爭ヲヤルタメノ
物ハ持タヌ 陸軍ハ早速動員ヲヤラレルガラウシ又海軍
モ準備ヲスルダラウ 船ヲ徴發セラルルカラ物カ取レナ
クナリ生産力擴充軍備充實等ニモ大ナル影響ヲ及ボス
英米「ソ」ニ對シ不敗ノ態勢ヲ取ルト云フコトヲ研究ス
ル必要アリト思フ

南滿カ北滿カ實重ニ研究セラレ度

帝國トシテハ物ハナイ

不敗ノ態勢ト支那事變解決カ此ノ際必要ナノテハナイカ
鈴木企畫院總裁 自給圖以外ニ期待シアル不可欠重要物資ニ就キ説明
シ統帥部モ研究セラレ度ト述フ

参謀次長

外相起業ノ對獨通告文及外相御說明案ナカナカウマク出

來テ居ルテハナイカ

始メカラ出セハコンナニ延ビナカツタダラウ

外相

皆ノ意見ヲ聞イタカラウマク出來タノダ

第四四 御前會議

議題 「情勢ノ推移ニ伴フ帝國國策要綱」

日時 七月二日午前十時ヨリ十二時迄二時間

場所 官中

出席者 杉山參謀總長

塚田次長

永野軍令部總長

近藤次長

近衛總理大臣

原樞密院議長

林外相

東條陸軍大臣

平沼內務大臣

河田大藏大臣

及川海軍大臣

鈴木國務大臣兼金堂院總裁

富田內閣書記官長

四海軍軍務局長

(武藏陸軍軍務局長ハ病氣ノ爲缺席)

議事進行ノ経過

總理 オ許シテ得テ議事ヲ進行スル旨申上ク

(櫻田註 提案ハ朗讀スルコトナク、スグ様説明ニ移ル、之ハ毎回同シタトノコトナリ)

總理 兩總長 外務大臣 豫定ノ如ク別紙説明ヲ了ル

原攝府議長

本日ノ議題ノ方針ハ總理ノ説明ニヨリ疑問モナケレハ異議モナイ、要領ニ就テ若干ノ質問ヲスル

第一項敵性租界ノ接收トハ實力ヲ行使シテモヤル意志ナノカ英米トノ間ニ問題ヲ惹起スル虞レハナキヤ對佛印強硬施策ヲ實行スル以上併セテ此ノ點懸念アルヘシ接收ノ時機方

松岡外務大臣

法ハ如何ニ考ヘアルヤ英米ト開戦ノ後ナレハ別ナレトモ然ラサルトキハ平和的の外交手段ニヨルノカ適當テハナイノカ「適時」トハ如何、租界接收ト對英米戦トノ關係ヲ何ヒ度此ノ問題ハ極メテ重要ニシテ輕々ニハ出来ヌ事變處理上願フトコロテ何トカシテ租界ヲ仰ヘタイ、已ムヲ得サレハ武力ヲ使ハネバナラス元ヨリ外交ニヨルコトハ勿論デアル日本軍力接收スルノハ成ルヘク難ケタイ國民政府ヲシテ接收セシムルカヨロシイ、已ムヲ得ナイトキ一時日本軍力抑ヘルヤウニシタイ、租界接收ハ佛印ヲヤルノヨリモ英米ヲ刺戟スルコトカ大デアルト思フ

東條陸軍大臣 慎重ニヤルコトハ外相ノ旨ハレタ通りテアル、租界カ事
變處理ノ邪魔ニナツテキルコトハ御承知ノ通りテ天津、上
海其ノ他ニ租界ハアルカ何レモ邪魔ニナル之ニ網レナイ爲
ニ皇軍ハ非常ニ損害ヲ蒙ツテキル、事變四年ヲ經過シテ情
勢ハ動イテ來タカ租界處理ニハ外交實力行使何レモ必要テ
アルト思フ然シ慎重ニヤル必要カアル、特ニ半記サレ度キ
ハ租界カ事變處理ニ非常ナル妨害ニナツテキルコトテアル
特ニ作戰上支那ニ於ケル租界カ妨害ニナリ四ヶ年間ニ於
ケル之カ犠牲ハ極メテ大テアル、事變ヲ急遽ニ解決スル爲
ニハ先別説明セル場合ニハ接收ヲ斷行セナケレハナラヌ、
米カ參戰シタ場合、英米蘭カ賛助シタ場合又ハ近ク行フヘ

杉山參謀總長

特ニ作戰上支那ニ於ケル租界カ妨害ニナリ四ヶ年間ニ於
ケル之カ犠牲ハ極メテ大テアル、事變ヲ急遽ニ解決スル爲
ニハ先別説明セル場合ニハ接收ヲ斷行セナケレハナラヌ、
米カ參戰シタ場合、英米蘭カ賛助シタ場合又ハ近ク行フヘ
中南佛出兵カ英米ヲ大シテ刺激セスニ審量イタ時期等ニ處
理スルノモヨロシカルヘシト考ヘアリ

原樞府議長

第二項ニ「對英米戰カ起ルモ辭式」トアルカ第一項ノ租
界ヲヤルトキニモ辭セスト云フ考ヘナルヤ否ヤ疑問ナリシ
ヲ以テオ何ヒシタ譯テアル、參謀總長説明ノ如ク英米戰ト
云フコト迄モ考ヘテカラヤルベキモノテアルト思フノテア
リマス

次ニ要領二ノ「必要ナル外交交渉」トハ蘭印對手ノモノナ
リヤ

松岡外務大臣

主トシテ佛印ニシテ又泰及蘭印モ考ヘテキル

原樞府議長

佛印ヲ含ムト云フカラ「南方地策促進ニ關スル件」ニ就

テオ伺ヒシ度イ第三項ニ武力行使ヲヤルトアルカ事變處理
ニモ關係カアルヘキモ本施儀ハ外交テヤルノカ主カ武力テ
ヤルノカ主カ

松岡外務大臣

外交テ成功ノ見込ミナシ

獨逸ニ斡旋ヲ願ミタルモ未タニ返事ナシ明日位オソラク返
事アルヘシ

獨逸ハ「ヴィシイ」ニ手ヲ打ツテモ成功ノ見込ミナシト考
ヘアルカ如シ「ヴィシイ」ニ對シ確信ナケレハ獨逸ニ願マ
スト言ヒヤリシカ先方ヨリノ返ナシ
獨カ斡旋スルヲ可ト存スルモ然ラザレハ外交上成功ハ六ツ
敷シイ

依ツテ武力行使ヲ決意シテ懸ラネバナラス但シ本問題ハ最
後ノ瞬間迄外交テ成功セシムル機考ヘテキル、中ルカ中ラ
スカハ不明テアル昨年北部佛印ノトキモ外交上ノ成功ノ公
算ハ十分ノ一ナリシモ結メタラ上平ク行ツタ今度ハ昨年ヨ
リ好イトハ思ハナイカラ出來ルカ出來スカ分ラヌ統帥部モ
武力行使ヲヤリタクナイ考ヘダカラ外交上最善ヲ盡シテ見
タイ

原樞府議長

外交交渉テハ六ツ敷シイト思フ、シカシ武力行使ハ事重

大ナリ要領ニニアル對英米戰ハ大問題ナリト考ヘル

外相ハ八故一字ト言ヒ皇遣外交ヲヤルコトヲ屢々聲明シテ
キルカ佛印ニ對シ昨年領土保全ヲ約シ今又明日ニモ日佛間

條約ノ批准ヲシヤウト言フノニ佛印ニ對シ武力進駐スルハ
主旨カ合致セスト思フカ如何英米カ佛印ニ對シ武力ヲ行使
セリト云フナラバ別ナルモ武力進駐ハ皇道外交上不都合ナ
ラスヤ 外相ハ武力行使ヲ避ケタシト云フ武力ヲ背景トシ
テ佛印ヲ聽從セシメルハ可ナルモ直接武力行使ヲ有無ヲ言
ハセスヤツテ侵略呼バハリヲサレル事ハヨクナイト思フ之
ヲ皆様ニ申シテ此ノ質問ヲ終ルコトニシタイ

次ニ獨「ソ」開戦ハ日本ノ爲眞ニ千載一遇ノ好機ナルヘキ
ハ皆様モ異論ナカルヘシ「ソ」ハ共產主義ヲ世界ニ振リ蒔
キツツアル故何時カハ打タネハナラス

現在支那事態進行中ナル故「ソ」ヲ打ツノモ思フ様ニ行カ

スト思フケレトモ機ヲ見テ「ソ」ハ打ツヘキモノナリト思
フ帝國トシテハ對「ソ」戰爭開英米トノ開戦ハ望マナイ
國民ハ「ソ」ヲ打ツコトヲ熱望シテキル此ノ際「ソ」ヲ打
ツテモライ度イ三國條約ノ精神ニヨリ少シデモ利益ニ利益
ヲ與ヘルヤウ努メテモライタイ「ソ」ヲ打タレ度ト獨カラ
何カ云フテ來テキルカ

松岡外務大臣

御注意御意見拜聴セリ此ノ度ノ日佛印協定ノ御批准ハ
重要ナルコト故不信行爲ニナラサル様ヤラネバナラス世界
ニ對シ背信行爲ニアラスト云フ様ナ注意ヲ喚起方慮置スヘシ
尙獨「ソ」戰爭ニ伴フ對獨協力ニ關シテハ廿六日「リッペ
ン」カラ協力方申シ來リ廿八日ニモ來電アリタリ「南方協

俄促進ニ圖スル件」ヲ検討シタルトキハ獨「ソ」戰ハアル
モノト思ヒタリ從ツテ獨ニ對シテハ此ノ際日本トシテ逃ケ
ヲ打ツタ様ニシタクハナイ

原樞府議長

「ソ」ヨリ希望アリシヤ

松岡外務大臣

獨「ソ」開戦四日後日「ソ」中立條約ニ對シ如何ニ考
ヘラルルヤト問ヒタルヲ以テ三國同盟ニ影響ナシト答ヘタ
ルニ其後抗議ナシ又此度ノ戰爭ニ對スル態度如何ト問ヒタ
ルヲ以テマダキマツテ居ラスト返答シ置ケリ

松岡外務大臣

序ニ一言附加致シマスカ獨「ソ」戰爭ニ對シ帝國ハ參
戰セサルモ文面上ヨリスレハ不信行爲ニアラス之ヲ同盟成
立ノ精神ヨリスルトキハ參戰スルヲ至當トスヘシトスル意

見ナリ

原樞府議長

日「ソ」中立條約ノ爲ニ日本カ「ソ」ヲ打タハ背信ナリ
ト云フモノアルヘキモ「ソ」ハ背信行爲ノ常習者ナリ日本
カ「ソ」ヲ打テテ不信呼バリスルモノハナシ私ハ「ソ」ヲ
打ツノ好機到來ヲ念願シテ已マサルモノナリ

米國トノ戰爭ハ避ケタイ「ソ」ヲ打ツモ米國ハ出ナイト思

フ

モウ一ツ伺ヒマス

佛印地策實行ニ當リ英米戰ヲ辭セスト云ヒツツ佛印ニ於テ
對英米戰ヲ準備スル爲ニ近クヤル基地設定ハ之レカ爲ノ準
備タト云フテキル

今迄ニ英米戦ノ準備ハ出来ナカツタノカ
佛印ヲヤレバ英米戦ハ起ルト思フカ如何

松岡外務大臣

此ノ答ヘハ六ツ敷シイ第一編ノ將校カ武力ヲ使フモノ
ト思ヒ込ミ猛リ立ツテヤルモノダカラ困ル、周到ナル準備
ヲ以テヤレバ英米戦ニナラス公算カ多イ尤モ將校ノ猛リ立
ツノハ統帥部ニ信頼シテ同意シタ

獨「ソ」戦中ナルカ故ニ獨ノ對英攻撃カ延ヒルソコデ英米
側ハ獨ハ對英上陸ヲヤラスト思フカモ知レスシカシ私ハ獨
ハ獨「ソ」戦中ニ對英上陸ヲヤルコトアリト思フ、獨「ソ」
戦ハ「リツベン」サヘモ知ラナカツタ獨「ソ」戦中對英上
陸ヲヤルカヤラスカハ「ヒットラー」ノ胸三寸ニアル獨カ

對英上陸ヲヤレハ「アメリカ」ハビツクリシテ参戦シナイカ
又反對ニ積極的ニ北方ヨリ日本ニ對シ手ヲ出スカモシレヌ
之レ米國ノ氣性ノ特質カラソ、モ考ヘラレルノテ此ノ判
斷ハ六ツ敷シイ

原樞府議長

ハツキリ 何ヒタイノハ日本カ佛印ニ手ヲ出セハ米カ参戦
スルヤ否ヤノ見通シノ問題デアル

松岡外務大臣

絕對ニナイトハ云ヘヌ

杉山參謀總長 佛印進駐ニヨリ英米ヲ刺戟スルハ明ラカナルモ本年始メ
對佛印紛争調停成功以來日本ノ威力ハ相當衰、佛印ニ及ン
テキタ然ルニ現在ニ於テハ泰佛印ニ英米ノ策動カ多クナル
一方テ將來ドウナルカワカラス此ノ際日本ハ今考ヘテキル

施策ヲ斷行セネバナラヌ英米ノ策謀ヲ封殺スルニハ是非必要ナアル

尙米國ニ對シテハ獨「ソ」戰爭ノ推移カ相當影響スル「ソ」カ速カニヤラレタラ「スターリン」政權ハ崩壊スルテアロウシ又米國モ參戰スルマイ

獨ノ計畫カ一頓挫セハ長期戰トナリ米參戰ノ公算ハ増ステアロウ現在ハ獨ノ戰況有利ナル故日本カ佛印ニ出テモ米ハ參戰セスト思フ勿論平和的ニヤリタイ、泰ニモ施策シタイカ馬來ニ近イノテ大事ニナルカモ知レヌ今同ハ佛印迄テアル尙將來ノ南方施策ニ及ホス影響相當ニアルコト故佛印ニ兵ヲ出スニ當リテハ慎重ニヤリタイト思フ

原樞府議長

分ツタ自分ノ考ヘト全然同シテアル

即チ英米トノ衝突ハ出來ル丈ケ懸ケル此ノ點ニ就テハ政府ト統帥部トハ意見一致シテ居ルト思フ、予ハ今度ノ場合ハ少クトモ日本ヨリ進ンテ對米戰爭行爲ヲ懸クヘキタト信スル、第二ニ「ソ」ニ對シテハ出來得ヘクシハ早ク討ツト云フコトニ軍部及政府ニ希望ヲ致シマス、夫レ「ソ」ハ之ヲ壊滅セシムヘキモノナリ故ニドウカ開戰期ヲ速カニスル線ニ準備シテ賞ヒタシ方針ヲ立テルト同時ニ實行スル線ニ期待シテ已ミマセン

以上ノ主旨ニヨリ本日提案ノ本意ニ全然賛成テアル

真條陸軍大臣 原樞府議長ト同シ考ヘナルモ目下帝國ハ支那事變進行中

テアル此ノ點御承知アリ度

若イ將校ニ付松岡外務大臣ヨリ先程ノ發言アリタルモ私ハ
軍人軍屬ヲ統督スル責任者トシテ松岡外務大臣カ 閣下ノ
御前ニ於テ此クノ如キコトヲ云ハレタルニ對シ一言申述ヘ
タイ

松岡外務大臣ハ第一級ノ軍隊ノ一部ニイキリ立ツモノガア
ル様ナ口吻ヲ語ラサレタルモ軍隊ハ 大命ニヨリ動かノテ
アル絕對ニソシナコトハナイ此ノ前ノ佛印進駐ノトキモ爾
手トシテ處分シタ然シ武力ト外交トノ切換ハ非常ニ六ツ數
シイ此ノ點統帥部ト協力シ遺憾ナキヲ期シタイ

杉山參謀總長 陸軍大臣ニ全然同意テアル

監督ヲ適切ニシ間違ヒノナキ様致スヘキヲ以テ御安心ヲ乞
フ尙此ノ際關東軍ノ狀況ヲ説明ス

「ソ」ノ三十師團中四ヶ師團ハ已ニ西送「ソ」ハ尙絕對優
勢ノ兵力ヲ擁シ戰略展開ノ態勢ニ在リ然ルニ關東軍ハ今迄
ヘシ次第ナル故ニ守ル爲ニモ外交ノ後援トナル爲ニモ又將
來ノ攻勢ノ足場ニモ關東軍ヲ充實シテ更ニ進ンテ好機ニ乘
シ攻勢ヲ探ラセタイト思フ五六十日立テハ別「ソ」戰ノ見
越シハツクト思ス、
迄ハ今暫ク支那事變ノ處理及英米トノ
關係ヲ見合セル必要カアルノテ提案ニ暫ク介入スルコトナ
クト述ヘテアルノテアリマス

「會議後ノ所見

杉山參謀總長

本會議同海軍側發言スルモノナシ水野軍令部總長ハ
南部佛印ノ應答ノ際起立シテ發言シヤウトセシモ他ノ者カ
發言セシタメヤメタ。

原樞府議長ノ質問ハ適切ニシテ、エグル様ダツタ、オ上ハ
非常ニ御満足ノ様子ナリキ、オ晝食後一時半直チニ御殿可
セラレタルモノナリ

政府側及就館部共答辨ハスラ、スラト上手ニ出来タ

會議後原樞府議長ハ私ノ下ニ來リ「介入スルコトナシ」ト
云フ事ヲオ尋ネシタノハ私ハワカラナカタカヲオ聞キシ
タノダ滿洲ノ兵備ナドヲ聞カウトシタノテハナイ他意ナキ故

不遇ト雖ロニ釋明シタ

櫻田參謀次長

此ノ要綱ハ國家機密ニシテ絕對漏レヌ様ニシナケレバナラ
ヌ正規ノモノハソレゾレオ直シスルカラ今起ノ分ハ返却
セラレ度

七月十日（水）第三十八回總持院談會

日米國交調整特ニ六月二十一日附「ハル」
長官ノ回答ニ關スル外務省側ノ意見開陳ノ件

場所 首相官邸

出席者 前四ニ同シ（但シ兩次長列席セス）

松岡外相 成ルヘタ「ハル」ノ回答案ニ就テ取り入レルヘキモノハ取

り入レテ見ヤウト考ヘテ見タカ納局本案ハ最初ノ案ヨリ極
イ野村電ニヨレハ仲立マリニクイ故何トカシテキマルモノ
ナラハ考ヘ直シテ成立テキルヤウニシテクレト言ツテキル
カドウモ此案テハ六ヶ敷イ

以下齋藤顧問ヲシテ説明サセル

憲法顧問

研究ヲシテ見ルト色々左記ノヤウナ點ヲ本案ハ受ケ入レテ
レナイトコロカ多イ

第一

今世界ハ現狀維持ト現狀打破民主主義ト全体主義カマンジ
巴ニナリテ戦ウテキル「ハル」ノ回答案ハ現狀維持テアリ
民主主義テアル「アメリカ」カ英國及支那ト協議シテヤツ
タコトハ申ス迄モアルマイ新クシテ現狀維持固カ一蹴シテ
日本壓迫ニ乘リ出スモノト思フ日支間ノ交渉ニ就テモ「ア
メリカ」ノ考ヘテキルコトハ事變前ノ形ニ返ヘシテ交渉サ
セヤウトスルニアル此案中「支那政府」トイフ文句ヲ使ツ
テキルカ「クセモノ」テアルコレハ日支基本條約ヲ取リ消
セトイフノト同シタト思フ爾京政府承認ノ取消シハ頓死ノ

重慶ヲ囚坐セシメルコトニナル此ノ「支那政府」トイフ言
葉ヲ克ク玩味シテ検討スルヲ要スル

第二

滿洲ハ支那ノ復讐スヘキモノテアルト考ヘテキル
本案ハ要スルニ日滿支ノ共同宣言ヲ白紙ニモトシテ日支交
渉セヨトイフテキル

重慶カ失地回復ヲ目的トシテキル斷コンナ考ヘテ交渉ヲ始
メタラ始メカラ進轉スルニ決ツテキル

第三

治安駐兵ヲ認メテキナイ無條件撤兵ヲ目標トシテキル
治安駐兵ハ帝國ノ國策トシテ最モ重大ナル要求テアル無條
件撤兵セハ事實問題トシテ支那ハ共產黨、國民黨國民政府
重慶個カ争闘シテ非常ニ紊亂シテタルカクナレハ英米カ介

入シテクルコトニナル從ツテ無條件撤兵モ亦交渉ノ行動リ
ヲ招來スル

第四 防共撤兵ヲ非認シテキル

日本業ハ今日迄ノ條約ヲ生カシテ行カウト努メテキルニモ
拘ラス米國ハコレヲ削ツテカカロウト考ヘテキル防共撤兵
ヲ「アメリカ」カ認メテキナイコトハ「ハル」ノ「ステー
トメント」中ニアラワレテキル

第五 日本ハ日支ノ完全ナル提携ヲ企圖スルニ對シ米國側ハ無差 別待遇ヲ主張シテキル

コレテハ東亞新秩序ノ建設ノ如キハ不可能テアル英米ハ今
日迄援蔣行爲ヲ續ケ支那ニ於テ將來有利ナル地位ヲ確立シ

ヤウト考ヘテキル全面和平ノ時今日ノ特權ヲ基礎トシ全支
ニ亙リ全世界金ノ八割ヲ保有スル米國ノ「弗」ノ力カ衰ル
コトトナル

第六 日支和平交渉解決ノ根本ヲ日米兩國間テ決メテ其範圍内テ

日支直接交渉ヲサセヤウト考ヘテキル

即チ東亞ノ指導權ヲ「アメリカ」ニ讓ルコトニナル範圍ノ
自主的國策ノ遂行ヲ妨害スルコトニナリ支那問題ニ對シ口
ヲ入レサセル權利ヲ米國ニ與ヘルコトニナル

第七

歐洲戰爭ニ對スル日米兩國ノ態度ニ就テハ大イニテカフ
換言スレハ米國ハ參戰スルカ日本ハ歐ツテ居ロトシカ見え
ス「アメリカ」ハ自衛權ニ付テハ非常ニ廣イ解釋ヲシテキ

ル又日本ニ對シ三國條約ヨリ脱退セヨト云ハヌバカリノコトヲ述ヘテキル

コンナ考ヘハ當然否定セネハナラヌ

第八 日米間ノ貿易ニ付テハ事變前ノ額ニ何付クシヤウト考ヘテ
ホル

要スルニ現狀維持ノ願カハツキリシテキル然モ普通ノ商取引トイフコトニ書イテアルカ將來銅材屑鐵等重要物資ニ就テハ貿易額ヲ増加シナケレハナラヌモノヲ事變前ト同シトイフコトハ日本ノ貿易發展ヲ合法的ニ防止スルコトニナル即チ日本ノ將來ノ經濟發展ヲ妨害シ米國自体トシテハ東洋ノ市場ヲ自由ニ占ムルコトニナル

第九 南西太平洋ノ商取引イフ字ヲ削ツテキルコレハ北太平洋ニ

モ重大ナル關心ヲ拂ツテキルコトヲ實證シ得ル

第十 普通ノ商取引ト云フテキルケレトモ日本トシテハ單ニ商業ノミナラス鐵工業等ヲモ考ヘテキルノチ米國ハ商取引ト稱シテ日本ノ要求ヲ明ラカニ制限シテキル

第十一

日米移民問題ニツキテハ此前ノ案テハ他國ノモノト同シヤウニスルト言ツテキルケレトモ此度ノ案テハ削ツテキル

第十二

「フィリッピン」ノ獨立ニ關シテ提議シタケレトモ「フィリッピン」ハ未ダトテモ獨立サセル程度迄發展シテキナイトアツサリ取扱ツテキル

殊ニ「ハル」ノ「ステートメント」ハ實證同斷ノ實據使ヒ

テアル「防共陸兵ヲ考ヘル余地ナシ」トカ「日本政府内ニ
ハイロイロト意見カ別レテキル樞軸側ニ立チテ「ヒ」ト共
ニ戦フヲ可トスル關係カキルソウダカソナ日本政府ト協
定ハ出来ヌ日米國交調整ヲ計リタケレハ内閣ヲ改造セヨ」
トイフカ如キ日本ヲ馬鹿ニシタ態度テアル自分モ其イ間外
交官生活ヲシタカコンナ言ヒ分ハ對等ノ國ニ對スル言葉使
テナクシテ保護國又ハ屬領ニ對スル態度テアリ不都合千萬
デアル

松岡外相

齋藤顧問ノ報告ト大体同意見テアルカニニノ考ヘテ申シ述

ヘル

第一

「ハル」ノ「ステートメント」ハ亂暴千萬テ帝國カ對當ナ

ル外交ヲ行フ様ニナツテ以來未ダ嘗テナイコトデア
ル野村ハ自分ト親シイ關係テアルカコンナ組織千萬ナル「ス
テートメント」ヲ取纏クカ如キハコレ亦不届千萬デア
ル内閣改造ノ如キヲ世界的ニ強大ナル日本ニ對シテ要求シタ
ノヲ黙ツテ聞イテキルトハ實ニ驚キ入ツタ次第テアルソコ
テ早速自分カラ「君ハアンナ「ステートメント」ハ取纏ク
ヘキテハナカツタト思フカ何か錯覺ハナカリシヤ當時ノ情
況知ラセヨ」ト言フテヤツタ次第タカ何ノ返事モナイ

第二 三國同盟ノ抹殺ハ出来ヌ

第三 「アメリカ」ノ案ヲ容レルコトハ大東亞新秩序建設ヲユス
ルコトデアリ事極メテ重大デアル

日支間ノ解決ヲ英米カ手ヲ代ヘ品ヲ代ヘ口ハシヲ入レテヤ
 ロウト考ヘテキルモノト思フ尙不愉快ナノハ國民中ニモ日
 清日露締和談判ノトキ「アメリカ」ハジメ第三圖ノ世略ニ
 ナツタコトヲ例ニシテ三十年後ノ帝國ノ地位ヲ忘れ東亞ノ
 指導權ヲ確立セントシ四年間モ戦ヒ抜イテ來タ今日此ノ際
 尙且第三圖ノ世略ニヨリ締和ヲシタ方カヨイト考ヘテキル
 モノカアルコトデアアル俗ニ云ヘハ支那事變ヲ持テ余シテ自
 分ノ理想ヲ打テ忘レ「花ヨリ園子」トイフ考ヘテ推クモノ
 カ相當アルノカ不愉快ニ思フ

「アメリカ」ハ「アイスランド」ヲ占領シタ當然參戰モ開
 戦テアルニ拘ラス目ヲ捻ウテ參戰ニアラスト言ツテキル數

易テモ現^紙維持シ事變前ノ形ニモトセハ日本ノ經濟的發
 展^紙ヲ礙メナイノハ眼ニ見エサル要スルニ「アメリカ」ハ日
 本ノ東亞ノ指導權ヲ抹殺シヤウト考ヘテキルコンナコトテ
 ダズグズシテキルト結局日本ノ云フコトヲ取リ上ケテ日本
 攻撃ノ材料ニ取入レヤセルタケテアル其中ニ上院アタリテ
 勝手ナ質問ヲ發スルコトトナリ日本國內ヘノ影響モ亦大テ
 アル

右ノ次第デアアル故自分ハ「ハル」案ヲ受ケ入レルコトハ出
 來ナイ何トカシテ駭合ヲツケタイト思フカ到底成功ノ見込
 ナシ元來「アメリカ」ハ日本案ヲ四十日モ放置シタコンド
 ノ案カ來タノハ六月二十二日タカラマタ二週間ニモナラス

ノニ野村ハ四五度モ催促シテ來ル交渉ヲ此儘ズルズルノバ
スノハノバシテモヨイカ先方ノ言分ヲ受ケ^テレルコトハ頗
野出來ナイ

尙「ハル」ノ「ステートメント」ニ「大使及同僚等ノ努力
ニ拘ラス」トアツタカラ同僚等トハ唯カ國家ノ外交機密ハ
外務大臣カラ大使ヘ大使カラ「ハル」長官ヘト斷サルヘキ
ニ拘ラス多人數カ關係シテヘルカ如キハ不届タト野村ニ
詰問シテヤツタ

斯クシテ十二日（土）更ニ本問題ヲ討論スルコトニシテ散會セリ

七月十二日第三十九回連絡懇談會

對米國交調整ニ關スル件

一出席者 寺崎阿米利加局長ヲ加フ

ニ要旨

前同ニ引續キ對米國交調整今後ノ處理ニ關シ審議シタル結果、他
迄帝國最初ノ案ヲ堅持スルモ尙交渉ノ餘地ヲ殘シ、文句ノ修正ヲ
多少ニテモナシ得ルナラハ修正ヲシテ回答ヲナスコトニ決ス
之カ爲本日午後陸海外三局長ニ於テ一案ヲ造ルコトトス
尙「ハル」國務長官ノ「オーラルステートメント」ハ之ヲ拒否スルコト
トナセリ

三審議ノ概要左ノ如シ

外相

前四云ウタ事テ盡キテ居ルカ更ニ附言スレハ、「ハル」長官ノ「オーラルステートメント」ハ讀シタ時ニ實際ハ直ニ返スヘキモノデアル。實ニ言辭同斷ナリ。十日間考ヘタガアノ様ナ「ステートメント」ハ米國ガ恰モ日本ヲ保護國乃至ハ屬領ト同一觀シ居ルモノニシテ、帝國ガ之ヲ甘ンゼサル限リ受理スヘキニアラス。拒否ノ理由ハ明瞭ナリ。我輩ガ外相タル以上受理出来ヌ。「ステートメント」以外ハ考ヘルコトハ出来ルカ、「ステートメント」ノ受理ハ出来ヌ。米人ハ弱者ニハ横暴ノ性質アリ、此ノ「ステートメント」ハ帝國ヲ弱國屬國扱ヒニシテ居ル。日本人ノ中ニハ我輩ニ反對シ、總理迄モ我輩ニ反對ナリナドト云フ者ガアル。

此ノ様ナ事テ、米國ハ日本カ殺レ切ツテ居ルト考ヘテ居ルカラ、此ノ如キ「ステートメント」ヲヨコスノダ

我輩ハ「ステートメント」ヲ拒否スルコトト對米交渉ハ之レ以上繼續出来ヌコトヲ茲ニ提議スル

尙昨日情況説明ノ爲若杉ヲ返セト云フテヤツタ所、野村ハ自ラ歸ル、今ハ屠ツテモ何モ出来ヌカラ歸ルト云フテ來タカ、今野村ガ歸ツテ來テハ適當チナイノテ辛抱シテモラフコトニシタ

暫ク沈黙續ク、依ツテ參謀總長發言ス

參謀總長

外相ノ意見ニハ自分モ同感ナリ。然レトモ軍部トシテハ南方ニハ近ク佛印ノ進駐アリ、北ニハ關東軍ノ戰備増強

ト云フ重大ナル事態ヲ直後ニ控ヘテ居ル。此ノ際米ニ斷
絶ノ操ヲ口吻ヲ洩ラスノハ適當デハナイ、交渉ノ餘地ヲ
殘スヲ妥當トス

外相

日本カ如何ナル態度ヲ取ツテモ米ノ態度ハ變ラヌト思フ。
米國民ノ性格ヨリ弱ク出ルトツケアガル。故ニ此ノ際強
ク出ルノヲ可ト思フ

内相

此ノ際帝國ハ何ントシテモ米ヲ參戰セシメヌコトガ大事
ナノデアアル。本來ナレハ日米共同シ今日ノ戰爭ヲ打切ル
コトガ宜シイト思フ。然ルニ此ノ儘フンデシテ進ンデ行ケ
バ五十年百年モ戰爭ハ續クカモ知レヌ。外相ノ常ニ云フ
日本ノ大精神ハ故一字カラ云フナレハ戰爭ハセヌガ宜シト

日本ハ益々主義ニモアラス、自由主義ニモアラス、理想
カラ云ヘバ今ノ戰爭ヲ世界カラ除クコトガ皇道主義テアル
ト思フ。米ニハ分ラヌカモ知レヌガ、戰爭ヲ止メルコト
ガ日本ノ眞ニ取ルヘキ事テアツテ、米ヲシテ其ノ權ニ仕
向ケルコトガ日本ノ取ルヘキ態度デハナイカ。此ノ精神
ノ下ニ米ヲ説イテハ如何。外相ノ云フ如ク米ノ參戰カ必
ス然リト云フナレバ、私ノ云フコトハ絶望ナルモ、外相
ハ「ルーズベルト」ガ引バルカラ國民ガツイテ行クト云
フガ、米人中ニハ戰爭反對ノモノモ居ル。日本ノ皇道精
神ノ權ニ持ツテ行キ度イ。外相ノ云フ權ニ「オーラルステ
トメント」ニ反響ヲ加ヘルコトハ宜シイカ、交渉ニ望テハ

窟ミ薄カモ知レヌガ右ノ考ノ下ニ努力シテモラヒ度イ。
尤モ大帝國ノ面目ヲ失セサル如ク骨ヲ折ツテモライ度イ
外交ハ外相ノ責任ナルコト申ス迄モナキコト乍ラ之ヲ一
筋ニスル必要アリ。之ヲ此ノ儘ニ投ゲウテハ腹背皆敵ト
ナリ、物資ハ缺乏シ大戦争ノ進行ハ出来ヌダラウ。「ソ」
ヲ打タネバナラスガ、現今ノ時勢ヲハ難シイ、他日ハヤ
ラネバナラス。南方モヤラネバナラスカ一時ニ之ヲヤル
ワケニハ行カヌ。日本ノ現在ノ狀態テハ物ヲ取り廻力ヲ
ツケル必要アリ。國際信義ハ固ヨリナルモ帝國ノ生存上
ヨリスレハ已ムヲ得ナイコトモ考ヘラレル。陛下ノ赤子
トシテ補助ノ爲ニハ宸機ヲ安ンジ奉ル必要アリ。今ノ人

カ悪イノナレバ之ヲ代ヘテモ参戦ヲ止メサシテモ宜シイ
テハナイカ

外相

全部内相ニ同感テアル。若干附言セハ、階級ノ情勢上米
大統領ハ引ヅツテ参戦ニ持ツテ行コウトシテ居ル、但ソ
レニ米人カツイテ行カヌカモ知レヌト云フ一線ノ窺アリ。
面シ大統領ハ非常ニ無理ト思フコトモ何ントカ滑ギツケ
テ居ル。三選モトウトウヤツタ、「ルーズベルト」ハ非
常ニ「デマゴイ」ナリ。恐ラク米ノ参戦ヲ止メサセルコ
トハ到底出来ヌダラウ。帝國ハ三國同盟ヲ一貫シテ進シ
テ來テ居ル。而シ最後迄努力ヲ傾ケマセウ。日米ノ提携
ハ我輩若イ時カラノ持論ナリ、絶望トハ思フガ最後迄努

隨相

力致シマセウ。「オラルステートメント」ヲ拒否シタコトニハナラス。(ココニテ前ニ云フタコトヲ繰り返シ)日本ノ中ニハ分ラズ者ガ居ツテ、國家ノ爲ニ盡ス費リナノカ自分ヲ勝シテ居ル。自分ハ若イ時カラソウ云フヤツダト思ツテ居ツタ。ソイツラハ總理以下モ俺ノコトヲ悪イヤツト思ツテ居ルト想像シテ居ルニ違イナイ
寇カナダグテモ最後迄ヤリ度イ、難シイ事ハ知ツテ居ルカ大東亞共榮國建設、支那事變處理之カ出來ナケレバ歌目テアツテ、三國同盟ノ關係カラモ米ノ參戰ノ表看板ヲ表ニ掲ケサセヌコトタケテモ出來ヌカ。勿論「ステートメント」ハ國體ノ尊嚴ニ關スル事故外相ノ判斷通り拒否スルハ已

外相

ムヲ得ヌト思フ。而シ乍ラ日本人トシテ正シイト思フ事ヲ眞ニ傳ヘレバ精神のニ氣持カ移ルノテハナイカ
日本ニ其ノ位ノ事ヲ平氣デ云ワテ居ル位ダカラ措辭シテ千太シダコトハナイ

海相

海軍情報ニ依レハ、「ハル」長官等ハ太平洋ノ戰爭ニハ持ツテ行クマイト云フ考ガアルラシイ、日本ハ太平洋戰爭ヲモエヌ戰ニ考ヘナ居ルカラ、ソコニ本館復ヲヤル餘地ガアリハセヌカ

外相

何カ餘地ガアリマスカ、ドウ云フ餘地ガアリマスカ、何ヲ入レマスカ

海相

マール小サイ事

外相 南ニ兵力ヲ使用セスト云フナラバ開クダラウカ、外ノ事
テ何カアリマスカ

海相 太平洋ノ保全、支那ノ門戸開放等ヲ入レルコトガアリハ
セヌカ

外相 今度ノ案ハ第一案ヲ改悪故之ヲ引キモドスコトハ困難テ

アル。日本組ミシ易シト思フカラ此ノ機ナ手紙ヲヨコシ
タノテアル。原案ヲ堅持シテ交渉ヲ續ケルナラバ、隨ツテ
隨ツテ敵リノメサレテカラ止メル様ニナルダラウ

尙「オラルステイトメント」相否ニ對シテハ作文ヲウマク書カザト云
フタノニ對シ寺崎米局長ハウマクハ書ケマセント違ヘ、外相ハ使
ガチヤント書ク、齋藤ノ案ヲウマクナホシ書カト違ヘタリ

外相 佛印ノ語ハ十四日ニ交渉スルニアラスヤ、故ニ十日日ニ

米ニ對シ「ステイトメント」ヲ拒否スルコトハ米ヲシテ與者
セシメルコトニナル、「ヴシー」ハ日本ノ交渉ニハ不
宜ナアラウ、此ノ據ナ事ニナレハ米カ佛印ヲ抱キ込ム餘

裕ヲ與ヘルコトニナル。早ク「ヴシー」ニ手ヲ打ち、最
後通牒ノ交渉ニ移ツタ時、米ニ返事ヲ出ス様ニシテハド
ウカ

外相 アマリ不埒タカラ直ク拒絶シタイト思ヒ、又野村カラ何
度モ催促シテ來テ居ルカマー 考ヘマセウ

軍令部部長 松岡君、日本カ何ヲ云フテモ態度ヲ變ヘスト云フノナ

レハ、外務大臣ノ云フ通りヤツテモ宜シイテハナイカ

海軍局長

何ボカデモ努力スルト云フナラバ宜シイガ、總長閣下
ノ様ニフツツリト止メルト云ハレテハ、下ノ者ハ生事ヲ

ヤル熱ガナクナルデハアリマセンカ

軍令部總長

ソレモソウダ

(右ハ永野總長カ突然云ヒ出シタル事ニテ、本朝海軍側ヨリ提案アリタル帝國ノ取ルヘキ態度トハ全然相違スルモノニシテ、海軍局長ハ軍令部總長ノ發言ヲ純曲ニ激問セシメタルモノト認メラル本日ハ平沼内相ガ特ニ長キ發言ブナセリ。而シテ總理ハ一言モ發言セサリキ)

七月二十一日第三十四連絡會議

近衛第三次内閣成立ニ伴フ初顔合ノ件

一、場 所 宮中大本營

自今場所ハ宮中大本營ト定メラル

二出席者

近衛内閣總理大臣

豐田外務大臣

東條陸軍大臣

及川海軍大臣

平沼國務大臣

鈴木國務大臣兼金堂院總裁

杉山參謀總長

永野軍令部總長

富田内閣書記官長

武藤陸軍軍務局長

岡海軍軍務局長

自今出席者ハ概ネ右ノ通りニ定メラル

其參謀總長別紙要望ヲ述ヘ(同時ニ別紙ヲ配布ス)タル後次ノ事ヲ

附加ス

三國同盟ガユルミハセヌカ、英米依存ニ還元スルノデハナイカ
トノ事ヲ世間デハ考ヘテ居ルモノモアルラシキモ、此ノ如キコ
トハ斷シテアルヘカラス、之レハ國內ノミナラス第一線ノ兵ノ
御奉公ノ精神ニモ影響スル所大ナルヲ以テ、幹ニ政府ニ於テハ
留意アリ度

總相 政府カ聲明セル如ク、總辭職ノ時ニモ又組閣ノ際ニモ既

外相

定ノ國策ハ變ヘスト云ウテ居ル、迅速果敢ニヤルコトヲ
發表シテ居ル。之レハ統帥部ノ要望ニ沿ウテ居ルト思フ。
又陸海軍大臣モ閣議ニ於テ國策ニユルミノナイ要望シ
テ居ル、之レモ統帥部ノ御要望ニカナフモノト思フ
自分ハ各國ノ大公使ニ、國策上何カ變リハナイカト云フ
考ヘテオコサシテハ困ルト思ツタノデ、既定方針ニ變更
ナシト電報シ、特ニ大島、建川、野村、堀切ニハヨク云
ヒ送リ從來通りヤレト云フタ

又同時ニ在東京獨伊大使ヲ呼び、外相更迭セルモ帝國ノ
態度ハ何等變更ナシト既ニ述ヘアリ

尙自分ハ三國條約締結當時海軍次官ナリシヲ以テ、之レ

ニ關シテハ重大ナル責任アリ、同條約成立ノ時ノ一端ヲ擔イテ居ルノテアツテ變更スル様ナ事ハセヌ

(總長所見)

外相ノ述ヘタル態度ヨリ右ハ眞實ナルカ如ク思ハル、尤モ兼御部ヨリ要約シタルヲ以テ申譯的ニ譯ヘタルカモ知

ト

次テ參謀總長、佛印進駐ニ關シ現在迄ノ経緯、今後ノ豫定及圖東軍ニ對スル兵力増強並國內防衛、防空等ニ就キ説明セリ

又海相、南方ニ派遣スヘキ艦隊ノ兵力ニ就テ述ヘタリ

軍令部總長 米ニ對シテハ今ハ戰勝ノ算アルモ、時ヲ追ウテ此ノ公

算ハ少ナクナル、明年後半期ハ最早立^{去カ}チカネル、其後ハ益々悪クナル、米ハ恐ラク軍備ノ整フ迄ハ問題ヲ引ヅリ

之ヲ整頓スルナラン。從ツテ時ヲ經レハ帝國ハ不利トナル。戰ハスシテ濟メハ之ニコシタ事ハナシ。然シ到底衝突ハ避クヘカラストセハ時ヲ經ルト共ニ不利トナルト云フ事ヲ承知セラレ度。尙比島ヲ占領スレハ海軍ハ戰爭カヤリヤスタナル

南洋ノ防備ハ大丈夫相當ヤレルト思フ

次テ外相、「ヴシー」トノ十四以來今日迄ノ交渉ノ狀況ニ就キ説明セリ。其ノ際「オットー」ノ態度ニ關シ左ノ如キコトヲ述ヘタリ

佛印進駐ニ關シ宜シク頼ムト云ウタ所「オットー」ハ、佛側ヨリ應諾シテ來レハ何モセステヨカロウ、應諾セヌ場合ニハ何ントカヤリマセウ、ト云フカ如キ消極的の回答

ヲシタノテ、更ニ會談ヲ求メ、二度目ニハ「オットー」ハ「シリヤ」ノ例ヲヒキ、獨ハ「ソ」ト交戦中故強力ナル壓力ヲ佛ニ加ヘル事ハマ―出來スト云フ態度ヲアツタ以上二回ノ四答ノ結果ハ世話ハスルモ積極的ナラスト云フ印象ヲ受ケタ

海軍側ヨリ日佛交渉カ大體成立スヘキ旨ノ在佛武官電ヲ紹介シ會談ヲ終了ス

總長所見

軍人カ多イ關係カ情報交換ニハ明ルイ感シヲ得タリ、今迄ト異ナリ連絡會議ノ復値ハ増大セルモノト思フ

西本席上連絡會議並大本營政府間情報交換ノ實施ニ關シ左ノ如ク申

合セタリ

(一) 日 時

月曜日

十時

水 々

十一時

土 々

十時

木 々

十時



ヨリ情報交換

ヨリ連絡會議

(二) 場 所

宮中大本營

(三) 出席者

連絡會議出席者ハ本日ニ同シ

情報交換ノ時ニハ右出席者ノ外參謀本部第二部長、軍令部

第三部長、外務省局長ヲ加フ

板

七月二十四日第四十一回連絡會議

佛印進駐、對米國交調整、泰國大使館ノ件

一 冒頭參謀總長ヨリ、軍隊ハ二十五日出發、二十八日「ナトラン」二十九日「サンジャツク」ニ到着スヘキコトヲ述ヘタリ

外相 「ツシー」政府カラ、進駐軍隊カ軍紀ヲ守ル様、又安南

人ニ對シ非合法的ノ事ナキ様注意セラレ度旨申來レルヲ以テ承知アリ度

共同防衛ノ意味ニテ進駐スルノテアルカラ、右ノ如キ事ナキ様、彼等ヲヒキツケル様軍隊ヲ指導セラレ度希望ス
參謀總長 本件ハ軍司令官ニ能ク通シアリテ万心配ナシ。尙今後モ

充分ニ留意スヘシ

三 佛印進駐ニ關スル政府ノ聲明案文ヲ可決ス。發表ハ二十六日正午
トシ獨伊^{大英}ニ對シテハ本二十四日支那、滿洲、英米^{大英}ニ對シテハ二十
五日^{六日}正午通告スルコトニ決定ス

外 相 佛印進駐問題ハ米國ニ影響ヲ及ボシ、重要物資ノ輸出禁
止、資金凍結、金ノ買入禁止、日本船舶抑留等ヲ實施ス
ルコトアルヘシ

重要物資中ノ問題トナルヘキモノハ棉花、木材、小麥、
石油ニシテ、棉花木材ニ對シテハ今迄既ニ手ヲウチタリ、
小麥ハ支那向ケノモノナルヲ以テ何ントカ手ヲ打チ得ヘ
ク、先^ト小麥^トナカ^ルト^シ。石油ハ懸念セララル所ナルモ
米カ全面的ニ石油禁輸ヲヤルカドウカハ問題ダ。

次ニ資金凍結ニ就テハ、在米日本現金ハ二億圓、證券三
億五千万圓ニシテ、之ニ對シ在日米貨ハ三億圓ナリ。即
チ差引二億五千万圓カ日本側ノ損失トナル。之レハ石油
ヲ輸入スル場合ニ資金不足トナリ、帝國トシテ相當困ル
金ノ買入停止ハ現在米向金ヲ出シテ居ラスカラ心配ナシ
日本船舶抑留ニ就テハ、目下米近海ニ十隻アルモ海軍省
ヨリ米夕港ニ入ラスモノハ二、三日入ラス機指令シアル
ヲ以テ、全部カ抑留セラルルコトハナカラウ
資金凍結ニ關シテハ小倉藏相モ困ルト云フ意見テ、藏相
ハ藏相ト個人關係アル「モーゲンソウ」米藏相ニ手紙ヲ
出スト云ヒシモ、漸ク待ツテモラツテ居ル

三 對米國交調整ニ就テ

外相

野村大使ハ過般「ハル」長官ノ「オウリスタートメント」ヲ先方ニ返シタガ、帝國ノ修正案ハ未タ「ハル」ニ通シアラスシテ之レニ就キ野村ヨリ意見具申アリ。外務省トシテハN工作ヲ打切ルノハ具合惡イト思フ。此度ノ佛印進駐ハ軍事占領ニアラスシテ、帝國ノ必要ニ基ツキ佛領ト話合ノ上ノ事ナルヲ米國ニ瞭解セシメ、資金凍結又ハ帝國船舖ノ「バナマ」運河通過ヲ遮ルコトヲ止メテモライ、又N工作ヲ續ケ度イト思フ

一N工作ニ就キ
佛米國ノ主張ハ次ノ二點ニアリ

(一)支那ノ和平交渉ノ細目ヲ米カヤリ度キコト

(二)太平洋ノ和平問題ニテ日本カラシバラレヌ被スルコト

N工作ニ關シテハ更ニ御相談申上クヘシ

四 尙豊田外相ヨリ、昨日ノ樞密院會議ニテ決定セル泰國公使館ノ大使館昇格ニ關シ、直ニ大使ヲ派遣スヘキヤ否ヤニ就テ提案アリ。之ニ對シテハ現在佛印進駐ノ度種々噂ノ出ル時故直ニ大使ヲ派遣スヘシト云フ意見ト、佛印進駐ニ伴フ米ノ出方モ一應見ル必要アルヲ以テ暫ク後日ニ延ハス方宜シト云フ意見アリシモ、結局未決定ノ儘解散セリ

右會商先手

其後眞光大使ノ歸朝談アリテ解散セリ

170

新内閣トノ初連絡會議ニ於テ統帥部ヨリノ要宣事項

昭和十六年七月二十一日
大本營陸軍部
大本營海軍部

内外ノ情勢緊迫シ帝國ノ諸施策進行途上ニ於テ内閣ノ更迭ヲ見タル
ハ其ノ影響極メテ重大ナリト認メアリ然レトモ新内閣力速カニ成立
シタルコトハ寔ニ欣快トスルトコロニシテ大本營陸、海軍部ハ新内
閣ニ對シ強力且誠意アル推進援助ヲ惜シマサルモノナリ
既ニ政府ノ聲明其他ニ依リ政府ノ庶幾スル所ヲ明カニセラレアリト
雖モ此ノ機會ニ於テ統帥部トシテ若干ノ要望ヲ述ヘントス

「現下帝國ノ採ルヘキ國策ノ根幹ニ關シテハ七月二日御前會議決定ノ「情勢ノ推移ニ伴フ帝國國策要綱」ニ明カナル所ニシテ右ニ基ク内外ニ對スル諸施策ハ速カニ之ヲ完遂スルヲ要ス特ニ目下進行中ノ對佛印軍事的措置ニ關シテハ統帥部トシテ既定通り速確ニ宥容及期日共ニ」之ヲ實行スルヲ要スルニ付政府ノ諸施策モ緊密ニ之ニ同調セシメラレ度

「現下ノ緊急事態ニ對應スヘク既に發足進行中ノ對南方及北方戰備ニ關シテハ之カ澁滯遲延ヲ許サス

右ニ關シ政府ハ固ヨリ既定方針ヲ恪守セララルコト確信スルモ此

ノ際重ネテ之カ強力且確實ナル實行ヲ要望致シ度

三日、米國交調整ニ關シテハ他ク迄既定ノ方針ヲ堅持シ特ニ三國樞軸精神ニ背馳セサル如ク其施策ニ遺憾ナキヲ期セラレ度

口頭ニテ發言

「今次政變ノ興ヘタル一般的印象特ニ三國同盟ノ實質的破棄英、米依存ヘノ還元ナルカ如キ感ヲ拘クモノ少ナカラサルニ鑑ミ萬遺憾ナキヲ期セラレ度」

「註」日、米國交調整ノ爲既定方針トハ昭和十六年五月三日及七月十四日野村大使ニ與ヘタル訓令ノ精神トス

南都佛印進駐ニ伴フ外交ト軍事トノ關係ニ關シ參謀總長ノ説明要旨

南都佛印進駐ニ伴フ外交ト軍事トノ關係ニ關シテハ既ニ詳知セラレ
アルヘキモ模倣ナル事情アルヲ以テ念ノ爲特ニ統帥部トシテ留意シ
アル事項ヲ述ヘ今後ノ外交進捗ノ資ニ供シ度

一、進駐軍隊ノ三亞出發期日ニ就テ

進駐軍隊ノ三亞出發期日ハ變更ヲ許ササルモノニテ佛印ノ諾否ニ
拘ラサルハ勿論回答期限タル東京時間二十三日中ニ統帥部ニテ諾
否ノ回答ヲ受理スルヤ否ヤニ拘ラス天候ノ障礙ナキ限り二十四日
トシ二十三日派更ニ回答來ル場合ハ統帥部事務ノ手續上二十五日

トス軍隊ハ既ニ十四日ヨリ乗船地タル廣東ヲ出發シ逐次三亞ニ集
合中ニシテ明二十二日其全部ノ集合ヲ完了スル筈ナリ

ニ平和進駐ノ場合ノ現地交渉及上陸期日ニ就テ

二十三日中ニ東京ニ於テ佛側ノ應諾ヲ承知セル場合ハ軍ハ平和進
駐ヲ實施スルモノニシテ進駐ニ伴フ現地細目交渉ハ東京交渉ノ妥
結直後現地大本營機關ヲシテ佛印當局トノ間ニ實施セシムルモノ
トス此際軍隊上陸迄ニ現地交渉成立セサルモ軍隊ハ上陸ヲ延期ス
ルコトナク細目交渉ハ上陸後ノ交渉ニ俟ツモノトス

三三亞出港後概ネ四十八時間迄ニ統帥部ニ於テ佛側ノ應諾ヲ承知セ

ル場合ノ進駐ニ就テ

此ノ場合ハ現地大本營機關ヲシテ直チニ佛印當局ニ要求シ上陸ニ
方リ佛印側ト衝突セサル様措置ヲ取ラシメ其結果ヲ大本營機關ヨ
リ成ル可ク早ク現地軍ニ通報セシメ現地軍ハ其ノ上陸開始一日前
迄ニ右通報ヲ受クレハ軍ハ武力ヲ行使スルコトナク上陸ス
若シ一日前迄ニ之ヲ受ケサル時ハ戦斗ヲ豫期シテ上陸スルモノト
ス

四三亞出港後四十八時間ヲ經過スルモ佛側應諾セサル場合ノ進駐ニ

就テ

軍ハ武力ヲ行使シテ進駐スルモノトス

但シ佛印側カ敵對行動ヲ取ルカ又ハ船團ノ行動ニ不安ヲ感スル事
態ノ起ラサル限リ上陸二十四時間前迄ハ航空攻撃ヲ行ハス

五 平和進駐カ武力行使カノ決定ノ條件ニ就テ

今回ノ對佛印要求ハ昨年九月北部佛印進駐ノ際ニ於ケル經驗ニ鑑
ミ電撃的ニ行フ要アルヲ以テ佛印ニ對スル我軍事要求要目ノ外進
駐實行ニ關スル我方要求ヲモ含メラレアリ而シテ現地陸海軍及大
本營直轄機關ニハ右ノ趣旨ニ基キ進駐直前及直後ノ機微ナル時機
ニ於ケル行動、協力等ノ關係ヲ律セラレ既ニ軍ノ端末迄透徹シテ

ルヲ以テ佛側カ我附帶事項ヲ含ム全要求ニ應スルヤ否ヤニヨリテ
平和進駐カ武力進駐カノ決心ヲ定ムルノ必要絕對ナリ若シ然ラス
シテ主要事項ノミノ承諾ヲ以テ佛側ノ應諾トシテ平和進駐ヲナス
カ如キコトアラハ現地ニ於ケル陸海軍部隊及大本營機關並佛印側
ノ四者間ノ紛糾測リ知ルヘカラスシテ大ナル統帥上ノ不都合ヲ生
起スヘシ

120

七月二十六日情報交換要旨

田中兵務局長ノ圖工作ノ説明ヲ聴取シタル後

一、「ソ」ニ對シ外交交渉ヲ開始スル時ナラスヤトノ提案アリ。之ニ對シ過早ナリト述フルモノ、或ハ硬クナクユトリノアルモノナルヲ要ストナス論アリ。何レニシテモ研究スル要アルヲ認メ、次期連絡會議ニ提案スル如ク準備ヲスルコトトセリ

二、鈴木無任相ヨリ英支軍事同盟成立セリトノ情報ニ對シ、「英ハヤツトルノカ」ト英ニ問イテハ如何ト提議シ、「ソレモ面白イ」、「英支同盟ノミナラス英米ノ現ニヤリツツアルコトヲ直接聞クノモ一法ナラン」等ノ説アリ

三、米ノ資金凍結ニ關シテハ、豐田外相ヨリ之カ對抗策トシテ、全般

陸軍

ニ外國資金ヲ凍結（米ト指定セス）シ其ノウチニ米ニ對シ適用スル如ク考慮中ナリト説明アリ

叫豐田外相ヨリ駐日英米大使ト會談セル狀況ニ就キ左ノ如ク説明アリ

米大使 日本ハ今岡佛印ニ對シ平和進駐ヤル計畫ナランモ次ニ更

ニ南方ニ進出スルナラン。此ノ如クシテハ英米ハ脅威ヲ感スルコト大ナリ。特ニ「シンガポール」ハ英米ノ生命線ニシテ關心極メテ深キモノアリ

外相 今岡ノ進駐ハ自存自衛ノ爲ニシテ、情勢ニ特別ノ變化ナ

キ限リ之レ以上南方ニ進出セス。故ニ米國ノ對日措置ヲ

考慮セラレ度

米大使 外相ヨリ承リシ所ヲ本國ニ報告スヘシ

英大使 「ビルマ」、馬來、支那等ニ於テ日本ヲ包圍的ニ壓迫シ

ツツアリト云フモ、此ノ如キコトハ絕對ニナシ

オ前カヤルナラ 俺ノ所モ考ヘル

ト極メテ興奮シテ語ル

兩大使約一時間ニシテ辭去シ更ニ本日先ツ米大使次テ英大使ト會談スル豫定ナリ

五豐田外相ハ米國ニ對シテハ打ツヘキ手ハ充分打チ度後ヨリ悔ナキ様致シ度ト述フ

to

七月二十九日第四十二回連絡會議

一般情報ノ交換

一出席者 本日ハ特ニ内務大臣ヲ加フ

ニ先ツ參謀總長ヨリ南佛印ニ於ケル進駐軍ノ上陸狀況ヲ、陸相ヨリ進駐ニ伴フ列國ノ動向等ニ就キ説明シ、次テ外相ヨリ次ノ如キ發言アリ

駐泰英公使カ「泰カ今後第三國ニ軍事基地ヲ提供シタリ特別ノ便宜ヲ供與シタリセハ英國ハ不可侵條約ヲ破壞スル」旨泰政府ニ申入レタ様タカ、コウ云フ事ヲ云フテモ國境ヲ越エテ出テ來ルコトハナイト思フ

又泰ハ閣議ヲ開イタ結果、近ク滿洲國ヲ承認スルトノ事ヲ其ノ

旨ヲ「ワニツト」ヲ經テ申入レテヨコシタ

「スペイン」ノ須磨公使カ伊太利公使ヲ訪問シタ所、米カ「ダカ
ール」ノ占領ヲ企圖シテ居ルト云フコトヲ告ケタトノ事デア
ル

安南人ニ對スル帝國ノ態度ニ就テハ、軍ハ獨立運動ヲヤツテ居
ラ

レヌカ、無暗ニヤルト傳印政權カ安南人ヲ壓迫シ抑フテ暴イ結果
ヲ招來スルイテ、政府トシテハ腹ヲ一致セシメテ一途ノ方針テヤ
ル様ニ致シ度ト上ヘ

右ニ關聯シ總相ヨリ準備工作ニ關シ如何スヘキヤノ提議アリ、武
舊局長ヨリ既ニヤツテ居ルト述ヘタルモ、更ニ研究スルコトトセリ

三、鈴木金畫院總裁ヨリ別紙「戰時下ニ於ケル施政上ノ態度」ヲ示シ
本件關係ニ於テ決定セリ、統帥部ハ如何テアラウカト述フ

其ノ際内相ヨリ第三項ニ國民ノ需フ所ヲ明示シト云フテ居ルカ本
件ハ仲々大事デアル、又國民生活ノ不安ヲ除去スルニ勉ムトアル
カ、之レト第四項ノ關係ハ大事ナ事故深ク検討ヲ要スト述フ。
尙閣議席上商工大臣及柳川無任相ヨリハ次ノ發言アリタルカ如シ
商工大臣ヨリ

國民生活ノ不安ヲ除去スルト云フガ國民ガ安心シテハ困ル、現下
ノ情勢デハ國民ハ禪一ツデ立ツテモ不平ヲ云ハスニ、如何ナル艱
難辛苦ニモ之ニ堪ヘネハナラス

柳川無任相ヨリ

眞誠會ノ活動ニ就テハ遺憾ナク統制セラレ、眞劍ニナリツツアル
カラ御協力ヲ望ム

其次テ内務大臣ヨリ國內一般ノ情勢ニ就テ左ノ説明アリ

一般ノ國民ハ七月二日ノ御前會議テ國策カ決ツテカラ、其ノ前ニハ北進南進ノ議論カアツタカ最近ハ少クナリ、政府ニ信頼スル氣分カ出來ツツアル

共產黨ニ就テハ、表ニハ出テ居ラスカ尙裏面的ニ相當ノ活動ヲシテ居ルカラ注意ヲ要スル。殊ニ最近「コミンテルン」ト國家トノ間ニハ關係ナシト、云フ様ナ格構ヲシテ行クカ宜シイトノ指令カアツタラシイ。表面ハ憐キカケスト云フ形ヲ取り乍ラ運動ヲシテ居ルカラ注意ヲ要スル

朝鮮人ノ中ニモ注意セオハナラスモノガアル

衛戍兵ノ中ニモ注意ヲ要スルモノガアル、特ニ中小工業者テ歸

ツテ來タガ、就職ガ出來ズ、元ノ仕事モ留守中不振トナリ今更手ヲ入レルコトモ出來スト云フ狀態トナツテ相當不平ガアル様デア
ル。一方金持ハ事變ノ爲ニ益々金カ豊ニナリ、中小工業者ハ職地ニ行ツタカ故ニ困ルト云フ具合テ、之レハ云フテモ駄目タカラ生活ノ安定ヲ與ヘテヤル必要カアル

一般農民モ大體種カダガ、農民運動ハ増シテ來タ様ニ思ハレル
大體心配ナイカ仔細ニ觀察スルト右ノ様ナ點アリ、御參考ニセラ
レ度

其對「ソ」外交ノ件ニ關シ一寸腹相ヨリ話カ出タルモノ、ソレハ未タ

後ダ「海軍ハ「未ダ研究セネバナラス」トテ問題トナラス、又交

戰權行使ノ件ハ全然議題ニアガラズ解散ス

外相ハ

戰時下ニ於ケル政上ノ態度

昭和拾六年七月廿九日

閣議決定

(大正憲法改正建議會議了稿)

一 内閣ノ同志的結束ヲ鞏固ニシ各行政長官ハ常に部下職員ノ戰時執務
 ヲ指導訓練シ之ヲ確實ニ掌握シ且其態度ノ妥當の檢査ヲ修ラハ進ニ
 政治的處断ヲ行ヒ以テ政策ノ進行ヲ活潑乾進ナラシメ又民間要路ニ
 對シ計畫的指導ヲ行ヒ之時ヲシテ遺憾ナク政府ニ協力セシムルコト
 二 實業會ノ活動ヲ活潑ナラシメ能力増進ニ於ケル國民奉公力ノ充實ヲ
 圖ルト共ニ之ヲ基礎トスル新ナル政治勢力ノ培養強化ニ努ムルコト
 三 政府ハ國民ノ偏ヲ所ヲ明示シテ國民精神ヲ作興スルト共ニ國民生活
 上ノ不安ヲ除去スルニ勉ムルコト

同戰時體制下ニ於ケル國民ノ不可避の不平不満ヲ扇用シ政治的危險乃
至社會的激刺運動ヲ爲スモノニ對シテハ徹底的斷絶ヲ加フルコト特
ニ風潮運動ノ動向ニ就テハ嚴密ナル查察ヲ遂ケ鎮靜檢束ヲ行フコト
内 務 (1) (第三項ノ關係)ト第四項ノ關係ヲ深ク檢討スルコト
商 工 (2) 國民生活ノ不安ヲ除去スル機會ニ於テ安心ヲ與フル觀念
ヲ有スルニ至ラサルヤ第一資ノ上ニ起テテ不安ナキ様ニス
ルコト必要ナリ

御 用 (3) 實業會活動ニツキ此氣持ヲ遺憾ナク統制セラレ風潮ニ
ナリツツアリ御協力ヲ望ム

